

令和元年第1回大多喜町議会定例会

9月議会議録

令和元年 9月3日 開会

令和元年 9月13日 散会

大多喜町議会

令和元年第1回大多喜町議会定例会 9月会議会議録目次

第 1 号 (9月3日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	6
一般質問	7
麻 生 剛 君	7
野 中 真 弓 君	18
山 田 久 子 君	34
渡 邊 泰 宣 君	50
志 関 武 良 夫 君	64
根 本 年 生 君	71
散会の宣告	90

第 2 号 (9月4日)

出席議員	91
欠席議員	91
地方自治法第121条の規定による出席説明者	91
本会議に職務のため出席した者の職氏名	91
議事日程	92
開議の宣告	94
議事日程の報告	94
同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	94

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第22号～議案第28号、報告第11号～報告第13号の一括上程、説明	136
散会の宣告	166

第 3 号 (9月13日)

出席議員	169
欠席議員	169
地方自治法第121条の規定による出席説明者	169
本会議に職務のため出席した者の職氏名	169
議事日程	170
開議の宣告	171
行政報告	171
諸般の報告	172
議案第22号の質疑、討論、採決	172
議案第23号の質疑、討論、採決	195
議案第24号の質疑、討論、採決	196
議案第25号の質疑、討論、採決	198
議案第26号の質疑、討論、採決	199
議案第27号の質疑、討論、採決	203
議案第28号の質疑、討論、採決	205

選挙管理委員及び補充員の選挙について	209
日程の追加	211
議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決	212
日程の追加	215
議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決	216
休会について	217
散会の宣告	218
署名議員	219

第1回大多喜町議会定例会9月会議

(第 1 号)

令和元年第1回大多喜町議会定例会 9月会議会議録

令和元年9月3日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野 中 真 弓 君	2番	志 関 武良夫 君
3番	渡 辺 善 男 君	4番	根 本 年 生 君
5番	吉 野 喜 一 君	6番	麻 生 剛 君
7番	渡 邁 泰 宣 君	8番	麻 生 勇 君
9番	吉 野 一 男 君	10番	末 吉 昭 男 君
11番	山 田 久 子 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	総 務 課 長	古 茶 義 明 君
企 画 課 長	米 本 和 弘 君	財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君
税務住民課長	多 賀 由紀夫 君	健康福祉課長	長 野 国 裕 君
建 設 課 長	吉 野 正 展 君	産業振興課長	西 川 栄 一 君
環境水道課長	和 泉 陽 一 君	特別養護老人 介護施設所長	秋 山 賢 次 君
会 計 室 長	吉 野 敏 洋 君	教 育 課 長	小 高 一 哉 君
生涯学習課長	宮 原 幸 男 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	麻 生 克 美	書	記	市 原 和 男
書	記	山 川 貴 子		

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） おはようございます。

傍聴者の皆様、大変きょうはありがとうございます。皆様にはきょう、議員の一般質問が主にあるということで、また皆様にアンケートをお願いしております。議会発展のため、また町の発展のためにご協力をひとつよろしくお願ひいたします。

本日は、令和元年第1回議会定例会9月会議を招集しましたところ、議員各位を初め町長及び執行部職員の皆様、ご出席をいただきましてまことにご苦労さまでございます。

なお、滝口代表監査委員につきましては、所用のため欠席する旨の通告がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和元年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより9月会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年第1回議会定例会9月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、7月23日以降のものでございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書でご了承をいただきたいと思います。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、本日、一般質問が行われ、あす、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意、条例の一部改正及び新規制定、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、特別養護老人ホーム事業会計の補正予算を提出させていただきました。議事日程の最終日には、平成30年度の各会計の決算認定をいただきたく提出させていただいております。

ここで平成 30 年度の決算概要について、若干述べさせていただきます。

一般会計の主要事業といたしましては、定住化対策事業として船子地先の住宅用地造成、横山宮原住宅の第 2 期建設工事を実施しました。国土調査事業では、上原、柳原ほか 6 地区の地籍調査業務を実施し、町道改良事業では大中西線、宇野辺当月川線、弓木西下線などの道路改良工事を実施しました。また、消防機械器具置き場 1 棟の新築及び小型動力ポンプ付積載車 1 台を更新しました。

教育関係では、給食費の無料化を中学生に続き小学生にも拡大し、実施をしました。また、小中学校の空調設備設置工事、中央公民館ホール棟の屋根防水工事及びトイレ改修工事を実施いたしました。さらに、前年度から繰り越した町道葛藤筒森線の筒森地先の災害復旧工事などを実施してまいりました。

一般会計の歳出決算額は、対前年度比 1.2 パーセント増の 51 億 4,500 万円余りとなりました。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿った決算となっております。水道事業では、水を安定供給するため、老朽化した配水管布設がえ工事などを実施いたしました。特別養護老人ホーム会計では、職員の不足や介護報酬の引き下げ、さらには利用者数の減少などにより厳しい決算内容となりましたが、外国人技能実習生制度を活用するなど、あらゆる可能性を協議しながら改善に向けて検討しているところであります。

なお、それぞれの決算に対する財政の健全化の指標につきましては、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており、財政の健全化が図られているところでございますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

結びに、各議案第とも可決、ご承認くださいますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告でありますが、第 1 回議会定例会 7 月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願います。

なお、このうち 8 月 5 日に第 1 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会と 8 月 30 日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合第 2 回定例会が開催されました。

この件について、初めに 11 番山田久子君から報告願います。

11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私からは、令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の報告をさせていただきます。

去る8月5日に行われました臨時会では、追加日程を含め議案5件が上程されました。

主な内容は、1、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。2、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について。3としまして、千葉県後期高齢者医療広域連合議長であります富津市の平野明彦議員の辞職に伴う議長選挙が行われ、指名推選により松戸市の山口栄作議員が就任をされました。

そのほか、千葉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選任が行われました。出席議員全議員の了承のもと、提案議案を含めて全て同意がされました。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、10番末吉昭男君から報告願います。

10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） 令和元年第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が8月30日10時から開かれ、議長、副議長、私と3人で出席しましたので、報告させていただきます。

まず、議長の選挙が行われまして、勝浦市の黒川民雄議員が当選されました。

引き続き議案審議へと入り、議案第1号の専決処分の承認を求めるについて、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合の規約の一部改正でした。

議案第2号の夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、特定小規模施設用自動火災報知機設備を設置した場合における住宅用防災警報器等の設置の免除に関する基準を定めるほか、所要の改正を行うものでした。

議案第3号の夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料の額を改正するものでした。

議案第4号の財産の取得については、車両更新計画に基づき、15年経過いたしました大多喜分署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新で、5,216万4,000円で東京都八王

子にございます日本機械工業株式会社が契約の相手方となっていました。

続きまして、議案第5号 平成30年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定の概要については、常備消防の運営において女性専用施設の整備として大多喜分署の庁舎改修工事の実施、また在宅当番医、病院群輪番制並びに24時間電話健康相談事業による地域医療体制の維持に努め、介護認定及び障害支援区分認定審査会の運営の向上を図ったところであります。

また、決算規模につきましては、平成30年度一般会計の歳入総額は21億2,790万7,073円、歳出総額が20億363万4,466円でありまして、実施収支1億2,401万3,815円の黒字でしたが、前年度分を差し引きました単年度収支では2,344万2,063円の赤字となっておりました。詳細につきましては皆様のお手元に配付していただきました決算書をごらんいただきたいと思います。

以上の議案につきましては、全員一致で可決及び認定されたところでございます。

次に、報告第1号として、平成30年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計ちば消防共同指令センター機器更新負担金の継続費の繰越計算書の調査について報告があり、閉会となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から7月26日、8月23日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本9月会議の審議期間は本日から9月13日までとし、本日と明日4日、そして13日を本会議開催日とし、この間、10日と11日に総務文教・福祉経済合同常任委員会協議会を開催する予定でございます。10日は、総務文教常任委員会が所管する事務、11日は福祉経済常任委員会が所管する事務について決算の内容説明を受けることとしています。執行部の皆様にはよろしくお願いします。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

11番 山田久子君

1番 野中眞弓君

を指名します。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 麻生剛君

○議長（野村賢一君） 初めに、6番麻生剛君の一般質問を行います。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） おはようございます。6番麻生剛です。

今回、通告に従いまして、ただいまより一般質問に入らせていただきます。執行部側に対しては既に通告済み、そして打ち合わせも済んでおりますので、本当に住民の皆さん前で正々堂々と執行部側の意見の見解をお願いしたいと思います。

時代も、時空間を行き来することができる。これは何もタイムマシンの発明でもありませんし、タイムトラベラーの出現でもありません。私たちのふるさと、郷土を知ることによって、とりわけ歴史を知ることによって得られる、ふるさとの成り立ちや人となりを知る、長い悠久の歴史を育んだ当町の我が町を知ることができる、その1点であります。

きょうは既にお読みであると思いますけれども、ここに1冊のロングセラーがあります。大多喜町史です。このことにつきまして、きょうは執行部側にそれぞれお答えいただけるものと思います。私今回は、質問の相手を一応町長、副町長、そして教育長、総務課長、教育課長、生涯学習課長、これだけ挙げさせていただきました。しかし、何分にも、もう準備はしてあると思うんですけども、時間の都合上、全ての方のご答弁、これは難しいと思います。したがいまして、私のほうからある面で担当の方や、そういう方には逐一ご答弁いただきたいと思います。

実はこの大多喜町史、平成3年に発行されました。大多喜の職員の皆さんや、あるいは大

多喜町民の皆さんには、一度は手にとってごらんになった方は多いと思います。

そこで、まず本論に入る前に、この大多喜町史の感想を担当課長より一言、あるいは一言でなくても結構ですので、お願ひしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまの質問でございますが、町史につきましては、全てのページを読んだわけではございませんが、1,600 ページに及ぶ貴重な文献であるというふうに思っております。

内容につきましては、町の自然環境に始まりまして、沼田の先土器時代から会所、久我原、堀之内の縄文期、また森宮の弥生期、それから下大多喜の古墳期の遺跡、中世期に至っては天正 18 年、徳川四天王の 1 人でございます本多忠勝が大多喜城に移封され、その後 7 代にわたる領主の変遷、それとともに歴史を重ね現代に至るまで、時代とともに薄れ消えゆく事実をわかる限りまとめ、資料をある限り網羅し、大多喜町の事実をとてもわかりやすく 1 冊にまとめ上げた、郷土大多喜を知る上で最も重要な文献であるというふうに認識しております。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 生涯学習課長、なかなか精読をしておると思います。まさに要約すればそういうものなんです。私、この編さんにかかわりました方々、よく存じ上げておりました。委員長が石塚孝一元議会議長、そして副委員長が渡邊包夫先生と、そのほかにもそういうたる方々がこれに携わりました。

時の町長さんは宍倉一輔町長さんでございます。宍倉一輔町長さんも温故知新、この中でも述べております。古きを訪ねて新しきを知ることこそ行政の根幹である。ただ単に今あるのは、私たちの先祖が何げなく生きてきたのではない、その中に血と汗の結晶があったんだと、それがこの中にできるだけ反映させてもらいたい。その旨、よくよく町史編さん委員の方々に言っていたのを私も覚えております。

今、担当課長より、非常に精読しているな、非常に物事がよくわかっているなと思いました。そしてどうでしょう。私もこの大多喜町史、全てを生涯学習課長のようには精読しておりませんけれども、大多喜町長、飯島勝美大多喜町長の感想で結構でございます。一言おっしゃっていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、生涯学習課長が答えた内容でございますので、それは私のほうは

省かせていただきますが、町史というのはやはり町の歴史をたどる上で、後世に残す大事なものであると思っています。ですから、この今の町史につきましては、昭和の時代までは先人の皆さんのが立派なものをつくっていただきました。今、時代は平成も今ようやく終わりました。これから令和に入るわけでございますが、平成の時代の 30 年というものはまだできていないわけでございますので、我々が今やる役割というのはまさにその平成の時代、これをやはりしっかりと史実として残していく、これが大事であると私は思っております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ありがとうございました。

飯島町長は歴史感覚、歴史に対する姿勢、それを今に生かすという、これ私は私的にお互いに、私語を交換しながら話した中で、それを脈々と感じたことがあります。今の答弁の中では、全ては表現できなかったかもしれませんけれども、やはり担当課長と同じように、お忙しい中この大多喜町史を読んでいらっしゃる、精読なさっているということも大体わかりました。

それでは、議長のお許しもいただいておりますので、私が執行部に提出しました本論に入らせていただきます。

当町における大多喜町史の正式編さんは、一部の小冊子を除いては平成 3 年を最後に発行されておりません。その後、平成の世を経て令和の御世へと歩んでまいりました。その間の町の変貌は、この後根本年生議員が指摘なさいますけれども、人口減少、そして産業構造の変化、学校の統廃合、私どもの想像を超えるありさまでありました。

そんな背景だからこそ、記憶を記録に残すことの重要性は申すまでもありません。また、正しい資料に基づいて歴史を検証することは、後に続く世代のために伝統文化の継承、そして未来への提言としての意味合いがあります。

それでは、重複するかもしれませんけれども、町史発行の意義と見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 町史編さんの意義等についての質問に生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

大多喜町史は、祖先が歩んだ無限とも思われる足跡を正しく認識し、意義ある事柄を資料の散逸や損壊がなされないうちに後世に伝えるため、歴史的性格、時代的特徴及び文化の経緯を明らかにするとともに、これを平易に記述し、町民の郷土心の振起、文化の向上・促進、

並びに町勢発展に資することを目的に発刊された本町の最も重要な文献であろうと認識しております。

ここで町史の編さんの経過と町史の発行状況について触れたいと思います。

町史の編さんは昭和 57 年度に開始され、当初は 62 年度までの 6 年間の計画でスタートしましたが、たび重なる事業期間の延長で発刊までに 9 年余りの歳月を費やし、平成 2 年度に完成しております。また、町史の発刊状況でございますが、平成 3 年 3 月に当初 2,000 冊を発刊。販売を開始しまして、翌 4 年 1 月に 500 冊を増刷しております。合わせて 2,500 冊を発行、平成 30 年度末までに 2,048 冊を販売している状況でございます。

さて、麻生議員のおっしゃるとおり、現在の町史を発行して以降は関連する書物は発行されておりません。現在のところ、発行後の町史の追録、あるいは現在の町史の増補版などを編さんする計画はございませんが、平成が終わり令和の時代を迎えておりますので、一つの区切りといったしまして、関係部署とも十分に検証を行い、今後の課題として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） ただいま生涯学習課長がいみじくも言ってくれました。2,000 冊を優に超えるほどが皆さんの手元に行っているという。これは今みたいな出版不況の前に、このようなすごい人気のあった大多喜町史です。私は、大多喜町を中心としたこの夷隅地方、非常に文化レベルは高い。

かつて私の友人でもありましたし、現在は同僚議員でもある末吉昭男さんが、実はこの総元村史、これを民間の力で、総元の方々の民間の力で岡田条蔵元村長を中心とした方々のお力で発刊されたのをよく存じ上げております。これまた総元の人のみならず、当然私も末吉さんの熱意ある行動に敬意を表しまして、このように購入させていただいて、総元のことがよくわかりました。そういう大多喜町民の湧き上がるものがあるわけです。

そして今、生涯学習の課長のお話ですと、まだ発刊計画はない。しかしながら、今後こういうものを何らかの形で残していくことの意義は非常に評価できるというような、建設的なお答えもいただきました。私はいいものはいい、より進める。ただし、新しく発行するものに関しては、よりいいもの、ただ単なる続編ではなくて、それにより魅力の加わるものでなくてはならない、そう思います。

実はこの大多喜町史もそうなんですかけれども、歴史というのは人がつくります。その中で

郷土の先覚者のコーナーがあります。この大多喜町史の中にもしっかりと立派な方々が載っています。しかし私は、昭和、平成、そして令和の時代になって、ちょっとさかのぼって考えますと、見落としてしまった方々が私の脳裏に多数浮かんでまいりました。その方々を私なりに披露させていただきたいと思います。

まず、ミサワケンゾウ氏、これはご存じのように千葉県の商工会のドンでありました。大多喜町の猿稲に在住なさいまして、大多喜の商工会長であったのは言うに及ばず、千葉県の商工会の会長でありました。つまり商工会、これは町村の方々が主になりますけれども、もう一つは商工会議所というのがあります。大体商工会議所は都市部の方がなる。千葉県でいえば大体千葉銀行の頭取かあるいは副頭取、あるいは京葉銀行の頭取あたりが商工会議所の会長をなさいます。しかし、この千葉県の商工会の会長を大多喜がとった。大多喜の商工会長がとった。これは大多喜が商都、商業の都だったということのあかしなんです。

当時は300軒が軒を並べ、そこが商店街としてにぎわっていた。そのほかにも、ご存じのように、産業の中で工業も、あるいはそのほかの産業も大多喜は進んでおりました。しかしあろうことか、ご存じのように大多喜の衰退の一つの原因として、交通網が若干よそよりおくれをとった、そんなこともあったんでしょう。

私はもう一方、お名前を挙げさせていただきます。市原敏次先生であります。この方は、教わった方もいると思います。地元の中学校の校長を長らく歴任なさいまして、後に、今はいすみ鉄道という形で鉄路は残っております。住民の足として今も活躍している。あるいは、いすみ鉄道に衣がえしてからは、観光鉄道として県内では恐らく人気はナンバーワン、あるいはナンバースリーまでには入る、そんな鉄道だと思います。

あの当時の国鉄の赤字ローカル線廃止という国の世論の中で、当時の市原敏次先生を中心とする民間の草の根の住民運動の木原線を守る会の方々は、住民には住民のその中でしかわからない民意があるんだと。その民意を伝えていく。まさに当時は成田が成田闘争で血の成田でしたけれども、大多喜の木原線を守る会は無血の住民パワーによって、時の行政も、あるいは教育関係も、そして商工関係者も巻き込んでばらしい力となって、何とか赤字を克服しながらも、廃止勧告にもかかわらず鉄路を守り通し、鉄路は住民の足として必要だ、教育路線として必要だということで第三セクターいすみ鉄道につないでいただきました。この方が大多喜町史の中に載っていない、これはやはりおかしいんじゃないかなと思いました。

そのほか、まだまだたくさんの方がいらっしゃいます。当然、この町史の編さん副委員長でありました渡邊包夫先生、この方はもう私が言うまでもないでしょう。テレビ「なんでも

鑑定団」、お宝鑑定団の初代会長、初代団長としてもう皆さん大多喜を日本全国に売り出してくれました。恐らく骨董ブーム、この火つけ役であります。当時は同じ大多喜高校出身の石井久吾さんとこの渡邊包夫さんの名コンビで、その後、中島誠之助先生などの人たちが周りを囲んで、石坂浩二さんの司会、そういうことでお宝鑑定団、「なんでも鑑定団」大視聴率がつきました。

しかし、先生の功績というのは、最もすばらしいことは、あの天下の名城、大多喜城を築城当初の形に類するように再建しよう。あの大多喜高校のグラウンドであったあの場所に、当時の白亜の天守を復興させようじゃないか。それをどうですか、皆さん。実現させた原動力じゃないですか。

その後、ご存じのように城の門であった薬医門の、やはり復元や大井戸の整備、大井戸は日本一の大井戸と言われています。そういうものを含めてやったこの渡邊包夫先生も、当時は執筆者ですから載せられなかつたでしょうねけれども、もう今は鬼籍の世界に行ってしまっている方ですので、ぜひ次のときには載せていただきたい。

そのほか、私は最も必要なことは何かと。官に厚く民に薄いという、そういう姿勢が我が国には多いです。当町も決してそれと同じとは言いません。しかし、民間で本当に心血注いで頑張ってくださった方々を挙げさせていただきたいと思います。

どうでしょうか、小高進先生。脈をとて、そして地域の住民の方々に朝から晩まで、あるいは休日まで返上して命を救ってくれた、地域医療に尽くしたあれだけの逸材の方が、確かに先祖の小高半左衛門さんは載っております。しかし、その先祖に負けるとも劣らず大多喜町の住民の命を救ってくれて、健康に明るいまちづくりに貢献してくださった小高進先生の名前が載っていないということは、私は大多喜のこの町史の薄さになってしまふと思うんです。

そのほかにも、皆さんあの方がと言われている方々が出されていないと思います。中村茂先生、どうでしょう。今井兼次先生が建築したこの庁舎を残し、そして早稲田の建築の人たちの全ての人たちがみんなここに来て、この今井兼次先生のこの庁舎を見てくれる。それが今、大多喜のみならず、世界のユネスコにまで鳴り響いていった。この基礎を築いてくれた人を忘れていてしまってはなりません。

ただ、私は評価したいと思うのは、大多喜町史のこの歴史、大多喜庁舎の歴史の中で、現在の飯島町長がこの問題に関して取り上げて、非常に高く評価している。やはりそういう視点があるからこそ、今度こそ町史などに反映していただきたいと思います。

また、今回は私が言いたかったのは、本当にこの町を支えてくれた方々というのには誰か、それはもちろん一般の住民の方々であります。その一般の住民の方々を代表している方々は何か。それは、各区長さんやそして議員各位の皆さん、そして執行部の皆さんもいるでしょう。私が思いましたのはサイトウヒデオさん、この名前も忘れてはならない方だと思います。あらゆる困難に立ち向かいながらも町を支えてくださった、そんな名助役でした。

そんな形を踏まえながら、どうでしょうか。次の追録版というか増補版には、こういう人物編を充実してやっていただけるかどうか。その辺を担当課長よりお答えいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまの質問に生涯学習課のほうからお答えさせていただきます。

麻生議員のおっしゃるように、町史を編さんする上で、町民の方々の意見や貴重な体験談とか、そういう貴重な資料を生かすことは非常に重要であるというふうに考えております。現在の町史を編さんする際にも、広報紙により町民に広く資料の提供を呼びかけ、実際に借用し活用させていただいている状況でございます。

今後、町史等の発行に当たりまして、町史を編さんする際にも広く町民に資料の提供を呼びかけ、また歴史的な資料を初め、写真ですとか映像、町民の生の声、体験談なども投稿いただくななど、たくさんの資料を収集することが重要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 生涯学習課長は町民の生の声を集めしていく、そういう姿勢は大切である。確かに生涯学習というテーマはまさにそれであると思います。

それで私、生涯学習課長とは、この一般質問にとらわれずいろいろ議論しました。その中で、漏れ落ちたかもしれませんけれども、実はこういう「昭和の歩み 夷隅町編」というのがあります。合併する前の夷隅町のやつです。これなど非常に参考になると思います。いわゆる町民の中から公募して、そして町民の方が体験したものが出ます。この中には例の東京大空襲のことや、あるいは疎開児童の方々、そういう方々のことが載っております。これは、2,000部は売れていないと思いますけれども、非常に参考になる。昭和の私は名著だと思っております。

というのは、たまたま私が高校時代の恩師でありますヤマナカキシチ先生が九条の会、いわゆる憲法9条を守ろう、憲法9条を守って平和を次の世代に伝えていこうと、そういう会の中で、やはり町民の方は、大多喜町民です、言っていました、疎開のことを。ちょうどあの桜台のところの、今はもう旅館は廃業なさって、そして工務店も廃業なさってしまいましたけれども、あそこが当時ナカムラさんという旅館があったとき、その旅館のところから子供のすすり泣く声が聞こえる。昭和19年、昭和20年のそのときです。

当時の本所区や、あるいは現在の墨田区に当たりますけれども、そういう方々の疎開先であったあのナカムラ旅館のそばで子供たちがすすり泣く声を聞いたときに、同じような世代の人たちが、親と子が引き離されていく、国策によって親と子が引き離されていく、その状態を見るにつけ忍びなかったと。ところが、その疎開児童の実態というのはどうでしょうか。なかなか次の世代に生の証言として伝わってこないというのは、悲惨な歴史だからであります。しかし、そういう悲惨な歴史も伝えていかなければ、おかしな時代がやってきてしまうんです。

私は、さまざまな時代背景をこの大多喜町史の中で見させていただきました。今後、抜けているものもあります。そうした中で、例えばあのオイルショックの問題はどうでしょうか。昭和48年に端を発したエネルギー危機ですよ、石油危機、石油がなくなる。大多喜でもスーパーの前で、トイレットペーパーがなくなるんだと。トイレットペーパーがなくなってしまったら水洗トイレが使えない。行列ができた、あの事象を見る。そして、世界的に見たら、あのオイルショックによって、どうでしょうか。日本の経済が変わっていった。昭和48年です。そのこともやはり載せていくて、日本の中での大多喜、世界の中での大多喜を次の世界に伝えていく。経済構造の変化が、あれはエネルギーという一つの問題、それを提起させる問題だったと思います。

そしてその後、どうでしょうか。私が若いころですけれども、あのバブル景気、泡のように日本中が浮かれ、何もかも有頂天になり、それはそれでよかった時代もあったでしょう。しかし、あらゆることが、土地があつという間に高騰し、あるいは貴金属があつという間に高騰し、絵画があつという間に高騰する。これはどうでしょうか、実体のない経済というものが怖いということを、あのバブル景気、この大多喜町でも起こったじゃないですか。そんなことがやはり触れられていない。触れるべきです。バブル景気の問題。

それからどうでしょうか、災害の歴史はいろいろとあったでしょう。東日本大震災のときの大多喜の状況はよく私は存じ上げませんけれども、あれは広範囲に影響を及ぼされました。

そんな中で、当町における、私が再三再四取り上げている災害の歴史は、あの昭和 35 年の集中豪雨、昭和 45 年の集中豪雨、昭和 46 年の集中豪雨。今、ゲリラ豪雨とか言っております。これは、地球温暖化になったからゲリラ豪雨というように名を変えたかもしれません。しかし当時は、あの集中豪雨が、この天の底が抜けたような真っ暗闇の中から、バケツの水をひっくりかえしたような状況を、時の人たちがこの中で、町史の中で証言していくことも必要だと思います。記録的データはデータとして残す。

今、大多喜の久保のくらやさんというおそば屋さんには、ここが昭和 45 年のあれだよ、これは昭和 46 年のだよというような形で、そこに印がついています。それを見るにつけ、思い出すんですよ。悪夢のような日々を思い出すと同時に、次への災害に対する備えをしっかりしなければいけない。町史というのはそういうことなんです。歴史というのはそういうことなんです。

そのほか、私が見たところ、イベント関係ももっと充実させて載せていただきたい。

○議長（野村賢一君） 麻生君、もう話はそれぐらいにして質問をそろそろ始めてください。

話はもう大分いろいろ聞いていますから、まず質問をしてください。

○6番（麻生 剛君） 議長のご指摘のように、質問をこれから矢継ぎ早にさせていただきたく思います。

そのほか、世界レンゲまつりのイベントのこと、千葉大学の村山元英教授のもとに大多喜で世界レンゲまつりが起こったと。あの事象が、今は下大多喜レンゲまつりという形で継承してくださっております。しかし、この大多喜での世界レンゲまつりが起きたんだという、世界という名前が冠についたということの意義も伝えていかなくてはいけない。

そのほか、昔、どうでしょうか、皆さん。養老渓谷は菊まつり、あの事象が、確かに市原市の地名である岩風呂さんが中心だったからといって載せないのかもしれないけれども、養老渓谷全体でやった祭りでしょう。そのこともやはり大多喜町史に載せなければ、やはりこれは不備があると思います。

そんなことも踏まえて、今私が一連のこと、こういう問題について担当課はどのようにお考えか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまの町史の、欠落した部分があるんではないかというようなことでございますが、町史の後書きのほうにも記載されておりますが、今回の町史を礎として補完されることを望むというような記載があったと思われます。

今回の町史については、ページの制限や期間の問題等もあって、そういう形で完成したと思われますが、今後編さんをする際には、増補部分についても十分に検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 生涯学習課長、常にこの町のことを考え、そして至らないものは補つていく。そしてよりよいものをつくっていくという、その姿勢は私は高く評価しております。今回も私も限られた紙面の中でしか書けませんでしたから、一応口頭では生涯学習課長のほうにもお伝えしたつもりでございます。

先ほど議長のほうからご指摘いただきましたけれども、質問をするに当たって、やはり一般の方々に、執行部の皆さんにもう一度その前段、前提というものを知っていただきたいと思いまして、私が多少解説を加えた次第であります。

それでは、これは通告にありますので、どなたが答えるてもいいことなので、まず歴史観という問題。歴史ということは変えることはできません。しかし、歴史を知ること、そして学ぶこと、あすの未来を創造すること、あすの明るい未来をつくることはできます。私は日ごろより、この町史編さんの一つの意義として歴史観が必要だと。どうでしょうか、私と非常に近い歴史観をお持ちの大多喜町長、一言歴史観についてお願いしたいと思います。町長でいい。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 麻生議員が本当にいろいろとご説明いただきましてありがとうございます。

歴史につきましては、やはり史実に基づくものでございますので、ただ、先ほど申されましたように、多くの皆さんのいろんな意見があり、またいろんな考えがあって来ていると思います。それで、この町史編さんについてもそのかかわった皆さん方がいろいろ資料を集めながらつくられてきたんだと思います。

やはりこの麻生さんの言葉の中にもありますように、史実はしっかりと残すということ、それを記録に残すことが大事でございますので、史実を曲げるということはできないわけですね。ですから、多くの皆さんの証言もいただきながら、また町民の皆さん方、または町外の皆さん方、多くの皆さんのご意見をいただきながら、正しく残していくことが大事であると思っております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長、ありがとうございました。

町長は、きょうの答弁では出てきませんでしたけれども、私とのこれ雑談の中で非常にすばらしい歴史観を私に言ったんです。思い出してください。そのときの言葉、私、町長を尊敬している一つの柱なんですけれども、賢者は、賢い者は歴史より学ぶ。しかし、愚者は歴史を無視する、歴史をないがしろにする。大多喜町政は、町長のこの歴史観、賢者は歴史より学んでいく、先ほど私が歴代の方々のお名前を挙げました。その方々の賢者から学び、まちづくりに取り組んでいらっしゃるんだと思います。この辺が私と歴史観は同じでありますので、大多喜がよくなるも悪くなるのも一つはそこなんです。

私は、きょうは多数の質問を多数の方からお答えいただけるように、一応上げましたけれども、担当課長が的確に答えていただいた。そして、町長も代表してきっちとした形で披露していただいた。そうなると、後の方々には申しわけないんだけれども、また次の機会に幾らでも答えていただこうと思います。

私自身の体験を通して、今後の町史編さんの必要性についてはもう一度聞いてみたいと思います。

今私の手元には、これは司馬遼太郎先生と山折哲雄先生の対談の記事があります。この山折哲雄先生は私の恩師であります。若いときに非常に大多喜を愛して、時の町長さん、宍倉一輔さんにもお会いしていただきましたし、時の総南博物館、現在の県立中央博物館大多喜城分館、そのほか田園の美術館、夷隅町ですね。狩野派源流のもとであると。いわゆる日本絵画は隣の夷隅町の、あの狩野派はあそこから起ったんだということを、やはり山折先生が関心を持ちまして私のところまで足を伸ばし、そして研究なさったのを聞きます。

そのときに、司馬遼太郎先生との対談の話を教えてくれました。それはなぜか。司馬遼太郎さんという人は、地方紙、ローカル紙を手元にやって、埋もれている人物に光を充てる。地方では有名だけれども、しかし中央や日本の中ではまだ無名だと言われている人に光を当てて、そして小説として世に出す、そういう手法をとっている。つまり、ローカルにしてグローバルである、そこが歴史の原点だよ、文化の原点だよ、ここには載っておりました。

私はその先生、山折哲雄先生、まだご健在でございます。司馬遼太郎先生との交流関係を通して学んだことを私にも教えていただきました。だからこそ私はこの町史編さんの意義についてお伝えしたのは、まずは足元を見詰めなさい。そして埋もれている歴史の中にヒントがある。原点に立ち戻り、そして未来志向のまちづくりに生かしていただきたい、そう思うんです。

この大多喜町史の中に、元町長ですか、宍倉一輔さんが温故知新、古きを訪ねて新しきを知る、これが私のテーマだよと語りかけています。そして、飯島現町長は私に、賢者は歴史から学び、愚者は歴史をないがしろにする。そして、私が尊敬する山折哲雄先生が司馬遼太郎さんとの対談の中で、地方の中に世界に通用するものがある。日本の地方の中にこそ全国に通用するものがある。この大多喜が今まさに全国に通用するものがあるとしたら、そこではないでしょうか。

本多忠勝のこと、本多忠朝のこと、そしてドン・ロドリゴのこと、これまたすばらしいです。そのほかにも、大河内正敏博士の理化学研究所のこと、ノーベル賞のもとをつくっているわけですから。そういう人たちのあれをいま一度我々は見詰め直して、まちづくりの未来志向に生かしていきたいと思います。つまり、古いものを今に生かす、そして今に生かして未来に提言していく、それこそがまちづくりだと思います。

きょうは質問が生涯学習課長、そして大多喜町長と2人になってしましましたけれども、このお二人ともその答弁のまま、まちづくりに恐らく生かしていただけたと思います。きょうは町民に皆さんとのお約束も、傍聴の皆さんとのお約束もしたと思います。必ず立派な町をつくり上げたいと、その熱意は伝わりました。

前回の町史はかなりの時間がかかりました。今回は、やはり時間がかかるでしょう。でも、時間はかかるけれども、種をまかななければ何事も実は結びません。まず種をまいて、そして芽が出てきて、それを育てて、そして結実していく、そういう町にするために、いま一步執行部も私ども議員各位も、そしてきょう傍聴に来てくださいました住民の皆さんも、この三位一体の力でやっていきたい、そう思いまして、私6番麻生剛の一般質問をこれにて終わらせていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ここでしばらく休憩します。

11時10分から会議を再開します。

（午前10時59分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前11時10分）

◇ 野中眞弓君

○議長（野村賢一君） 次に、1番野中眞弓君の一般質問ですが、お手元の資料の質問事項2

つ目で、学童保育についての上から 7 行目、「自治体の判断が引き上げる」ということになっておりますが、これは「引き下げる」に訂正してくださいということなので、訂正してください。

それでは、1 番野中眞弓君の一般質問を行います。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 1 番野中眞弓です。私は 2 点にわたって一般質問をしたいと思います。

1 点目は小学校の英語の教科化について、2 点目は学童保育についてです。

まず 1 点目ですが、小学校では今、私たちの時代と違って英語の授業が行われていることは、皆さんご存じのとおりだと思います。

小学校の英語教育は、8 年前の 2011 年 4 月から外国語活動として始まり、来年 2020 年 4 月から教科として実施されることになっています。この間、小学校における英語教育の成果や課題などが公に検証されたとは聞いていません。どこがよくて問題はどこかなどの検証がなされないまま施策が進められています。このことについて専門家や関係者からは不安や危惧の面が表明されていること、子供や教員を取り巻く諸般の事情を考えると、英語が教科になることに大きな不安と危惧の念を抱かざるを得ません。

国の施策を前にして地方自治体ができるることは限られています。しかし、未来を担う子供たちとそれを育てる教員が、生き生きと取り組める環境整備に最大限の努力を尽くす義務が自治体にはあります。

そこで何点か伺います。

1 点目ですが、本校の小学校で現在行われている英語教育が来年度以降どのように変わるのが説明していただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、ただいまの質問に関して教育課からお答えさせていただきます。

最初に、来年度以降の英語教育について説明する前に、今日までの流れについて説明させていただきます。

現行の小学校の学習指導要領は、平成 23 年度に全面実施されました。英語教育は 5、6 年生で週 1 時間の年間 35 時間、外国語活動が必修化となりました。国ではこの外国語活動で、音声を中心に外国語になれ親しませることを目標として実施されました。その後、平成 29 年 3 月に新学習指導要領が告示され、令和 2 年度からの完全実施に伴い、英語教育の円

滑な実施に向けた移行措置が平成 30 年 4 月 1 日から施行されました。

これにより、平成 30 年度と今年度は、5、6 年生の英語教育が今まで年 35 時間だったものが 15 時間ふえて 50 時間となりました。従来の外国語活動に加えて、英語科の内容も扱うこととなりました。また、3、4 年生においても高学年への移行がスムーズに行えるよう、年間 15 時間の外国語活動が必修化となりました。

以上が英語教育の概要となります。

続いて、来年度から始まる新学習指導要領における英語教育については、5、6 年生が 50 時間から 70 時間となり、英語の教科として実施されるため、外国語活動の聞く、話すに加えまして読む、書くが加わり、通知表にも記載されるようになります。また、3、4 年生は従来どおりの外国語活動として 15 時間から 35 時間となります。

以上が来年度からの英語教育の内容となっております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） それは指導要領上の変化ですね。

ところが、大多喜町では、町長がよくおっしゃいますけれども、英語教育を子育て支援の売りの一つとして、やはり 23 年から保育所からも英語教育を進めていて、小学校でも 1 年生から活動が行われていると思うのですが、その辺の授業数も加味すると、具体的にはどうなるんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 現在の大多喜町のほうの授業時間としては、先行実施を行いまして、英語時間が 5、6 年生は 70 時間、3、4 年生は 35 時間、小学校 1、2 年生、こちらも新学習指導要領には書いてございませんが、こちらの 1、2 年生 35 時間、大多喜町のほうは実施しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

そうすると、大多喜町では新指導要領の先取りで、授業数は確保しているということですね。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） そのとおりでございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 次の質問にしたいと思いますけれども、授業時間は変わらないですが、私が目にした大学教授の論文によれば、中学校入学直後の授業から英語嫌いが最近目立つようになってきているという報告がありました。

実際この夏、行き合わせた12人の小学生に尋ねてみました。英語が好きかと聞いて、半数の6人が嫌いでした。そして、どっちかといえば好きなほうかなというやや好きが5人、元気よく「好き」な子は1人だけでした。保育園からの英語教育を売りにしている本町でそういう状況です。しかも小学生です。英語教育が重大な事態に陥っているのではないかと愕然としました。

英語の教科化については、専門家や関係者から問題点が指摘されています。来年から教科として実施されることに、町教育委員会としては、まずどのような問題があると考えるか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、ただいまの質問に教育課のほうからお答えさせていただきます。

小学校の教員は英語科の学習を前提として採用されていないため、現場では指導案の書き方や評価の仕方などがわからない、英語力のない自分が教えることで子供たちを英語嫌いにさせないかなど、大半の教員が英語教育の指導に不安を抱いています。ほかにも、いきなり英語を数値として評価されることで、小学校高学年の段階で英語に苦手意識を持つ児童がふえることも懸念されております。

本町では、これらの問題点を解消するための対応として、平成30年度から英語教育支援アドバイザーを1名配置し、年間指導計画の作成や英語教育にかかる教員への指導、助言などの研修を行ってきました。また、平成29年度まではALT2名体制でしたが、平成30年度からは1名増の3名体制とし、英語教育の充実を図っているところです。

先ほどご説明しましたが、国からの移行措置では、平成30年度と今年度に3、4年生は年間15時間、5、6年生は年間50時間となっていますが、本町では新学習指導要領の先行実施を行い、3、4年生は35時間、5、6年生は70時間、さらに1、2年生も35時間の英語学習をALTと教員が実施し、新学習指導要領の完全実施に向け計画的に準備を行ってまいりました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 問題点を正確に捉えていらっしゃると私は思います。

しかし、私も現場の先生の気持ちを伺う機会を西小学校で設けていただきました。そして、率直なご意見をいただいたんですけれども、一番印象的だったのは、開口一番、ベテランの先生が、子供を英語漬けにして中学校に送り出したいと私たちは本当に願っています。だけれども不安なんですということが、その後どの先生からも出られました。

この問題は、私はALTを入れたから、ALTとのことでも課題が山積していると思います。具体的には、アドバイザーも含めてこれから検討していただくことだと思いますので、ここでは述べませんが、子供を英語漬けにするためには先生方の不安を払拭する施策が必要だ、そう思います。大多喜が英語教育にお金をかけている、それをちゃんと回収するだけの施策が必要だと痛感しております。

私が聞いた範囲では、自分たちの英語力の不安、指導法もわからない、確かにそうです。もう一つはALTとの関係で、打ち合せの時間がほとんどない、ALTが言っていることがわからない、子供もここは理解できていないと思っても、自分が聞き取れないで指導することができないというような、赤裸々な声も聞かれました。

伺いますが、先生方の、今学校では教員の働き方が問題にされています。英語の教科化は学校にとって一層のブラック化を推し進めるることは明らかで、教員を苦しめるだけでなく子供にも大きな影響を及ぼし、格差を広げ、格差を広げというのは、学習塾に行けたり家庭教師をつけたり、家庭でフォローできる子はついていけますが、そうでない子供はついていけません。親の経済格差がここでも広がります。そして、一度嫌いになったものを取り返すというのは大変なことで、子供の未来も奪いかねないものです。

小学校の先生方のほとんどは、先ほど課長がおっしゃられたように、英語科教育法の授業は受けていません。英語に自信がなく不安を抱かれるのは当然です。その上、毎日過密スケジュールに押しまくられ、自己研修の時間も方法もとれない、わからないのは本当に当然だと思います。あと8ヶ月しかありません。

子供にきちんとした学力を保障するために、喫緊の解決策として専科教員を配置すべきです。授業を進めて、評価も含めて専科教員が行うような体制を確保する考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、ただいまの質問に関しまして教育課からお答えさせていただきます。

本町としては2年前から、先ほど申し上げましたとおり英語教育支援アドバイザーを1名

配置し、新学習指導要領の完全実施に準備してまいりました。令和2年度においても、英語教育支援アドバイザーをコーディネーターとして、保育園、小学校、中学校までの英語教育に係る連続性を考慮した年間計画の作成や授業等にかかる指導、助言やALT、三育学院大学派遣担当職員及び小中学校教員との研修会の開催などを行い、小学校教員一人一人の英語教育にかかる資質の向上を図っていきたいと考えます。

なお、専科教員の派遣要望につきましては、千葉県教育3団体、こちらは県市町村教育委員会連絡協議会、県都市教育長協議会、県町村教育長協議会、こちらのほうで先月の8月20日です。千葉県教育委員会に対し、外国語等新しい教科等に対するさらなる教員の配置と教員養成の環境整備を求めるという要望事項を含めた、千葉県教育予算及び人事に関する要望書により強く要望したところです。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 専科教員の配置を要望したということは当然だと思いますが、さらに強力に推し進めていただきたいと思いますが、見込みとしてはあるんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） こちらについては、今はっきりしたことは申し上げることができません。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 答弁の中で、アドバイザーとALTのことが出されました。アドバイザーとALTについては、町の施策の範囲のことだと思いますので、この充実を求めます。

ただ、今までアドバイザーについては1年半、決算書を見ますと初めの二十何万の予算でことしへ35万くらいの予算になっていますから、アドバイザーの仕事量がふえている、広範囲の仕事をしてくださるようになっているんだなというふうに推測はしているんですけども、先生方の不安は払拭されていません。

アドバイザーの先生にもっと先生方の力になってもらうような働きかけというかお願いというか、していただきたいなということが1点と、小学校の先生がALTのことがわからぬ、言っていることがわからない、つまり英語をしゃべっていればそれでいいかというとそういうじゃなくて、やはり外国語というのは私たちが理解するときには、子供も週1時間や2時間で聞き取れるようになんかなりっこありません。簡単な日本語で説明できる能力がなければ、幾ら英語をしゃべられても何にも役に立たないどころか、英語嫌いという、かえって害

毒をつくり出すことになると私は信じております。

そういう面から、ALTの資質、日本語がきちんと、簡単な日本語で説明できる能力を持ったALTを回してもらう、そこを確保するというのは行政の仕事ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのALTの語学、日本語についての、もう少し日本語が堪能なALTを採用してはどうかということなんですけれども、英語の授業を行うに当たりまして、余り日本語が堪能してしまいますと、教員もやはり日本語で授業というか、いろいろ質問してしまうと。やはりここは今回英語、ましてネーティブな英語を使っていただくということで、先生方にも大変申しわけないんですけども、ある程度英語を使っていただこう頑張っていただきたいと思います。

中には、今回大多喜町は全ての外国語活動にALTをつけて英語をやっております。これについては教員にとっても、非常に心強いと言っている教員もおります。ですから、野中議員がおっしゃっているとおり、日本語がある程度しゃべれるというALTのほうを採用してまいりたいと思いますけれども、一応そのようなことも教員からも話があるということを踏まえていただいて、今後こちらのほうも採用について、その辺を加味して進んでまいりたいと思います。

以上です。

（「アドバイザーの件は」の声あり）

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） アドバイザーの件につきましても、今後積極的に来年度以降も配置していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ALTとの問題はもう一点ありますて、ティームティーチングというのが、両方が打ち合せの時間が必要なのに、その時間がほとんどとれないんだということをおっしゃっておりました。その辺の対策について、アドバイザーも含めてきちんとしなければ、せっかく二人も授業に出ていながら、ネーティブスピーカーがついていながら、やっぱり効果の薄いものになってしまうと思うんです。そこを押さえていただきたいと思います。

外国語活動と違って今度は通信簿についてきて、先生方も評価をしなきゃいけない。読む

書くも指導しなきやいけないと、非常に負担がふえて大変だと思いますが、きめ細やかに現場の声を拾い上げて、英語大好きという子供を中学校に町中で送り出してあげたいなと思います。これからの中学校の国際情勢を考えると必要だとは思います、今まま指導要領が求めているものは負担が多過ぎます。そのところも考えて行政は手を差し伸べていただきたいと思います。

これをもちまして英語教育については終わります。

2点目は学童保育についてです。

本町の学童保育は、2001年度に始まり、ことして18年目になります。国が放課後児童クラブと呼んでいる学童保育は、保護者の就労などにより保育を必要とする小学生の放課後及び土曜日、春、夏、冬の長期休業日に安全・安心な生活を保障すると同時に、保護者が安心して働き続けられるようにするなどの大きな役割を担っています。

この学童保育は、2015年度から国の定めた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準にのっとって決められた条例に基づいて、全国一律の条件で運営されています。基準が整備されてからやっと4年というのに、国がことし児童福祉法を変え、学童保育の指導員にかかる基準を全国一律から自治体ごとの判断で、緩和、引き下げができるようになりました。子供の命と安全の保障にかかることです。どのように変わったのか、簡明に説明してください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、ただいまの質問に関して教育課からお答えさせていただきます。

学童保育の運営につきましては、条例で基準を定めなければなりません。ただし、職員の資格及び人員に関しては、厚生労働省で定める基準に従い条例で定めることとなっております。今回の児童福祉法の改正では、厚生労働省の基準に従わずに職員の資格及び人員に関して、市町村で省令と異なる条例を定めることができます。具体的に町の条例をもとに説明させていただきます。

現行の条例では、1支援の単位、これはおおむね40人以下となっております。こちらに、2人以上の放課後児童支援員または支援員1人と補助員1人を置くこととなっております。今回の改正では、市町村の条例を改正すれば、1支援の単位ごとに職員の資格関係なく、1人いれば足りることになるよう改正できることとなります。なお、児童福祉法の改正は来年4月1日施行となります。

参考までに、本町で支援員の資格を取得している方は、現時点で 12 人中 8 人おります。そのうち今年度中に 3 人が認定資格研修の受講を予定しておりますので、年度末には 12 人中 11 人が資格取得者となる予定であります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 来年の 4 月以降、学童保育の指導員は、40 人以下の子供たちを見るのに素人が 1 人でもいいということになりますよね。これを伺う中で、大多喜町の指導員さんはみんな本当に高レベルだと私は実感しました。そういう点では非常に恵まれていると。

だけれども、学童保育というのは大変な仕事だと私は思います。気苦労という点では、対象の子供は大きいのですけれども、年齢差のある子供たちが大勢ごっちゃにいて、子供の成長に合わせた目配り、気配り、それから安全配慮など、そういう研修を受けたものない、しかも、もしかしたら全く経験のない素人が 1 人でもよいというのでは、安心して子供を預けられません。

これは、町の学童保育の指導員がということだけではなく、もしも町に民間が学童保育をつくったときに、この条件が適用される、そのためだと私は思っているんですけども、その経験もない、極端に言うと経験のない素人が 1 人で 40 人前後の子供を見るというのでは、親は安心して預けられません。いざ災害や事故発生というときも、子供の安全を守り切れません。

国は基準緩和を自治体に投げました。本町では最低でも現状維持で進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、ただいまの質問に教育課からお答えさせていただきます。

現在の大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、この基準を最低基準として捉え、常に向上させるよう努めなければならないものとすると規定されております。本町としては、現行よりも支援員の人数を減らすことは考えていないため、現行の条例の改正は現段階では考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 安心しました。よろしくお願ひいたします。

2点目として、設備等の改善について伺います。

本町の学童保育は、空き校舎や空き教室を利用しています。この夏、改めて訪れた印象ですけれども、仮設住宅じゃないのというのが率直な印象でした。ついの施設ではないのだから当座をしのければよい程度の、そういう印象を受けました。

学童は学校で行われていても、子供にとっては学校ではなく、心安らぐくつろげるはずの生活の場です。子は宝と言います。宝を入れる宝石箱をとまでは言いませんが、子供が心よく過ごせる生活の場としていま一度整備する考えはありませんか。

現場からの声ですが、つくしの場合は子供のロッカーと教材収納庫、家庭科室のクーラーの設置が出されておりました。上瀑小学校で行われているたんぽぽは、ホールのクーラーの設置です。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、ただいまの質問に関して教育課からお答えさせていただきます。

学童の部屋のクーラーの設置の件ですが、西小学校内の児童クラブつくしが夏休み期間中だけ人数がふえまして手狭になって、そこで家庭科室を利用してあります。学童で使用している部屋で、この家庭科室、学童で使用している部屋というのは大多喜も西も含めまして、この家庭科室だけがエアコンの未設置となっています。しかし、西小学校の普通教室、こちら全てにエアコンが設置されましたことから、夏休み期間中には、あいている教室を学校と連携を図りながら、現在有効に活用しているところです。

また、ロッカーの容量が足りないという件ですが、こちらも夏休み期間中だけとこちらは把握しておりますので、あいている教室を有効に活用して対応しているところです。子供たちの荷物は、支援員の目の届く近い教室を利用できるよう、学校と調整を図っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 町の図書館に行きますと、児童用の図書室というのはもう見ただけでとても心地いい雰囲気なんですね。今まででは、ゆったり座れるようにソファーがありました。今度行ってみると、ソファーは取り除かれていたんですが、畳が敷かれ、その周りにはカーペットというのかな、敷物があって、子供が寝そべって本を読もうが、何か自由にくつろいで読書が楽しめる雰囲気でした。

ところが、小学校の学童に行きますと本当に殺風景で、しかも上瀑小学校なんかは少し教

室より広目の部屋なんですが、子供がぎゅうぎゅう詰めに入っていて、声だけ聞いていると本当にかまびすしいのですが、きちんと目を開いて見ていると、子供の動きはほとんどありません。椅子に座っているか床で車座になって遊んでいるかで、これが体を動かしたくて動かしたくてしようがない年ごろの子供の過ごし方だろうかという印象です。子供の安全かつ健全な成長ということを考えたときに、子供をぎゅうぎゅう詰めにしておくことは、私は理に合っているとは思えません。

ホールに冷房が入れば、暑い、30度を超える、35度を超える日があっても、子供たちはやや活動的に子供らしく過ごすことができます。それで子供たちが活動できるように、普通教室しか今回冷房は入りませんでしたけれども、学童も子育ての重要な一環です。教育費以外のところからお金だって出るはずです。ぜひ子供の活動を保障するスペースにも冷房を入れていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの意見なんですけれども、とりあえず今年度7月末までに大多喜中学校、大多喜小学校、西小学校、全ての普通教室にエアコンを設置しました。特別教室につきましても、今後どのように、そのときにまだ必要はないということで判断しまして、今回設置を見送っております。そのようなことから、とりあえず当面、特別室へのエアコン設置は見送りたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 学童の子供たちの生活、健康面を守ってください。当面見送ったのですから、その当面がいつまで続くかわかりませんが、できるだけ早い時期に、子供が喜んで夏休みでも学童に行けるようにしていただきたいと思います。

もう一つ、設備ではありませんけれども、ほかにも要望がありましたのでお伝えしたいと思います。できれば回答いただきたいと思います。

西小学校では、ことしから始まった移動図書館への要望が出まして、移動図書館をもう少し回数多くできないか。子供たちにもっと本を読ませたいという要望がありました。もう一つ、子供たちに人気の一輪車、ほとんどが壊れているんだけれども、更新を早急にお願いしたいという声もありました。お伝えしましたが、どうなるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいま要望がありました移動図書館と、こちらは一輪車の関係

ですけれども、移動図書館につきましては今年度から月、夏休み期間中1回行くようにした
ようです。

あと、一輪車の関係なんですけれども、これは一輪車の台数が足りないにつきましては、
廃校となった体育倉庫に使っていない一輪車がありましたので、程度がよく使用できるもの
を選んで、現在もう配置済みとなっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

来年度以降の移動図書館はどうなりますか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 移動図書館につきましては、先ほど教育課長から申し上げま
したとおり、この夏休みに1回実施しております。来年度以降も実施してまいりたいと思
いますが、回数につきましては指導員の皆様方とまた協議の上、進めてまいりたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） よろしくお願ひいたします。

次に移ります。利用料の減免の実施拡充を要望いたします。

学童保育の利用料は、正式には入所料というのだそうですが、大多喜町放課後児童クラブ
設置及び管理に関する条例 10 条は、その入所料の減免に関する条項です。それから、条例
施行規則の 7 条には入所料の免除申請が記されています。生活保護世帯と町長が必要と認め
た世帯が対象になっておりますが、町長が減免を認めた事例は今までどれほどありますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのご質問に答えさせていただきます。

先ほどの減免規定のほうは、こちら条例の第 10 条に規定されております。こちらは、生
活保護法の規定を受けている世帯及びそのほか町長が必要と認めた世帯として、現在入所料
の減免につきましては 2 世帯が対象となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ちょっとすみません、2 世帯。町長が認める場合の 2 世帯ですか。す

みません、聞き逃してしまいました。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） こちらは、どちらかということをいふと、件数が少ないもので、そちらのほうは断定できてしまう可能性がありますので、減免規定を受けている方が2世帯ということにさせていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 不十分なんですけれども、保育園の保育料の場合は、いろいろな減免制度があります。10月から行われる消費税絡みの減免も含めると4種類あります。

1つ目は、所得階層による段階的な料金設定です。9段階です。それから、町長の裁量によるものがありまして、それから多子減免、2人目に幾らになって、3人目がゼロになりますよというのがありまして、それから消費税、3歳から5歳までは保育料を無料にしますよ、給食費取るよということなんですが、細かい規定もありますけれども。

ところが、学童には町長の裁量によるもの以外はありません。町長の裁量によるものも、生活保護世帯は裁量によるものというよりか、もうこれは生活保護ということで、初めから無料になっているのではないかと思います。町長の裁量によるものが、2世帯だか1世帯だか、それはわかりませんけれども、大変少ないと思います。保育料の場合、ことしは生活保護による免除が3世帯、非課税世帯、これも無料だと思いますが25世帯、均等割のみ安くなりますよと12世帯と、かなり多数の世帯が減免措置の恩恵にあずかっています。

最近、子供の経験格差という言葉も聞かれるようになりました。低所得の世帯の子供は、どこかに出かけて経験を積む機会が少ない。子供の人格形成にも影響を及ぼすというものです。実際、決算書を見ますと、学童保育料の滞納は多くはありません。だからといって困っている世帯がないわけではありません。本当に頑張って非課税世帯の方も納めていらっしゃるんだと思います。その分子供にしわ寄せが行っていると思います。

親の所得格差を少しでも埋めて、どの子にも子供時代の楽しい思い出を保障するのは自治体の仕事ではないでしょうか。入所料の減免制度を、保育所利用料減免や就学援助制度を参考にして、本格的に実施するべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいま保育所に準じた減免を実施する考えはあるかということなんですけれども、特に減免の規定項目をふやすことは考えておりません。現行の条例で対応したいと考えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 町長の認める場合は申請書を書かなきやいけません。それには情報を知らなければ、申請書を出せません。今までこの学童の入所料の減免があるということを、町は利用者に知らせていたでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） こちらの学童の減免の規定につきましては、特に周知はしておりません。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 就学援助制度と同じように、やっぱり周知活動をきちんとするべきだと思います。今からでも遅くはありませんので、こういう制度がありますよということを利用者及び全家庭に知らせる考えはありますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 掲載の方法は、減免規定を細かく載せるのか、特に減免の規定がありますので問い合わせてくださいということは、こちらのほうで載せるように考えたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） なるべく住民の方の目につくような、理解しやすいような文章でお願いいたします。

次に行きます。4点目になりますが、指導員の処遇改善を要求します。

来年度から会計年度任用職員制度が始まり、多少の改善は見込まれると思います。どう考えているのか説明してください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの学童職員の待遇改善につきましてご質問がありましたけれども、そちらのほうにつきまして教育課からお答えさせていただきます。

現在、児童クラブへの臨時職員の人数は、西小学校内のつくしが5人、旧上郷小学校内のたんぽぽが7人の12人を任用しております。こちらは小学校1年生から6年生までの児童の発達段階に応じて対応していただくために、つくしが通常3人体制、たんぽぽは5人体制で勤務をしております。勤務表も職員の希望を取り入れ作成しております。また、12人全員が任用期間に応じた有給休暇について全て取得している状況であります。このことから、

無理なく勤務ができている状態であると認識しております。また、賃金につきましても、ほかの職種や業務量から見ても、現行の基準賃金は妥当な金額であると思われます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） いろいろな物理的な条件で配慮されているなというのは私も感じます。

ただ、指導員の賃金の問題ですけれども、最低賃金が923円になりまして、学童保育は970円でやっております。学童保育の仕事のしんどさは970円の仕事ではないと思います。子育て分野で欠かせない事業の一つであり、本当に年齢差のある子供の自由な活動、そして安全も保障するために注意力と技量と体力が要求される大変な仕事です。

970円ですと、1日8時間、月20日働いてもワーキングプアから抜け出せない状況です。最低賃金を基準にして賃金単価を決めるのではなくて、非正規だから最賃が基本ではなくて、仕事の質に見合う賃金を保障すべきだと考えます。具体的に言うと、最低でも今労働界が要求している時間給1,000円は下らない、そういう賃金を設定すべきだと思いますが、いかが考えますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） こちらの賃金の決定するに当たりまして、やはりいろんな町内、大多喜町の役場の臨時職員、ほかの職種の、ほかのところもいろいろな状況から見ても、適切な賃金であるというふうに判断しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 学童保育だけではなく、保育所の保護者もそうですけれども、子供を預かる仕事で一番大事なのは、子供の命の安全を守り切ることです。預かった子供を元気よくただいまと親の手元に帰すことです。それはプールの監視員も同じだと思います。プールの監視員の賃金は幾らでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） プールの賃金は幾らかということでございますが、プールの管理につきましては町で直接雇用しているわけではございませんので、支払い金額は把握できておりません。ただし、提出されました見積書で見ますと、時間当たり1,600円程度となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

保母さんの賃金は時間お幾らですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問は、職員のほうでしょうか、それとも臨時職員。

（「臨時です」の声あり）

○教育課長（小高一哉君） 今手元に資料がない、1,200円程度だと思っております。

○議長（野村賢一君） 総務課長、答えてください。

○総務課長（古茶義明君） 保育所につきましては、今、日給が8,500円、時間に直しますと、時間当たり1,096円ということになっております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

1,000円を超えているところがあるわけで、民間に委託するときには時間給1,600円だと、これが世間相場ではないでしょうか。今、労働界の賃金課題は最低賃金全国一律ですぐに1,000円にしろと。目標は当面1,500円だと。1,500円ならワーキングプアを抜け出せりといふことの流れになっています。

衣食足りて礼節を知ると言います。一人前の賃金を用意して、学童でも保育所と同じように、若い指導員さんがいると、多様な大人と接することで好影響が期待できると思われます。学童指導員の来年度以降の初任給は1,000円以上に引き上げてはいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 来年度は、現在準備を進めております会計年度任用職員ということで、今回の放課後児童指導員につきましては、その中のパートタイム職員に区分されるとのこととなると思います。処遇につきましては1週間の勤務時間により、また個人ごとに異なるものと考えられますが、現在と同等もしくはよくなることはあっても、悪くなることはないものと考えます。

報酬につきましては、現在の金額をもとに給料月額のほうを決定し、それを時間給に直して支給していく考えでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） よそと比べるのはナンセンスかもしれませんけれども、比べたときに大多喜が決して低いわけではないのですが、その時間給の設定そのものがやはり低い。今の

答弁だと、今以上に低くなることはないだろうけれどもということでしたが、それは当然ですが、やはり安心して暮らせる賃金を行政率先して設定していただきたい。それこそ若い人にも、学童っていいかもと思われるような賃金設定をして、多様な年齢層の大人と接することは必要だと思うので、そういう学童保育を保障していただきたいと思います。

最後になります。

資格を取るための研修時の私有車使用に交通費、ガソリン代を手当てしてはいかがでしょうか。最近、公用車による事故が立て続いています。なれない場所になれない車で行くのは、事故の心配が高まります。私有車利用を認めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問ですけれども、認定資格研修時の旅費の支給につきましては、出張の際には公用車の利用を原則としているので、旅費の支給は考えておりません。

なお、保育士の同様の研修等がありますけれども、保育士の臨時職員につきましては、研修に参加する際、公用車を利用していただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） でも、最近本当に補正予算で、専決でしたか、公用車の事故が続いています。しかも町外の事故だと思います。その辺、適応力の高い若い人が公用車を運転するのと、適応力が下がっているシニアが運転するのでは、やはり状況は違うと思いますので、現実的に対処していただくことを要望しまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で野中眞弓君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時10分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

11 番山田久子君の一般質問を行います。

11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11 番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、九州北部で甚大な被害をもたらした記録的な大雨による被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

天災は忘れたころにやってくるとの言葉がございますが、近年は、天災は忘れる間もなくやってくるという気がしております。自然災害から身を守るためにには、何が必要なのか考えさせられるところでございます。

さて、本日は大綱3点にわたり一般質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

初めに、大綱1、有害鳥獣対策、特に猿、キヨンの対策についてお伺いをいたします。

町の取り組みや猟友会の皆様、地域住民の皆様の取り組みにより、猪や鹿が以前より少なくなっていると感じとのお声を耳にしております。一方、本年はキヨン、特に猿による被害や生息域、行動範囲の拡大を嘆くお声を多くいただいております。

町では、9月号の町広報紙に猿被害対策を掲載してくださっておりましたが、今年度当初予算において有害鳥獣対策事業費として、新しく猿対策を盛り込んでくれております。この猿対策事業の取り組みの現状はどのようにになっているのかお伺いいたします。

また、この取り組みにおいて、課題もあるとのことのようですが、どのような課題があるのか、今後、将来的な対策方針はどのように考えているのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それでは、猿の有害鳥獣対策の取り組みの現状と課題、今後の対策方針について産業振興課よりお答えいたします。

初めに、猿に対する取り組みとしまして、例年実施しております猟友会による捕獲及びパトロールの実施に加え、今年度新たに実施予定の対策として、猿の群れの行動域調査、これは猿にGPS装置をつけ、群れの行動範囲や移動ルートを調査するもので、この調査結果に基づき行う対策が、一度に複数の猿を捕獲できる大型のおりを猿の群れが常に出没する場所に設置し、猿を捕獲しようとするものでございます。

次に、猿の取り組みに対する課題でありますけれども、猿はほかの有害鳥獣にない動きや

行動があり、頭もよいため、くくりわなやおりによる捕獲では捕獲数が上がらないこと、金網だけの柵では被害の防止効果が低いこと、また、通報により獣友会が猿の出没現場に向かう場合、通報から現場に到着するまで時間がかかるため、駆除につながらないことなどが課題となっています。

次に、今後の対策の方針ですが、先ほど取り組みの中で申し上げましたが、一度に複数の猿を捕獲できる大型のおりによる捕獲を今年度から行い、効果があればおりの数をふやしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今、ご説明いただきました中で、G P Sでの追跡ということのようございますが、こちらのほうは既に実施をしていただいているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） このG P Sの装置をつけての行動域調査なんですかでも、国の補助金を使ってやる事業としておりまして、今現在、国の方には、この事業自体で使うおりとかが交付要綱の金額以上のものとなっておりまして、それを認めてもらうための手続というか協議をしておりまして、その協議が調い次第、国の許可というか補助金の許可が出ると思いますので、それが出ましたらすぐに手をつけたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） そのG P Sの調査は、どなたがやるような形になるのでしょうか。また、おりは幾らぐらいを想定していたものが、実際はどのくらいのお金がかかるのか、また、何基ぐらいを予定しているのか、お伺いしていきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 調査自体は、業者の方には委託する予定であります。職員の方はちょっと不可能でございますので、業者委託を予定しております。

それから、金額でしたよね。国の方の交付要綱では、わなの方が1平米当たり3万8,000円とするというような要綱になっておりまして、町で購入を考えていたものが180万円を2基ということで考えておりまして、ちょっとこの180万円の面積が、私の方で今わからないんですけども、1平米当たり3万8,000円を超えるということで、国の方でその許可を得るような手続をしているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 国のほうに今手続中ということでございますけれども、時期としてはいつごろ許可がおりる形で、いつごろから実施できるような形になりそうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 時期は、はっきりしたことは言えないんですけども、県のほうの担当の方だと、間もなく大丈夫ではないかというような話が担当のほうには来ているようでございます。ですので、そちら方が許可出次第、こちらの町のほうも手続を進めたいというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。これに関しては、国のほうの許可が出ないとはっきりわからないということでございますので、手続をとり次第、また実施をしていただきたいと思います。

それで、昨年度でしたでしょうか、町民の皆様のご協力をいただき、猿の出没調査をされたのではないかと思うんですけども、この調査結果はどのような形になっておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） この調査は、猿の棲息状況の調査でございまして、県により実施されたものでございます。対象地区は、西畠地区、老川地区、総元地区の一部の住民の皆さんにご協力をいただいて行われたものというふうに聞いております。

実施時期については、平成29年11月1日から29年11月30日までの1ヶ月間、猿の棲息状況、群れの分布状況等を調査するため、大多喜町を含む勝浦市、御宿町、南房総市、鋸南町で行われたというふうに聞いております。

結果につきましては、大多喜町、勝浦市での猿の出没情報が582件、猿の群れが34群確認されております。この結果につきましては、30年8月に各地区回覧により、住民の皆様にご報告をさせていただいております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 群れの調査をしていただいたということでありますけれども、私もちょっと気にして、その年、走りながら見ていましたが、いつもの年より出没が少ないかなというような、ちょっとそんな印象を受けた思いがございます。

今、大多喜町としての 582 件、群れとして 34 件、地域近隣も含めてということでございましたけれども、町はこの調査結果を今後どのように管理し役立てていく考えでおられるのでしょうか。例えば、今、いろいろな調査結果、もしくは獣友会の皆様、町民の皆様からいただいたようなお声を町のパソコンの地図などに落として、猿など、動物やヤマビルの目撃値などを入れ込んで蓄積をしていく中で、棲息域、行動範囲、拡大の状況など、客観的な形でわかるように把握して、対策に役立てていくことも大切ではないかと思うんですけれども、町はこの結果をどのように利用して役立てていくつもりでありますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） この結果をどのように町で活用していくかというご質問でございますけれども、この調査としては県がやられたということで、データ自体、先ほど言われたようなデータというところで把握しているところなんですが、出没状況とか、群れがいるというところがわかりますので、今後、先ほど言いました猿の大型おりを設置する際の目安とかに使えるのかなというふうに考えています。

あと、地図上に落としてデータ化してというようなお話でございますが、県のこのデータについて、町のほうでそのまま活用できるかというのは、ちょっと何とも言えないところなんですけれども、有害鳥獣対策に当たって、いろいろなデータをとっていくというようなことについては、産業振興課内でも、今後そういうことが大事だねという話は、担当を含めてしております。

そういう中で、事業者の中で、そういうデータを分析して、地図上に落としていくというような事業者さんからの提案も受けていますので、この県のデータを使うかどうかは別として、今後そういうデータを活用した対策はしていきたいなというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。

言葉で、あそこに出た、ここに出た、あっちにも広がってきただけでは、なかなか客観的な捉え方というものもできないかと思いますので、しっかりデータとして管理できるような体制を考えていただいているということでございますので、進めていただくことができればと思います。

次に、これも以前、私だけじゃなくてほかの議員さんからも一般質問の中で取り上げさせていただいていたものなんですけれども、ドローン、小型無人飛行機というんですか、こちらを活用した有害鳥獣対策を検討してはいかがかということでお話がありましたけれども、

町はその後これを検討していただいたのかどうか、どのような形になっているのかお伺いで
きればと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ドローンを活用した対策ということでございますけれども、
これにつきましては、一度実証実験のほうをやっております。ドローンに、動物がいること
が確認できる赤外線カメラをつけまして、実際に動物がいそうなやぶの上をドローンを飛ば
して、赤外線カメラで動物が把握できるかというようなもので、結果は、動物と思われる個
体というんですか、が確認はできているところで、その程度の実証実験で、今のところ
まとまっているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今後、これを何かの形でもっと活用していくという考え方というの
はお持ちなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） これを活用していくということにつきましては、まだちょっ
と課題が多いのかなというふうに考えております。

まず一つには、実際にこれを活用するのを今想定しているのは、獣友会さんが一斉捕獲と
かで使う場合などを想定しているところなんですけれども、そういうところで、この装置を、
機械を、ドローンを獣友会の方が実際に使えるのかというところがまず、誰でも飛ばせると
いうわけじゃありませんので、そういう問題があるというのが一つ。

あと、こういう平らな場所でやるんじゃなくて、山の中の木があるところで飛ばさなきゃ
いけないというようなところも出てくるでしょうから、そういう中で飛ばして、実際に動物
が把握できるかというようなこともございますので、今のところ、動物がいるというのは把
握はできたようですけれども、実際に有害鳥獣の対策で活用していくというところにはまだ
まだ課題があって、事業者さんからの新しい提案とかを今後受けた中で、使えるようなもの
あがれば使っていきたいなというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

このドローンに関して、町長が自費でご購入いただいたというドローンを見させてい
ただいて、映像が思っていた以上に鮮明で、とてもよくわかるというのはびっくりしました。

ただ、お話をありましたように、操作ですとか、山間部の中で使うというのはなかなか難

しいという部分があるのかもわからないんですが、先ほどのG P Sを設置しての取り組み、そういうしたものとも絡みながら、もし使えるようなものがあれば、より確保に、おりを設置して確保するのに活用できるのではないかなどというような思いもいたしました。これは私が思っているだけで、実際にはもっと難しい部分もあるかと思いますけれども、ドローンは有害鳥獣対策だけでなく、今、橋の点検から、災害対策、物流からと、本当にいろいろな形で利用がされてきているところでございますので、また、今後何かの形で活用していただけるように、またうまく生かしていただけるように検討していただけたらありがたいと思っています。

前に、町長にあの上から網を落としたらどうかと言ったことがあるんですけれども、さすがにあのドローンでは、網を持って飛ぶというのは難しいなど、逆に見させていただいて思ったところでございました。

すみません、余談になりましたけれども、そういうところでおざいます。

次に、キヨンの繁殖地の広がりも大きいように感じております。キヨンの対策についても補助の声がありますが、町の取り組みなど対策についてお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） キヨンの対策の取り組み、今後の対策について、産業振興課よりお答えいたします。

キヨンに対する取り組みは、現在のところ、猟友会による捕獲と農作物などの被害防止対策として、防護柵の設置に対する助成を行っています。

キヨンは、くくりわなでの捕獲が主となりますと、他の有害獣と違い体が軽く、移動スピードも速いため、くくりわなが閉まる前に逃げてしまうことが多いこと、繁殖期が1年中であるため、棲息数の増加に対し捕獲が追いつかないことが考えられること、棲息が千葉県と伊豆大島だけで全国的な問題となっていないため、生態や対策の研究が余り進んでいないという課題があります。有効的な捕獲方法や被害対策が進んでいない状況であります。

このような状況であることから、引き続き、現在実施している対策を実施しながら、有効な対策があれば取り入れていきたいというふうに考えております。

また、猿とキヨンの対策を含め、全体的な有害鳥獣対策の今後の方向性として、現在実施している対策とあわせまして、地域単位での研修会等を開催し、地域住民の有害鳥獣対策に対する意識の醸成や地域の有害鳥獣対策の人材育成等を行い、地域の問題として地域ぐるみで有害鳥獣対策が行われるような形を取り入れていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。

その中で、町の広報紙にも書いてくださっておりますけれども、猿においては地域ぐるみの対策が必要だということでございましたけれども、最近は爆竹ではもう逃げないとか、これは民間説なのかもわかりませんけれども、猿は頭がよいので、後で仕返しに来ると、お父さんが追い払うとおっかさんがいじめられるみたいな、そういうふうな感じの話も伺っているところでありますて、地域の皆様もなかなか猿の追い払い、また、猿に対する対策、手を出すのが怖いというようなお声も正直なところあるところでございます。

これが本当のことなのかどうかはわかりかねますけれども、そういった部分も含めまして、より一層対策のご指導をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

大多喜町を観光などで訪れていただいたときに目にしていた動物は、かわいらしく、田舎の自然を感じていただけるものであると思いますが、そこで日々生活を営んでいる人々にとりましては、生活の糧や収入に結びつく大きな問題です。鹿、猪、猿、キョンと次々に出てくる動物に気持ちが折れそうになる現実がございます。都会の住宅街に出る1匹の猪や猿に大騒ぎをしているテレビ報道を見ますと、複雑な思いを感じることがございます。町としても際限のない対策ではあろうかと思いますが、農業従事者の方々やそこに住む住民の生活環境の維持、安全のためにも引き続きのご尽力をお願い申し上げまして、大綱1の質問を終わらせていただきます。

次に、大綱2、トイレ利用に関する町営駐車場の使用方法と使用料の減免についてお伺いします。

町は、自動車を利用する者及び観光客の利用に供するため、大多喜町町営駐車場を設置しています。そして、現在、そのうちの一部の管理を指定管理者が行っています。大多喜城下駐車場もその一つですが、全自動料金精算機設置後、駐車場入口ゲート付近にてUターンをする車両を見かけているとのお声をいただいております。私も目にしております

過日の議会において、駐車場の料金について提案がされましたときに、トイレ利用者への駐車場使用料の配慮について検討する旨の答弁があったかと思いますが、現在、城下駐車場は、利用時間などの減免措置はとられていない状況にあります。Uターンをされ利用を見合わせているお車の方がトイレの利用者の方とは限りませんが、観光トイレとしても使用できるところが減るのは、観光に力を入れようとしている町の状況の中では、マイナスに通じる

のではないかと感じております。

町は、トイレ利用者の駐車場使用料金についてどのように検討されたのかお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

城下駐車場のトイレ利用者への駐車場使用料の配慮についての検討につきましては、条例に、城下駐車場の使用料金を設定する際に、入庫の 30 分あるいは 1 時間等の無料の時間を設定し、その時間を超えた場合に 1 回当たりの使用料金をお支払いいただく案を当初考えておりましたので、この場合には、その時間内でトイレだけ利用される方の利用も可能がありました。

しかしながら、無料の時間を設定することで、利用者は無料の時間内に駐車場を出てしまおうとする考えが働き、その結果、無料の時間内で出てしまう車がふえ、お城の入館者等に影響が出てしまうことが考えられたことから、トイレのみの利用者が駐車場を利用できる料金の時間について、条例では設定していないというところでございます。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） お城に行くのに、その時間の中で帰ってこられなければお城に行かないというふうに判断をしてということなんでしょうか。ですが、もしかすると、この U ターンをしている方は、お城に行こうと思ったけれども、有料だから入らないで帰ろうかなと思った方もいるのかなという気もしなくはないんです。

それらとの関連ですが、城下駐車場の中にあるトイレの清掃費や水道光熱費は町が負担していると思うんですけども、こちらの民間の維持管理費というのは幾らかかっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

城下駐車場の中にあるトイレの維持管理につきましては、平成 30 年度の実績となりますが、電気料、水道料、浄化槽点検手数料、清掃委託料、消耗品を合わせまして、約 61 万 4,000 円かかっております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今、61 万 4,000 円かかっているということでお伺いいたしました。

町の条例に、自動車を利用する者及び観光客とありますが、これは、お城を訪れる方のみ

でなく、もっと広い範囲での利用者も含まれているのではないかと私は思っております。

城下駐車場の中にあるトイレは、指定管理者の駐車料金の徴収目的である町の観光施策に用いる駐車料金の使用先の中には含まれておらず、町で管理運営していることから、トイレ利用のみで駐車場を使用される方の利用方法や、使用料に配慮してもよいのではないかと考えますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

駐車場の利用料金が指定管理者の収入となっているのであれば、駐車場の利用方法や利用料金を配慮していいのではということにつきましては、指定管理者が管理をする場合の利用料金は、条例に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ、町長の承認を得て利用料金を定めることができます。

そのため、現在指定管理者により管理されております城下駐車場につきましては、指定管理者が町長の承認を得た上で、普通車1回、条例では500円のところを200円と、条例より安く設定されており、なおかつ、間違えて駐車場に入ってしまった場合など、短時間の利用を想定して、始めの5分間は無料とし、短時間の利用者への配慮をしているというところでありますので、トイレのみの利用者につきましては、この時間を利用いただければということで、指定管理者もあわせて考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） トイレの利用者の方は、最初の5分間の利用でということなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） トイレだけということではないんですが、女性の方はもしかしたら、トイレ5分だと難しいのかなということでございますが、指定管理者のほうでは、当初の5分間は、間違えて入ってしまった場合などにすぐ出るというような方も想定されるので、5分間は料金を徴収しないというような考えでいるようでございます。ですので、その時間内で利用いただければというところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私は、この件に関しましては、指定管理者の方が料金を徴収したものの中で、町の設置しているトイレの維持管理もしてくれるということであるならば、それは何ともいたし方ないかなと思っているところなんですけれども、維持管理は町がやってい

て、そして、その駐車場で取ったお金を別の方向に使うという、ちょっとこの辺が矛盾しているのではないかなと思っております。

町においては、駐車場の利用者、この全自動料金精算機に入る前におきましては、お昼休みに車を駐めて休憩されている方もいらっしゃいました。また、大多喜町は観光地域として広いので、町場から山間部に向かう場合には、そこでトイレに行って済ませてから行く、もしくは山間部から来ましたときにはそこでお手洗いをするという、そういう観光客の方もいらっしゃるよう思っております。

そういう中で、今回、料金徴収になりました。その中で、やはりトイレの、先ほども言いましたけれども、その料金徴収のお金をこのトイレの維持費に使っていないのであれば、もっとここは広く、トイレ利用者の方にもっと開くべきではないかなと、私はそのように感じました。

5分ということでございますけれども、男性の方だったら5分でよろしいのかもわからぬですが、女性の5分では厳しいですね。もう少し例えば、30分とは言わなくとも、20分、15分で結構ですので、もう少し範囲を広げていただくことができないかなと思います。

使用料の減免によっては、町が、町長が特に必要であると認めたときに減額し、又は免除することができるというふうに条例の中にはうたわれております。先日、お話をありましたように、株式会社わくわくカンパニー大多喜の取締役につきまして、今後、うちの町長が就任される予定との報告がございましたこともありますので、町長、この辺の答弁を、利用時間をもう少し、徴収しない時間ですね、これをもう少し広げていただくことはできないかと思うのですけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まだ役職が決まっているわけではございませんけれども、役職が決まる決まらないは別にいたしまして、山田議員がおっしゃいましたように、確かにトイレの時間としては短いですよね、5分は。ですから、それはやはり十分協議して、そういったことが十分、用事が足せるような時間というのは十分考慮してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 町長、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に進ませていただきますが、同じように栗又駐車場も指定管理となっております。こちらは、期間を定めての駐車料金の徴収ということでございますけれども、料金を徴収しない時期でも、観光協会の方や近隣の方がボランティアで駐車場周辺の草刈りなどを

実施してくださっています。ここにも町にてトイレが設置されておりますが、年間維持費は幾らかかっているのかお伺いをいたします。

また、町で管理をしていたときには、トイレのみ利用される方は駐車料金を徴収せず配慮してくださっておりました。今回、指定管理となった後のトイレ利用のみの駐車料金の徴収はどういうふうに考えているのかお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に産業振興課よりお答えいたします。

初めに、栗又駐車場の中にあるトイレの維持管理費でございますが、平成30年度の実績となります。電気料、水道料、浄化槽点検手数料、清掃委託料、消耗品費、施設修繕費を合わせまして約72万9,000円かかっております。

次に、トイレの利用だけを目的に栗又駐車場を利用される方への利用料金につきましては、指定管理をする前は、町から観光協会に駐車場の運営や料金の徴収を委託しており、そのときは、トイレの利用のみの駐車場利用者については、便宜を図り料金は徴収していない対応をしていただいているところであります。指定管理後も同じ対応をしていただいているというところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。私が見ていたところでは、今のところ駐車場の料金を徴収する方が立っていないという状況のことが多くて、これから秋にかけて、そういう形で料金徴収があるのかと思います。

今のお話では、引き続き無料にしていただけるということでございましたので、ぜひお願いをしたいと思います。この栗又駐車場のトイレは、観光客の方がトイレがなくて近隣の家に借りにみえたり、道端でということが頻繁にあり、住民の皆様、観光客の皆様からのご要望で町が設置してくださったという経緯があるという伺っておりますので、今後もトイレ利用者に配慮していただけるようお願いをいたしたいと思います。

千葉県の森田知事は、清潔なトイレは、観光客への大きなおもてなしというのが、就任時からの持論であられるそうですが、県の助成で、改修、新設の整備がされたものが250カ所に達したとのことが新聞に載っておりました。町にあるトイレが有効に活用させていただくことができればと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で大綱2の質問を終わらせていただきます。

最後に大綱3、大多喜町外出支援タクシー事業の利用回数と利用対象者の拡充についてお

伺いをいたします。

町では、在宅の高齢者及び障害者に対し外出支援サービスを提供しております。これにより、当該利用者の利便性の向上及び家族介護者の軽減が図られているところでございます。利用者の方々からもそのご家族からも、感謝のお声をいただいております。

現在、外出支援タクシーの利用回数は、片道を1回とし、月8回、年間96回が限度となっております。仮に、週に1度買い物に行きますと、往復で2回掛ける4週で8回となります。そのほか、病院への通院や金融機関、公共施設の利用などがございます。このようなことから、月8回の利用回数をふやしていただくことができないものかとのご意見をいただいていることから、利用回数の拡大について町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えさせていただきます。

外出支援サービスの利用回数の拡充とのことでございますが、まず平成30年度の利用実績について申し上げます。

外出支援サービスの登録者数381人で、実際にサービスを利用した方は247人であり、利用回数ごとの利用者数は、年間の利用回数1回から10回、利用者数80人、11回から20回、51人、21回から30回、40人、31回から40回、29人、41回から50回、15人、51回から60回、17人、61回から70回、5人、71回から80回、8人、81回から90回、8人、91回から96回、4人でございます。利用者の9割に当たる多くの方が年間60回以内の利用であり、96回全て利用した方は1名되었습니다。

また、利用者から回数の増加希望もこちらにはそれほど多く入っていないことから、現在の利用回数でのサービス継続に努めてまいります。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。ただ、使用を控えているという部分もあるかもわからないんですけども、控えているという部分もあるかと思います。

またその中で、もう一ついただいたいるお声というのが、一人で行って一人で帰ってくるというこのタクシー利用、これは利用者というよりも周りから見ている町民の方々から、もったいないのではないかと、ご近所など、家族以外の登録者の方との同乗によって、外出支援サービスを利用することができれば、利用回数としての負担を増加させることができますし、町の負担も軽減になっていくのではないかというお声をいただいておるんですけれども、

この相乗りでの利用というのは、町が考えることはできないものでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまの質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

外出支援サービスは、定期的に通院を要する高齢者や重度障害者などの医療機関等への移送手段を確保し、通院等の介助を行うことにより在宅福祉の増進を図ることを目的として、平成13年に始まったサービスでございます。その後、利用対象者枠の拡大、利用回数の増加及び使用目的の制限緩和等により、現在の外出支援サービスの内容に至っております。

外出支援サービス利用時、タクシーに同乗可能なものについては、利用者の介護のため介護者が同乗する場合と、外出支援サービスの資格者証を有する同一世帯の者が同乗する場合となっております。

ご質問にあるような、ご近所などご家族以外の方との同乗使用については、一般的に相乗りと言われる道路運送法で認められない行為に該当すると考えられることから、そのような運用は現時点では不可能と判断いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 前に私もそのように聞いていたんですが、先日ちょっと職員の方に聞いたら、できる、大丈夫でしょうとお答えいただいたんですけども、また、近隣でも相乗りでやっているような話も伺ったんですが、それ以外に近隣でやっている相乗りというのは、そうしますとどういうケースでやっている形なんでしょうか。大多喜町とシステムが違うということなんでしょうか。また、職員の方が、大丈夫です言ったのは、どういった形の中での大丈夫ですというご答弁だったのかお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、その職員が大丈夫と言ったことについては、ちょっと確認がとれていないんですけども、多分それは間違った回答をさせていただいたようございます。

近隣ということでございますけれども、私が調べたところ、睦沢町で同じようなサービス、ただしこちらは、たしか無償でやられているのかなと判断いたしますけれども、この外出支援タクシーという形で運行しているのは、近隣ではまだないかなというふうに認識しております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。ちょっと私が勉強不足で申しわけございません。

私も睦沢町さんでやっているということを伺いまして、相乗りでやっているということだったので、ちょっと伺ってみたところなんですが、無償でやっているか、それとも有償というところの違いで大きく違ってくるということなんですね、わかりました。申しわけございませんです。

それでは次に移らせていただきます。

利用対象者の拡充についてお伺いをさせていただきます。

ニュースなどの報道で、ご高齢者の方々の自動車事故を目にすることが多くなってきております。町の高齢者、本町の高齢ドライバーの方やそのご家族の運転されることに心配と不安を感じているお声を耳にいたしておりますが、一方、車がなければ生活がままならないというような状況の中で、ジレンマもあるようです。特に、町外への運転は極力避けたいと思われておられる方もふえてきているように感じております。

しかしながら、町内の病院にはない診療科目を受診する場合など、運転を必要とする場合もあるようです。ちなみに、現在、外出支援タクシーに登録されて利用されている 75 歳以上の方の中で、平成 30 年度に外出支援タクシーでいすみ医療センターを利用された方は町合計で 72 人おられたとのことです。令和元年は、8 月 19 日現在で 67 名おられるとのことです。地区別の内訳は、老川地区 3 名、西畠地区 11 名、総元地区 12 名、大多喜地区 28 名、上郷地区 13 名とのことでございます。

団塊の世代の方々が 75 歳を迎えるようになり、運転が厳しくなってこられる方々は、少なからずふえてくるのではないかと思うところです。

そこで、日中独居を含む 65 歳以上の世帯のみで構成されている世帯の者で運転者が 75 歳以上の場合は、免許証を所持していても、いすみ医療センターまでの通院や、そのほかの町外の医療機関に通院する場合は、町内の公共交通機関の乗り場及び小湊鉄道養老渓谷駅までの送迎を活用することができるよう、外出支援タクシーの利用対象者を拡充することができないものかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 山田議員の言われたとおり、高齢者の自動車事故については大きな問題と認識しているところでございます。

町外などふなれな場所や長時間の運転に不安がある高齢者が町内交通機関の乗り場や小湊鉄道養老渓谷駅までの送迎として外出支援サービスを利用できるようにとのことでございま

すが、本サービスは、在宅の高齢者及び障害者に対し、利便性の向上及び家族介護者の負担の軽減を図ることを目的としているため、本来の趣旨とは若干かけ離れると思われるため、利用拡充については考えていないところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 在宅の高齢者に当たるんじゃないのかなと、私は思うところなんですけれども、厚生労働省の調査によりますと、2018年日本人の平均寿命は、皆様ご存じのように男性が81.25歳、女性は87.3歳で、ともに過去最高を更新とのことでございます。一方、日常生活を健康的に過ごせる期間を示す健康寿命は、2016年時点で男性が72.14歳、女性が74.79歳とのことです。免許証保持者の年齢が75歳ということが難しいのであれば、大多喜町のご高齢者の皆さんには、この年齢で本当に皆さん、お元気でいただいているわけでございますけれども、例えば78歳とか80歳に引き上げて、実際この年代でも、皆様はお車に乗って日常生活を送っております。利用者の、対象者の拡充を再度検討できないものかと思いますけれども、再度ご見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ご質問にあるような方につきましては、町内や近くまでの運転は可能とのことでございますので、近くの交通機関の乗り場までは、多分ご自分で運転される方がほとんどではないかと思われますので、そちらで近くの駅までご利用になるか、あるいは、今現在、デマンド型乗り合い交通、おたっくルの運行エリアであれば、そちらを利用いただくことも可能かと思われます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） おっしゃる部分もよくわかるんですけども、実際お伺いしますと、駐車場、車をどこに置いておくかという部分がございます。おたっくルを運行してくださっていることに対しては、私も非常に感謝申し上げているんですが、やはりまだちょっと利便性の部分で問題があるところもあるようでございます。どうしてもスクールバスを併用しております関係で、朝行って、夕方帰りが早いんですね。1時、2時では帰ってこられないときもあるんです。どうしてもスクールバスをその後使っている関係がありますので、その後の分ということでおくらせてもらうということができないという問題があるようです。

また、田舎でございますので、朝起きて、きょうは雨降っているから、病院行こうかなというところもあると思うんですね。ところが、おたっくルの利用については、前日までに予約をしなければいけないということで、なかなか使い勝手というところが、もう少し便宜を

図っていただく必要があるのかなと、ちょっとそのようなところもございます。

課長がおっしゃられるところ、答弁も非常にわかるところでございますけれども、今後も大多喜町は、本当に高齢化も高く、そしてまた、逆にいうと元気なご高齢者が多いので、無理して車を運転してしまうということで、仕事に行っている若い人たちには本当に冷や冷やしながらという、また、外で離れている子供さんたちも不安を感じているというところがございます。

外出支援サービスのみならず、交通弱者の方々が安心して暮らし続けることができる移動媒体手段というのは、これからますます求められてくるのではないかと思うところでございます。より一層の対策、これ以上言っても押し問答になってしまいますので、より一層の対策をお願い申し上げまして、以上で本日の私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で 11 番山田久子君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

午後 2 時から会議を再開します。

（午後 1 時 50 分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 00 分）

○議長（野村賢一君） 先ほどの山田久子君の質問で、答弁に食い違いがございましたので、健康福祉課長から答弁します。よろしくお願ひします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 先ほどの、外出支援、近隣でやっているというところで、私は勘違いしまして、睦沢町とお答えしてしまったんですけども、正しくは一宮町で同じような外出支援サービスを無料で行っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

◇ 渡邊泰宣君

○議長（野村賢一君） 引き続き一般質問を行います。

次に、7番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 7番渡邊泰宣でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

2015年12月、大多喜発羽田空港経由品川行きの高速バスの運行を開始しましたが、ことで4年が過ぎようとしておりますが、その後の経過報告をお聞きしたいと思います。乗客数については、今までの議会の中で状況の報告をいただいておりますが、年々増加しているというように認識しておりますが、次の項目について質問したいのでよろしくお願ひします。

1問目、高速バスの利用状況について、本町から品川方面の利用状況について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 渡邊議員の質問に企画課からお答えさせていただきます。

初めに、これまでの品川線高速バス全体の利用者の推移について説明させていただきます。

平成27年12月に運行を始めまして、平成27年度は4カ月の運行で2,132人、平成28年度は1万3,148人、平成29年度は1万8,912人、平成30年度は2万1,535人、今年度は7月末で8,558人となっており、年々増加しているところでございます。

ご質問の本町から品川方面への利用状況につきましては、平成27年度が1,065人、平成28年度が6,765人、平成29年度は9,582人、平成30年度は1万761人、今年度は7月までで4,307人となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私が想像していたよりも、本町からの利用者も結構多いように見受けられます。特に3年目については約1万人近く、その次の年も1万人強ですか、そういうような状況であるということは、私もちよつと予想以上に多いような状況ではないかというふうに思います。

この中で、本町からばかりではないと思いますので、近隣の市町村とか、そういうところも若干入っているのではないかと思います。伸び率としては、徐々に多くなっているという

ような状況であります。

続きまして、一番気になるのは通勤通学の利用料金についてですが、当初、大多喜町から若い人の流出を防ぐために、この事業の一環の目的の一つとして行ったという記憶があります。この辺につきまして、通勤通学、特に通勤はちょっと使われにくいところがあるかと思いますが、通勤通学の利用状況について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、通学通勤の利用状況ということでお答えさせていただきます。

8月末現在で、通学補助登録者数が80人というふうになっております。平成30年度のこの通学補助登録者の補助実績が、定期券の補助が3人に対しまして25万円、割引回数券の販売が77人に対しまして152冊76万円分を販売いたしました。回数券を152冊といいますと、利用者に換算いたしますと、912人というような数字になります。

通勤でございますが、現在、利用者が1名の方が定期券を購入していただきまして、通勤にご利用いただいているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 通勤通学についても、私は思っていた以上にというふうに認識しております。通学については、主にこれは大学及び専門学校ということではないかと思いますが、やはり地元から通えるというようなことで、当初の目的に沿ったような利用状況ではないかと思います。ただ、数的には、まだまだふえていかなければいけないと思いますが、大多喜町の人口、若い人が特に減ってきているので、やはりこれは、この高速バスの重要性が本当に物語っているのではないかというふうに思っております。

その辺の状況についてはわかりました。

3番目のゴルフ客の利用状況について、これはちょっとつかみにくいかどうか、わかる範囲内でお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ゴルフ客の利用状況でございますが、高速バスの利用増大対策事業の補助金を活用いたしまして、近隣ゴルフ場3社のゴルフ場客にご利用いただいております。その交付の実績では、平成28年度は133人、平成29年度は329人、平成30年度は414人となっており、年々増加しているような状況にございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） やはり、ゴルフ客の利用状況については、ちょっと私も、もう少し増加が見込まれていいのではないかと思いますが、この辺の原因についてどのようにお考えですか。例えば、お客様の利用勝手とか、車で来たほうが速いとか、主に東京、神奈川方面が多いと思いますが、その辺で、アクアラインの料金の問題もあるし、いろいろあると思いますが、どんなような状況なのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ゴルフ場の利用客につきましては、先ほど3つのゴルフ場の、今まで利用をいただいているという話をさせていただきましたが、ほとんどが品川から大多喜の区間の利用者になっております。ですので、東京都内のお客さんのほうが多いのかなとうふうに考えております。ゴルフ場によっては、セットというんですかね、料金の中にバス代も込みで料金を設定していただいているゴルフ場もございます。あのゴルフ場については、お客様から、バスの中での領収書をもって、それをゴルフ場で立てかえをして、町のほうからまた補助金というような形で出すという形をとっているゴルフ場、その2つのやり方になっております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今、3つのゴルフ場とはそういうことで理解していただいて協力してもらっているということなんですが、他のゴルフ場については、やはり利用状況というのは、何か障害があると思うんですが、その辺についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 最近のゴルフ場の利用については、この3社ということで継続しているわけなんですけれども、当初は、ゴルフ場にお願いに行ったときに、いろいろマイクロバスの都合とか送迎の関係で、協力していただけるということになったのが最終的に3社であったというふうに聞いておりますので、そのほかのゴルフ場については、いろんな理由があると思うんですけども、その理由までは、今、承知しておりません。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） その辺について、私のほうで聞いた話によると、やっぱりいろんな状況とかによって、ゴルフ場によっては送迎を廃止したとか、そういうようなところがあるよう聞いております。

これは後のほうでもまた私は質問したいと思いますが、その辺の大多喜まで来るのはいい

んですが、そこから先の足というか、その辺がちょっと不便ではないかというようなことを聞いております。この辺、後のほうでもまたちょっと触れたいと思いますが、この辺の考えというのは何かあったら伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 大多喜駅でおりて、そこからゴルフ場までの足をどうするかという話でしょうか。

ゴルフ場の利用客に特別特化した送迎方法というのは、今現在ちょっと考えてはおりませんので、公共交通機関でゴルフ場に行くというのはちょっと無理だと思いますけれども、今後ゴルフ場客をふやしていくという部分では、そこら辺をどうしていくのかというのが、今後の問題ではないかというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 先ほど述べましたように、どうしても車のほうが利便性がよくなっちゃうということなので、相乗りで来ると1人当たりの経費も交通費が大分浮くので、これはやむを得ないかなというふうに思っております。

それでは、4番目に移ります。羽田空港の状況について伺いたいと思います。

私も何回か利用すると、羽田空港での乗降が今のところちょっとネックではないかというふうに思っておりますが、やはりこれは観光が一番のあれになると思いますが、それについて、乗降の状況はどのようになっておりますか、伺います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 羽田空港の乗降、乗りおりのお客さんの状況なんですけれども、平成27年度が590人、平成28年度が3,616人、平成29年度が5,278人、平成30年度が5,815人、今年度は7月までで2,322人というふうになっております。各年度の利用者全体の約27パーセントの方がご利用いただいているような状況となっております。

羽田空港につきましては、飛行機の利用だけにとどまらず、羽田空港でおりると、今、電車もそうですし、バスもそうなんですけれども、結構便利な部分もありまして、電車については都内直行の便もございますので、そういう方も羽田でおりて、そのまま電車で利用するとかと、そういうお客様も結構おられるのではないかというふうに思っています。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今、答弁の中にありましたように、羽田空港の利用状況についても、やはり年々増加しているというようなことであります。それと、羽田空港は飛行場ばかりで

なく、その周辺の交通網が非常によいというようなことであると思います。

そこで伺いたいと思いますが、この辺のPRがもっと進むと利用がふえてくるのではないかと思います。例えば、今、東京行きの高速バスがありますが、やはりイメージとしては東京が、駅周辺が一番利用しやすいというような、今までのイメージがあると思います。でも、羽田空港あるいは品川、この辺ももう少し交通網がうまく利用できれば、わかってくれれば利用する機会がふえてくると思います。私もたまにこんな話を聞いております。意外と品川からの高速バス、品川行きの高速バスというのは、使えば便利だよというようなことを聞いておりますので、その辺の、もう少し羽田周辺、羽田空港からの交通網とか、品川とか、その辺の状況がわかれればもっと利用しやすくなるのではないかというふうに思います、その辺について、もう少し利用できるような方法がないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） このPR部分でございますけれども、今、議員さんがおっしゃられたように、羽田空港だったらこういう使い方もあるよとか、品川からだったらこういう利用方法もあるよというような形で、広報にも何回か載せさせていただいております。

あと、実際にバスを利用されていただいた方にモニターになっていただいて、こういうような利用方法もあるよというような形でお知らせさせていただいた部分もございます。

あと、東京方面のお客さんの利用増を図るという意味で、周辺のところにPR用のパンフレット等も配らせていただいたりして、利用増に向けた取り組みを行っているところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） やはり、このPRというのは本当に必要であると思いますし、一番いるのはテレビでね、きっかけがつかめるとすごく反響があると思いますが、口コミというのはなかなか時間がかかると思いますので、その辺の、何かまた別の方法があればまたよろしくお願いしたいと思います。

続いて、5番目の品川方面からの観光客等の利用状況について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、品川方面からの観光客等の利用状況ということで、説明させていただきます。

観光客というふうに特化した調査というのはちょっとしておりませんので、品川から全体の乗車状況というようなことで説明させていただきます。

平成 27 年度は 1,067 人、平成 28 年度が 6,383 人、平成 29 年度が 9,330 人、平成 30 年度が 1 万 774 人、今年度は 7 月末までで 4,251 人というような状況になっております。

○議長（野村賢一君） 7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 私もこの品川方面からの観光客についてはやはり、最初に行った、品川でおりたときに、その周辺の人に声をかけてみたんですね。そうしたら、大多喜ってどういう印象がありますかとかいうことを聞きましたところ、大多喜って全然知らないよというようなことで、たまたま品川グースで大多喜方面行きのバスができたということで、どんな町なのか、そういうことを関心を持ってきていたりするなことをお話を聞きました。そのようなことで、やはり先ほど言いましたように、大多喜のよさとかそういうものも、営業活動をやっておられるというふうな話も聞いておりますが、やはりその辺の活動をもう少し進めたらいいんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほどもちょっとお話ししましたけれども、PR 用のチラシを配布したり、それから、今議員さんもおっしゃいましたように、シティセールスというようなことで、品川駅の周辺の商店街であるとか区役所とか、あと会社のほうにお邪魔させていただいて、こういった高速バスを利用して大多喜町のほうに来ていただければというような話を、訪問させてそういった PR はさせていただいているところでございます。

○議長（野村賢一君） 7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 品川というと、年に 2 回、ムサコ祭りというのやっていますよね。そういうところで、さらに大多喜のよさというのが、あの商店街の人はある程度わかってきていると思うんですが、まだまだ大多喜というのはよくわかっていない感じもします。

それと、ムサコというのは、タケノコのつながりがあるというふうに聞いております。もともと武藏小山はタケノコの産地だったというふうなことを聞いております。その辺で、もう少し何か友好を結ぶような内容のものが考えられないのか。例えば、ムサコ祭りの商店街の近辺の人は、大多喜のレンゲ祭りとかそういうのにも来ていただいたというようなことを聞いておりますが、それが何回か、ほかの方面でも来ていただけるような何かがあれば、さらに観光客も、大多喜に対しての関心度も高くなってくるのではないかと思います。

その辺で、大多喜の PR、PR と言っていましたけれども、よさというのを、お城まつりとかそういうのも来てはいただいていると思いますが、その辺の、知っていただくというような方法をとっているのかどうか、ちょっと伺えたら。お城まつりについては。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先月の月末に品川区役所のほうで物産店というのがございまして、そちらの区役所の中で、本町の特産品とかそういうものを持つて販売してきました。そういう際にも当然、高速バスのチラシとか、大多喜町のお城まつりの広報もしてきたところでございます。

それから、先ほどのムサコの商店街の話も出ましたけれども、当然ムサコのほうも商店街のほうにもお邪魔させていただいて、商店街の会長さんとか、そういうところにお伺いさせていただいて、大多喜を観光面で、いろんな形でお願いをしているところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ありがとうございました。

それでは、2番目の利用促進等について伺いたいと思います。

本町からの高速バスの利用の促進を図るための民間業者の企画を聞いておりましたが、この辺についてちょっと伺いたいと思いますが、内容とかわかりましたら。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 本町から高速バスを利用して東京方面というような形でござりますけれども、今現在、民間業者によるバス利用の企画につきましては、これまでJAいすみ旅行サービスのほうで企画していただいております。演劇の鑑賞であるとか、それからスポーツ観戦、九州方面のツアーですね、そういう企画旅行を計画していただきまして、高速バスを利用して、利用促進のほうに努めさせていただいているところでございます。

今現在、民間業者という形では、そこだけの企画になっております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今、JAのほうで企画をしていただけているということでご答弁がございますが、およそどのくらいの人数が利用されているのかわかったら。わかりませんか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 人数まではちょっと把握しておりませんで、また調べておきます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、（2）の本町の観光資源を利用した品川方面からの観光客の増加を促進する企画について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 品川方面からの観光客の増加を促進する企画というようなことで

ございますが、これまでの企画的なことを話させていただきますが、高速バスの利用企画につきましては、これまで民間の旅行業者によりまして、養老渓谷の紅葉に合わせた紅葉狩りであるとか日帰り温泉、それから大多喜城の見学のツアー、またかつうらビッグひな祭り見学等を企画、実施いただいております。

また、本町において起業いたしましたM i t o s a y a 薬草園蒸留所が企画する定期的な試飲会のイベントを開催しておりますが、その際にご利用いただきしております、通常の高速バスで乗り切れないため、バス会社への増便を依頼して、高速バスを利用していただいているような状況もございます。

今後も、いすみ鉄道とか町内の観光施設との連携によりまして、利用客の増加を促進する企画等を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今、企画のほうのお話を伺いましたけれども、以前、私もちょっとこんな話をしたと思いますが、農地の景観をよくして観光客に来てもらうというようなことを触れたと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 農地を活用してということでございますけれども、産業振興課としましては、今現在、高速バスの利用促進につなげるような農地の活用というのはちょっとないんですけども、地域住民の方が農地を活用して花を植えたりとか、そういうような活動に対して支援とかいうことはできます。そういうところが観光客の増加につながればというところの支援というか、そういうところができるというような状況でございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私も、こういうことに関して、新聞等でよく注意して見ているんですが、町内でもアヤメとか、あるいは秋の紅葉ですか、春の桜とか、そういう面で、個人的にいろいろ苦労してやっている方はおりますけれども、やはり新聞とかそういう記事に載るどっと来るような感じを受けています。その辺から考えたのは、これはちょっと大きな事業になると思うが、水田を利用した水田アート、これは相当経費がかかるのではないかと思いますが、見ると、何カ所もできるような、どこでもできるような事業ではないと思います。この辺をうまく活用すると、水田アートの場合には、田植えをして分けつが終わるころには、葉っぱの色で図柄が見られると思います。

長期的にある程度、何カ月とか、刈り取るまでそれができるのではないかというふうに思

っているんですが、ちょっと経費がかかるというのが難点だと思います。その辺のことについて何かお考えがないか、予定されないのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 前にもそういうようなお話をあったかと思いますけれども、水田アートにつきましては、田んぼの確保ですとか、種類ごとに苗を植えて種をまいたりとかしなきゃいけないと。あと、田植えも決められた絵に沿ってやっていくというんですか、そういうのも必要であったり、田植えから刈り取りまでの管理ですとか、刈り取りの作業と、かなり時間と労力がかかるのかなというふうに思います。また、いろいろな品種、種を扱うことから、かなり神経も使うのではないかというふうに思います。それから、植える場所も水田の全景が見える場所がないといけないのかなというふうなことも考えられます。

このようにいろいろな課題があるのかなというところでありますが、一番は、そういうのをやってくれる方が実際にいるかどうかというところが一番問題なのかなというところがございます。しかしながら、実際にそういうのをやってくれて、そういうところがでけて、見られるようなところがあれば、景観もよくなりますし観光客の集客につながるかと思うんですけども、なかなか実際は難しいのかなというところで、産業振興課としては、今のところそういうような計画はございません。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私もそれは、ちょっと大変な事業だとは思っております。ある程度の観光客が来てもということに関しては、誰でもできるようなことでは関心が少なくなると思いますが、やはりああいう景観を見ると、これはすごいなというようなところも感じておりましたので、ちょっと取り上げてみました。

そのほかによく聞くのは、ヒマワリとか、これは休耕田とかそういうところでの作物になると思いますが、この辺はよく種については、高いのかどうかよくわかりませんが、やはり夏の期間も、これは、品川高速バスばかりでなく、いすみ鉄道周辺のそういう土地があれば一番いいかなと思いますが、その辺について、手がけるのは、こっちのほうが早いのかなというふうに思います。その辺の考えについてはどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今、いすみ鉄道のお話を出ましたので、いすみ鉄道沿線でも地元の方々に協力していただいて、草刈りと種まきとかもやっているんですけれども、西畠のほうでは結構地元の人に協力していただいて、田んぼのほうをお借りして菜の花の種とかをま

いています。これがなかなかうまくいきませんで、毎年いろいろと悪戦苦闘しながら、肥料をやったりしてやっているんですけども、これがうまくいかないところがあります。

それから、菜の花だけでもいけないので、夏にコスモスというようなことで、コスモスのほうも種をまいたりしたんですけども、これもやっぱり雑草に負けてしまうような状況であります。

こういった種をまいてやるというの、種まくほうが一番簡単ではないかと思うんですが、自然に出てくるというのが、これもまた難しい部分がありまして、やっぱりそれには人海戦術のような形でやっていかなきゃいけないという部分があるのかなと思いますので、そういった面で今後も、いすみ鉄道沿線については、ようやく菜の花は何とか毎年花を咲かせていくようになりましたので、その部分についてはいいのかなと思いますけれども、あと、お客様のほうは、沿線だけじゃなくて、大きく広い土地にそういった黄色い一面の花を咲かせるとか、そのぐらいやらないと、お客様がなかなか来てくれないと、という部分もございますので、今後そういう部分を、本当に検討課題ばかりなんですけれども、何とかしていければというふうに思っています。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私も大変なことばかりお話ししましたけれども、うまくいけばその辺は観光客の増加等につながってくるというようなことの思いから発言させていただきました。

それでは、3番目の路線変更あるいは乗車場所の変更等について。私もこれは、大多喜駅から始発をかえたことによって増加にもつながっていると思いますが、さらにもう少し町内でかえたほうがいいんじゃないかというような思いがありましたので取り上げてみました。

その辺について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、路線変更、乗車場所の変更等についてということで、お答えさせていただきたいと思います。

この乗車場所の変更につきましては、平成27年12月の運行開始後、平成29年4月から大多喜駅までの延伸を実施したところですが、道の駅までの延伸を考えてはどうかというような一般質問を受けたところもございます。そういう中で、バス事業者とも協議を実施した経緯があります。協議の中では、バスの停留所及び回転場所の問題、運行経費の増額、それから現状の運行ダイヤへの影響も考えられるため、利用者への影響や費用対効果等を考慮いたしまして、今後も引き続き利用状況により判断をしていきたいというふうに考えており

ます。

今後につきましては、町内の高速バス停となっております大多喜駅及びオリブからの二次交通として、町内の企業等のご協力によりまして、観光地等を回る見どころめぐりバスを検証運行していただいております。

また、大多喜駅や城見ヶ丘駅からいすみ鉄道や路線バスを利用し、上総中野駅を経由して西畠、老川方面へ向かうこともできますので、これら既存の公共交通機関の維持及び利用促進も図りつつ、利便性の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私も、一番可能性のあるのは、道の駅を始発にするのがいいかなというふうに思いましたけれども、ただ、バスの転回場所とかそういうところで難点があるというようなことが、今、答弁にありました。やはり、乗車場所の変更については、そこが一番いいかなというふうに思っています。

それと、既存の路線を使って老川方面からうまくつなげるというようなことも一つの方法かと思っております。その辺は、今、順調に伸びてきてはいるんですけども、さらに伸ばすためには、やはりその辺のところも必要ではないかというふうに思います。

また、先ほどお話ししましたように、東京方面から来た観光客とか、そういう方たちのためにもやはり、大多喜は、城下町である反面、また老川方面の観光についても、お客様も期待しているのではないかと思いますので、その辺もうまく足が運べるようなことができれば、これが一番いいかなというふうに思います。

路線変更については、私も、大多喜から出て、またほかに寄るとかということは余り賛成できないと思います。やはり、品川までの時間も短時間で行けるというのが一つの魅力ではないかと思いますので、その辺については府内の中で乗車場所とか路線の検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番目の本町のバスターミナル計画について。これは当初、計画の最初の中で、バスターミナルを、オリブの、今現在駐車場として使っているところだと思いますが、その辺をバスターミナルにして運行したいというような話をされたように記憶しておりますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） このバスターミナルの計画につきましては、平成24年度にオリブ駐車場付近に高速バスターミナルの整備の計画をいたしましたが、東京線の高速バスがタ

ーミナルへの乗り入れを希望しなかつた。そのため、建設に対する費用対効果等の問題から、計画を中止した経緯がございます。このため、バスターミナルというような大がかりな整備ではなく、現状運行しております品川便と東京便の高速バスが同じ場所で乗車できるようなスペースの確保について、今後の利用状況の推移とか費用対効果、利用者の意見等を考慮いたしまして判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） バスターミナル、これはやはり用地の問題になってくると思うんですが、大多喜町から東京方面、品川方面へ行けるということ、どちらを使っても行けるということでは、両方使えるターミナルに近いような状況を計画しているということございますが、これに対して、その周辺の、既存のバス路線とかそういうものも加味しないといけないんじゃないかなというふうに思いますが、バスターミナルだとその中に路線の変更が可能かどうか、それはまた効果が出てくると思いますが、今までの既存の路線ですか、その辺をうまく活用できないのか、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 既存の路線のといいますと、路線バスのという意味でしょうか。その路線バスと、この高速バスが同じようなところにという、そういうことですよね。

当初、先ほどお話ししたしましたように、24年度に計画したときには、そういった形で、既存の路線バスであるとか、タクシーであるとか、そういう路線の部分の出入りができる、そこに高速バスが入ってくるというような計画でおったわけなんですけれども、中止した理由については先ほど申し上げたとおりでございますので、これは今後も、路線バスを入れてまでというようなことにいくかどうかわからないですが、今現在、西中と大多喜中が統合いたしまして、今、バスは西畠方面から来て、大多喜中学校からとまってオリブのところまで行っているんですね。だからああいった形で、オリブに一回行くような形の路線バスの活用方法というのは考えられるのかなというふうに思っております。

あとは、タクシーについても、路線、高速バスの本数はそれほど多いわけでもございませんので、そこに駐留してタクシーを利用していただけるというかとなると、そこまではちょっと無理なのかなというふうに思っていますので、可能性があれば路線バスをそちらのほうに行ってもらうというような部分は、可能性としてはあるのかなというふうに思っています。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○ 7番（渡邊泰宣君） さらに利用増というようなことと、また、東京方面からのお客さんの利用勝手がよくなるということではやはり必要ではないかなというふうに思っております。できるだけそれに沿ったような計画というか実施をお願いしたいと思います。

それから、5番目の今後の利用増を図るための計画について伺いたいと思います。

大多喜町は総面積が、町としては相当の面積を持っておりまして、そのうちの森林面積は約70パーセントでしたか、それと水田面積も、今、休耕しているところとかいろいろありますが、そういう部分の活用も含めて、何か利用増を図るための計画が必要ではないかなというふうに思っておりますが、何かありましたらひとつお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今後の利用増を図るための計画ということでございますが、やはり利用増のためには、人口の多い東京方面から利用客をいかにふやしていけるのかであるというふうに考えております。

バス利用によります来町が期待される都内向けに現在実施しております啓発用チラシの新聞折り込みによる配布の継続とか、また、いすみ鉄道の町内の観光施設との連携によります利用客の増加を促進する企画と、民間の広報社との連携を図って進めてまいりたいというふうには考えておりますけれども、今現在、町として大規模なイベントをやるとか、そういういった部分までには至っていない状況でございますので、また何かそういった案がございましたら、ご意見等いただければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○ 7番（渡邊泰宣君） 私のほうも案としては幾らでも出せるんですが、やはりそれに伴つたいろんな条件があると思います。その辺で、あることはまた遠慮なしに話したいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で7番渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

なお、会議は3時5分から再開しますので、時間厳守でお願いします。

（午後 2時52分）

○議長（野村賢一君） 時間前でございますけれども、先ほどの渡邊泰宣議員の質問に対して、

企画課長から訂正がございますので、よろしくお願ひします。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） すみません。先ほど都内のイベントで、品川区役所でという話をしたんですけども、港区役所の誤りでしたので、すみません、よろしくお願ひいたします。
(「品川でもやっていなかった」の声あり)

○企画課長（米本和弘君） 品川区役所ではやっていませんので。

○議長（野村賢一君） それでは、引き続き会議を開きます。

(午後 3時05分)

◇ 志 関 武良夫 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、2番志関武良夫君の一般質問を行います。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 私は、2点ほど質問させていただきます。

1つ目といたしまして、人口減少についてでありますけれども、人口減少はたびたび議会でも議論して、私もこの人口減少については質問させていただきました。

そういう中でも、大多喜町だけではなくて、全体的に日本全国どこでもそういう状況が出ているというふうに報道されております。

そういう中で、この人口減少については非常に重要な案件であることは間違いないというふうに思っております。これから大多喜町を考えると非常に不安な状況が出てきているということは、執行部の皆さんもそういうことは感じ取っているんじゃないかなというふうに、私は思います。

現状の大多喜町では、7月現在で9,046人、人口がなっております。そういう中で、現在ではもう少し減少していると。9,000人台から8,000人台になるのは、もう時間の問題であるというふうに感じ取っております。我々は、他の方面から大多喜町に居住、住みたいと思われるようなまちづくりを目指して、今まで町長を筆頭に、議会、執行部、それがもういろんな議論を重ねながらやってきました。今まででは、皆さんも一生懸命にこの問題について議論を重ね、歯どめをかけようと努力してきたのですが、一向にこの歯どめがかからない。若い人たちが近隣の市や町に移住している状況があるというふうに言われております。

そういう話を聞くと、非常に私も不愉快な思いをするわけですけれども、私は前からこれ提案しているんですが、若い人たちが居住する上において、そういう環境をつくり上げる必要があるんじゃないかということで、議会でも取り上げてきたつもりであります。

そういう中で、大多喜町としても、今までの事業展開をしていく中で、やはり近隣の市町村に居住されるんじゃなくて大多喜町に、いいところだよと、大多喜町はいいところだというふうな、そういう考えを持っていただいて、大多喜町に少しでも居住して、若い人たちに居住してもらおうということで努力してきたと私は認識しております。

そういう中で、原因がどこにあるのか。そういうものを執行部の方々も、原因がどこにあるのか。隣の市町村に居住して、若い人がなかなか大多喜町に住んでもらえないということについては、原因を追及して考えてみたことがあるかどうか。それちょっと担当課長のほうにお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 志関議員のご質問に企画課からお答えさせていただきたいと思います。

初めに、令和元年 7 月 31 日現在の住民基本台帳人口につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり 9,046 人ということとなっております。

若い人たちが近隣の市町に移住している原因ということでございますが、ここ数年の転入転出者の状況を説明させていただきますと、平成 27 年度が転入 346 人に対しまして転出が 344 人、平成 28 年度が転入 207 人に対しまして転出が 279 人、平成 29 年度が転入 208 人に対しまして転出が 265 人、平成 30 年度が転入 238 人に対しまして転出が 302 人というような状況になっております。このように、各年度の転入転出につきましては、平均して 50 人ぐらいの転出が上回っているというような状況にあります。

この転出された方のうち、平成 30 年度にアンケート調査を実施しております、その結果によりますと、転出理由の第 1 位が、転勤、転職、就職によるもので 49.1 パーセントとなっております。次に、住宅の都合で 16.1 パーセント、次に進学で 8.9 パーセント、次に結婚で 8 パーセントというような状況になっております。

次に、転出された方は、大多喜町を離れて、どちらのほうに住まいを変えたかということで、転出後の居住地についてですが、千葉県内が 47.3 パーセント、東京都が 10.7 パーセント、神奈川県が 3.6 パーセント、埼玉県が 2.7 パーセント、その他として 35.7 パーセントというふうになっております。このうち、県内への転出先の市町村では、茂原市が 26.4 パ

ーセント、千葉市が 20.8 パーセント、市原市が 13.2 パーセント、いすみ市が 5.7 パーセント。そのほかとして 33.9 パーセントというような状況になっております。

このような状況を見ますと、転出される方の約半数は職場の都合によるものであるというふうになりますので、現状で総合計画の中でも主要施策として挙げております町内企業への支援や企業誘致、住宅政策というものは、大変重要な施策であるものというふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今、企画課長から数字を示されましたけれども、数字でどうのこうの言うわけじゃありませんけれども、大多喜町に入ってくるということは、転入してきてくれるということは、その方々は魅力があって、魅力を感じながら大多喜町に転入してきてくれているんじゃないかなと私は思うんだよね。

そういう中で、そういった人が外に出ないような、そういう環境づくり、そういうものをやはりつくっていく必要があるんじゃないかな。若い人たちに合った環境づくり、これを私は前から言っているんですが、若い人たちが住みやすい住宅、団地のほうに家を求めて住んでも、お休みになっても、近くの公園にも行くところがないというような、そういう状況じゃなくて、近隣に子供を連れて遊びに行けるような場所、そういった場所がやはり必要じゃないかなというふうに私は思います。

そういうことについて、そういう環境、若い人たちのそういう環境を、大切だなというふうに思いながら、そういうものを考えてみたことがあるでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に、企画課からお答えさせていただきたいと思います。

第3次総合計画の基本構想におきましては、この町を取り巻く時代の潮流や、町の課題、特性、町民の意向を踏まえまして、町の 10 年後の目指すべき姿として、その将来像を、「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」というふうなことで掲げておるところでございます。こういった将来像に向けて、第3次総合計画ではさまざまな施策を図りまして、将来にわたって持続可能な町を創造するということで施策を進めておりました。具体的な部分では、住宅用地の造成であるとか、大多喜町に住み続けるための住宅の整備であるとか、あとは子育て支援の充実とか、そういったものを総合計画の中でも、

いろんな住民意識調査等の結果を踏まえまして、若い世代の意識とかそういったものを組み入れた計画をつくってきたところでございます。

以上の取り組みの中でもってしても人口減少が続いているというような現状となっておりますので、今後も現計画の中で、もっと力を入れて取り組まなければならない部分とか、そういういったものを、もっと強い部分を出して、施策のほうをこのまま進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 2番志閑武良夫君。

○2番（志閑武良夫君） 今、先日の大多喜町の総合開発審議会、その中の資料をもとに、今課長のほうから説明がありました。

その中で、コンサルティングの会社が委託契約を結びまして、中学生や高校生の方々からアンケートをとって、その人たちの意向も十分入れながら今後の計画をつくりたいというようなことありました。しかし、やはり将来のことを考えると、今そんなのんきなことを言っていては、ちょっと我々のこの大多喜町の実情に合わないんじゃないかなというふうに私は思います。

中学生、高校生がアンケートをとって、そのアンケートをとることには、私は反対じゃありません。アンケートをとって、今の若い人たち、そういう中学生、高校生の意向を聞くことも、それは大事かと思います。しかし、その人たちがアンケートを出して、それを今度は主体にして計画案をつくって、今度審議の中に入れてくるということであっても、その人たちが、じゃ、高校を卒業して、何名の方が大多喜町に残って暮らしていってくれるのか。大多喜町を支えていってくれるのか。そういうものを考えると、ほとんどの人が高校を卒業すると、もう他市、他町に居住したり、アパートを借りて住んだり、そういう方向に向かっていってしまう。大多喜町に残る人が非常に少ないんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういうことから考えると、やはり現状を把握している今の住民、執行部の方々、皆さんも大多喜に何十年も住んできているから、今の大多喜町の現状はわかっていると思うんですね。我々も議会、議員の方々も、そういうものに真剣に取り組んでいく。やはりそういう姿がないとダメだと思うんですよ。

これは、執行部と議会が一体となってこういう問題に取り組んで解決していくような、汗を流して解決していくような、そういう姿がないとやっぱり一向に進まないんじゃないかなと私は思うんです。それだけに議員の皆さんも、この人口減少に歯どめをかけるために、やはり汗を流して取り組んでもらいたい、そういう提案をしてもらいたい、そういう考

えを持っております。

執行部の方々も考えているとは思いますけれども、やはり私から見ると真剣味がないんじゃないかなというふうに思います。そういうことのないように、ひとついい考えを持って、執行部の皆さんと議会が議論をもう少しし合って、いいものをつくり上げてやっていくと。

コンサルティング会社を頼めば、中に入れてやったって、そのコンサルティング会社は責任は何もないんですよ。失敗しても責任がない。残されたのは、町民がやっぱりばかを見ると、こういうことになっちゃうんですから。だから、そうじゃなくて、コンサルティングの会社は、それはどうあっても、そういう会社が必要だというようなことであれば、これは私はやむを得ないというふうに思うんですね。

しかし、できるだけ、やはりこの地域に住んで、今共有している人たちが現状を把握しているわけですから、それに沿って協議をして、そういうものをつくり上げて進んでいくということを考えていかないと、私はなかなかこの解決の道は開けてこないんじゃないかなというふうに思います。

その点についても、町長、もうそれなりに考えていると思いますので、町長のほうからちょっと一言。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 志閑議員のご質問の内容につきましては、本当に我々も真剣に考えているところでございます。

それで、特に最初の人口減少のところなんですが、私が町長になった当時は、社会動態、いわゆる転出転入というのは非常に差が大きかったというのは事実であります。

先ほど企画課長のほうが答えた、最近のところでは大体年間 60 人ぐらいということなんですね、平均して。今、大多喜町の年間の人口減少は 160 人から 180 人ぐらいなんです。

じゃ、その大きな差のあるところは何かといいますと、いわゆる自然動態。出生と亡くなられる方の差が実は本当に大きいんですね。今、社会動態は、ある程度徐々に徐々に落ちついてきているというのが現実です。ただ、それは間違いなく年に 60 平均はありますので、これはもうしっかりとその対策は立てていかなければならぬ話であります。本当に自然動態の減少というのは非常に大きくなっている。これが実際の現実問題としてあります。その最大のものは、やっぱり少子化ということになるわけですね。ですから、この少子化を何とかとめていかなければならないという大きな要素はあると思います。

また、もう一つは社会動態ももちろん当然ありますので、この両面をやはり、これから進

めていかなければならない。特に若い世代の皆さんがあるが、結婚されない方が非常に多い。結婚適齢期で大体考えますと、人口の2割強はやはり独身の方が多いということで、非常にこの辺もやはり少子化にかかっているもう一つの原因でもあろうかと思いますが、こういった原因を一つずつ突き詰めながら、どういう形で町の人口減少をとめていくかということは進めいかなければならないと思っています。

そして、もう一つはコンサルティング会社に我々は発注はするんですが、今どうしてもコンサルティング会社へ出す場合には、基本的な資料というのは、全部町のほうで用意することを今基本にしております。

ですから、アンケートもそうですが、いろんな資料というのはまず町のほうで用意して、最後のまとめをコンサルティングにやってもらう。というのは、人の手の問題と、また時間的な問題もありますので、そういうことでやっておりますが、議員のおっしゃるとおり、できるだけ自分たちで内容を知るということが大事であります。そのことはやはり今後のまちづくりに必ず生きてくるわけでございますので、そのご指摘のところはしっかりと進めてまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 2番志閑武良夫君。

○2番（志閑武良夫君） 町長から詳細について今お答えいただきましたけれども、執行部の皆さんと議会が力を出し合って、町をよくしていこうという、そういう意欲に立って、もっと、それで先頭に立ってやっていきましょうよ。そういうことをやっていかないと、やはり町はよくならない。今までたっても、私はこの一般質問で人口減少について、何年も前からやっているんですけども、一向に歯どめがかかっていないんです。だから、そういう点についても、やはり議会と執行部が一つになってこういったものに対応していくようにリーダーシップをとって、町民のリーダーシップとって、それでいろんなことに対応してやっていくように心がけていきましょうよ。

企画課長、どうですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいま町長のほうからお話をあったとおりでございますけれども。実際に事務のほうを進めていく立場といたしましては、今、議員さんが言われたとおり、議会のほうともご意見いただきながら、真摯に進めていければというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 2番志閑武良夫君。

○2番（志閑武良夫君） よろしく、ひとつお願いします。

もう一つ、ちょっと質問させていただきます。

執行部の企画の案について、ちょっと私も、現在いろんな面で企画して、努力して、提案などもいただいているところでございますけれども、事業計画、事業企画計画については、今までやはり議会でも議論してまいりましたが、多くがコンサルティングの会社を中心に入れているんです。どうもそれがいい結果に結びついていくというようなことが少ないんじゃないかなと。コンサルティング会社は、専門的なそういう知識があるかもわからない。だけれども、地域の状況、現状、そういったものを把握しているのは、先ほど言ったとおり、現在ここに住んでいる、長年住んでいる人たちが一番よく知っている。執行部の人たちは、提案する前に、そういったものを十分議論しているんじゃないかなとは思いますけれども、私は、余り議論していないんじゃないかなと思うんですね。それは皆さんに申しわけないというふうに思いますけれども。

やはり、理解している人たちが先に立たないと、先に立って物事を進めていかないと、コンサルティングの会社を入れたとしても、それが成功しなくとも、コンサルティングの会社には大きなお金を支払うわけですから。だけれども、成果がなくても、それは責任も何でもないんですよ。やっぱり一番の責任は、議会と執行部の方々が責任をしょわなくちゃいけない。そういうことを考えると、やはり議員と執行部が一体となって物事を進めていかないと成功しない。それがだめなら、我々が責任をとればいいんだから。だからそういうことを十分頭の中に入れながら提案とかそういうものを。そしてまたコンサルティングの会社を入れるについても、これはもう必要だよと。何が何でもこういったその会社を、意見を聞きながらやらないと、なかなか前に進めることはできないというような、そういうことがあれば、それはそれでまたその中で議論してやっていけばいいわけですよ。

だけれども、今の状況では、私はああいう会社に高いお金を出して、払って、やる必要がないんじゃないかなと。我々が先になって、執行部との提案について議論して、議会と議論して、それでやっていけば、私はできると思うんですよ。いろんなものに解決できる方法があると思うんですよ。そういうことをやっていかないと町はよくならないですよ、本当に。そのところを、総務課長あたりはどうですか。総務課長、どうですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） やはり人材育成という観点から言いますと、必要なこともあるんですけれども、志関議員のおっしゃいますとおり、初めから時間をかけて調査研究を行いながら、計画策定の全てについて職員が携われば、それは経験が増して、人材育成は、人は育

つというふうに考えます。

また一方で、先ほど町長も言われたとおり、職員のかかわり方ですね。全部投げちゃおかしいですけれども、全部任せるということではなくて、その計画策定に対して、職員が大きくかかわって主導権を持って携わることによって、全国レベルの計画策定のプロセスとか、そういうことを取り入れることが期待できるものと思います。

それもありますが、やはり職員のかかわり方が一番大切ではないかというふうに考えますので、今後も職員のかかわり方について、各所属長を通じて徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 2番志闘武良夫君。

○2番（志闘武良夫君） 先日の審議会の中でも、終わってから、私はコンサルティングの会社の人はそばにいた。課長もいました。そこで私は言ったんですよ。

中学生、高校生からアンケートをとったり何かしても無意味だよ。こんなことをやっても一つも効果ないよ。現状をよく理解しているのは、今の住民が、一番共有している人たちが一番理解しているんだから、そういう現状に合ったものを解決していく方法を考えていかなないと解決の道なんか開けないよと言ったら、何か変な顔していたよ。言ったら。

それは冗談だけれども、そういうようなことだから、我々がやっぱり住民の先頭に立ってそういうものを解決して、この人口減少に歯どめをかけるというのは、これはもう本当に、非常に、早急に取り上げていかないとだめだと私は思っているんです。

そういう点についても、これからもひとつ議会と執行部が一体となって物事を解決できるようにやっていけばいいかなと、私はそう思っております。

私の質問のこととは、これで大体終わりましたので、また何かいい考えがありましたら、執行部のほうからもご提案いただければというふうに思います。

どうもありがとうございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで志闘議員の一般質問を終了します。

時間はちょっと中途半端ですけれども、ここでしばらく休憩します。

3時45分から再開します。

（午後 3時36分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 根本年生君

○議長（野村賢一君） 次は、4番根本年生君の一般質問でございますが、質問の要旨の中で1から7までございます。その中の3番目を一番最後にするということで根本議員のほうから連絡がございました。よろしいですね。

（「結構です」の声あり）

○議長（野村賢一君） それでは、次に4番根本年生君の一般質問を行います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 通告に基づきまして質問させていただきます。

きょう6番目ということで、今まで皆さんの熱心な質問、熱心な答弁を聞きまして、私も一生懸命やらなければいけないなという思いを強くしております。特に私、今回少子化の件でやるんですけれども、志関議員が少子化の件について、本当に熱意を持って質問されていました。私も負けないように頑張りたいと思います。

始めさせていただきます。

私は今回、少子高齢化が進む10年後、20年後の集落（行政区）のあり方について質問させていただきます。

大多喜町においては、少子高齢化が予定を超えるスピードで進行しています。このままでは、10年後、20年後、子供の数は極端に少なくなり、高齢者が大多数を占めるようになり、将来に大きな不安を抱えています。

調べさせていただきました。去年、30年度子供が生まれたのは27人。それで、ことし8月まで、4月に1人、5月3人、6月、7月が1人、8月が3人、5ヶ月間で9人です。これは、前年度27人が最低の数字ではないかと思っていますけれども、今年度も予想を下回っていますよね、かなり。このままのペースでいくと、20人ぐらいではないかと思っています。

それでまた調べさせていただきました。去年の3月31日現在で、子供のいる行政区、63行政区のうち16の行政区しか子供が生まれていません。10年、15年、子供がいない、生まれていない地区もたくさんあります。また、今年度も子供の数が少ないと想定されると、非常に危険な状態ではないかと思っております。

大多喜町は、幾ら少子化、高齢化になってもなくなることはないでしょう。しかし、小さ

な集落、行政区は、10年後、20年後、30年後消滅してしまうかもわかりません。統計によると、ある一定の水準を超えると急激に少子化が、その集落の機能維持が失われていくそうです。集落を維持するには、ある程度の人数が必要なんです。多くの集落が自治会の機能を果たせない状況になる可能性があります。集落の活性化を図ることが最重要課題であると認識しています。集落の活性化なくして、大多喜町の発展、活性化はないと思っています。土台です。各集落が活性化しないことには、大多喜町はよくなりません。

ただ、今の政策を見てみると、たくさんの政策をやっていますけれども、軸足がどこにあるのか。私は、集落、行政区の活性化に軸足を置くべきだと思っていますけれども、今の政策ではそれが見当たらない。申しわけないですけれども、一生懸命やっている中において、やっぱり行政、集落の活性化を図っていかなくちゃいけないと思います。

それには、地域住民と行政が徹底的に話し合う。集落のことは集落で決める。それには、集落の人たちでは当然できませんから、行政が支援する。支援して、集落のことは集落で決めるように行政があらゆる面で支援していく。そして一体となって集落の活性化に努めることが必要であると考えております。

人口減少問題は、日本全体の喫緊の課題になっています。しかしながら、大多喜町には大多喜町に合った特色のある解決策は必ずあると思っています。それをみんなで協力して、何とかしたいなと思っております。

質問に移ります。10年後、20年後の各集落、各行政区は、少子高齢化及び世帯数の減少など、大変厳しい状況になることが想定されます。どのように認識していますか。また、その対策は進んでいますか。お願いします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 行政区のあり方ということで、総務課のほうからお答えさせていただきます。

第3次総合計画策定時における人口推計において、2025年には8,005人、また約40年後の2060年には4,056人になるという推計が出されております。この人口推計のとおり推移するすれば、地域のコミュニティーは大変厳しくなっていくものであるというふうに考えております。

町といたしましては、2025年の目標人口を8,500人に掲げて、先ほど来出ておりますが、人口減少に歯どめをかけるため、定住・移住対策、生活環境、生活基盤の整備、教育、文化、健康福祉というのを、各施策を取り組んでいるところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 一生懸命やっていることは、本当に重々承知しています。しかし、成果があらわれていないんです。子供が去年27人、ことしこの後ペースでいくと20人。千葉県下で最低だと思いますよ。成果が出ていないということは、今までの政策ではいけないんじゃないのかと。何かもうちょっと違った方向を見ていってもいいのではないかと。それが私は地域の活性化、集落の活性化、住民と町と議会とが一緒になって取り組めるような政策、それが必要なのではないかと認識しています。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 先ほど申し上げました人口推計では、2060年的人口が4,056人と申し上げました。やはり行政区の上には高齢化の一つの要因と考えますけれども、行政区を構成する世帯数、また人口が大きくかかわってくるものというふうに考えております。

先ほど申し上げました、定住・移住対策、生活環境、生活基盤の整備、教育、文化、健康福祉等の各施策を、町全体で今以上に取り組んでいく必要があるというふうに認識しております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、成果が出ないと私は思っています。

地域の活性化、これが私一番重要だと思っています。軸足をそちらに置いて、さまざまな今後政策を打っていく。そういうことは考えられませんか。

○議長（野村賢一君） 誰かな。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 政策を見直したほうがよろしいんじゃないでしょうかというようなことだと思います。

今、議員さんのほうから、集落という部分に重点を置いて、そういうところを重点的に進めたほうがいいのではないかというようなことであると思いますけれども、今現在、町のほうの総合計画の中では、具体的に集落支援に関する施策とか事業等は行われているというふうには考えておるんですけども、それ以上に集落の活性化、活性化って非常に難しい部分だと思います。その地域の人たちが本当に活性化するには、やっぱり仕事をしてもうけてとか、それが本当の意味の活性化だと思いますので、そういうものの内で、町が今進めているいろんな事業があると思いますけれども、それがなかなか成果が出ていないというご指摘ではございますけれども、今現在の中のそういういろんな施策とか事業の推進については、

今成果を出せない原因、そういう部分を、政策の評価とかというのも、本当に見直していくかなければいけないというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

続きまして、2番目、人口減少に伴い、税収入はこれから減少します。高齢化から社会保障費は増加し、インフラの老朽化問題など、地方財政はますます厳しさを増していくことが予想されます。そうすると、行政サービスも低下してくるものと思われます。税収が伸びないわけですから。そうすると、町民の生活利便性、先ほど質問にもありました外出支援とか、デマンド交通とか、そういう支 援はお金がなければできないですから。そうすると、ますます過疎化に歯どめがかからない。

このような状況下、今までどおりの行政サービスは提供できるのか。現在の行政の組織は維持できるのか。税収が伸びなければ職員数も減少する可能性があります。できないとしたら、大多喜町をどのような方向に持っていくお考えなのか。その対策はあるのか。

また、政府のほうもぜひつくれと言っている中長期財政計画、これも既に全国で7割、70パーセント近い市町村で作成しているものと思われます。いろいろ難しい面もあるでしょうけれども、10年、20年、30年たっても大多喜町は安心なんだよという、そういう長期計画をぜひ立てて、町民を安心させてもらいたい。それと主要事業の事業評価シート、これもぜひつくって皆さんにお示しして、この事業は成果が十分上がっているんだよということを公表してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 初めに、行政サービス、また行政組織ということで、総務課のほうからお答えさせていただきます。

現段階では、人口減少、職員数の減少に対応するための具体的な組織編成については考えていないところでございます。町の人口が将来極端に減少していった場合は、行政運営もかなり厳しくなることが想定されます。また、行政サービスへの影響も考えられますが、役場の組織については、構成人数は減少しても、行政サービスの影響は最小限にとどめ、運用していくことが必要であるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 中長期財政計画や主要事業の事業評価シートの作成が必要ではないかという質問に、財政課からお答えさせていただきます。

確かに、議員さんがおっしゃるように、中長期財政計画は今現在大多喜町ではつくっておりませんが、その財政計画にかわるものとして、大多喜町第3次総合計画の前期基本計画の実施計画では、計画期間中の財政収支の想定として、経常的な歳入歳出、臨時的な歳入などから、投資的な経費に充当可能な一般財源、加えて基本目標別に各施策の総事業費及び一般財源を掲載しているところでございます。

また、毎年度、新年度予算編成作業開始時に、新年度予算編成方針とともに、過去数年の決算の状況にあわせて、当年度の決算見込みを含めた5年分の財政推計を作成し、各課の予算編成の参考資料としているところであります。

また、主要事業の事業評価シートの作成につきましては、町では毎年度、大多喜町の行政評価実施要綱に基づきまして、総合計画に掲げられた実施計画の事業及び主要な事業などについて評価を実施しております。その際に事業評価表を作成しているところであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の答弁の中で、中長期財政計画、これはつくっていないけれども、参考資料として予算編成のときには各課に1年じゃなくて、何年か分のこういった計画を提示しているよと。これはぜひみんなに公表できないものなんですか。

それともう一つ、事業の評価シート。これまた後で言いますけれども、飯綱町の場合には、評価を何段階にも分けてやっています。まず一番最初に、この事業が正しいのか、いいのか、悪いのか、まず担当者レベルでその意見を言います。次に課長さんが、それをどう思うのか判断します。次に、評価委員というのがいて、単独の課長さんじゃなくて、今度は全体の課長さんたちで、この評価でいいのかという評価をします。最終的に町長が、そのまでいいのか、悪いのか、所見を発表して公表します。そういう事業評価シート。財政が厳しくなってくれば、今までやっていたサービスができなくなる可能性は大いにあります。これは何年まではできるんだけれども、今後はできない。じゃ、公共料金の見直しもしなくちゃいけないとか、さまざまな問題が出てくると思います。

こういったものを充実させない限り、大多喜町の今後のあり方について議論ができるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） まず、中長期財政計画のことについて、財政課のほうから。

今つくっている財政推計を公表したらどうかということなんですが、今現在、財政推計と

いうのは、あくまで予算編成のときの資料としての前提として、かなり厳しい財政の推計というか見込みを出してあるものなので、こちらについて公表する気は現在ございません。

ただ、先ほど7割ほどの市町村が作成している中長期財政計画については、非常に、今現在から10年後、20年後を推計、財政計画を立てるというのは、不確定要因が多くて非常に厳しいものであるとは思うんですけれども、健全化の判断指標であったり、公会計のほうの、要は財務諸表の公表というのが進んできている中、今後その先、作成する方向で進めていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

ぜひ……、また、何かあったつけ。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 施策評価シートのお話が出ましたので、企画課のほうからちょっと答えさせていただきたいと思います。

実際、大多喜町も第3次総合計画に基づいた、さまざまな施策についての施策評価シートというものは、現在つくっております。この施策評価シートの結果につきましては、先ほど志願委員からもご指摘がありましたが、総合開発審議会のほうに、そちらの評価結果等もお見せしているところでございます。

あと、そのほかにも、行政評価というようなことで、これは一番末端の事業というようなことで、各事業ごとに各課のまず担当レベルで評価し、またその後、所属長、そして行政評価審査会、委員会というようなところで、その事業についての審査というものは行っているような現状でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今、前向きな発言がありました。中長期財政計画は、今後はつくる方向でいく。事業評価シートについてもできるだけ考えているよというような答弁であったと思います。ありがとうございます。

次に行きます。まず3番のやつ、議長のほうから最初にありましたように、3番は後回しにして、4番に行きます。

特に空き家問題は早急にその対策をとる必要があります。今後、少子高齢化によって空き家はますますふえてきます。この対策は急務であるということを、議会の中で何回も質問さ

せていただきました。条例を作成し、早急にその対策を講じるとの答弁が再三ありましたが、その後どのようになっていますか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 空き家に関する条例につきましては、これまで関係する課を交え検討してまいりました。その結果、条例案がまとまりましたので、大多喜町空家等対策の推進に関する条例を、本9月会議に上程させていただきました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。本当にぜひ進めていただきたいと思います。

それで、この空家条例、多分最初に協議会を設置して、実態調査をして、計画をつくるという段階になるのかなと思っています。

その空き家の実態調査、これは何年か前、大多喜町は職員の方が中心になってやったと思います。やっぱりまず計画をつくるにしても実態がわからないと、今現在の実態、5年後、10年後、空き家がどうなるのかという実態がないと計画がつくれないと思っています。調べましたところ、その実態調査をコンサルに任せるとか、職員の方だけでやるのではなくて、行政区、集落、その人たちと一緒に空き家の実態調査を行う。これも、やっぱり町民と行政が一体になって行う。空き家の問題とかは、一番集落の方々が心配しています。内容も一番熟知しています。ぜひ共同で実態調査を行ってもらって、一緒に地域の活性化につなげてもらいたいと思いますけれども、もしもその辺で検討するとか何かありましたら答弁をお願いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 空き家の調査でございますけれども、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、この空き家等調査は、平成26年に一次調査として各地区ごとに職員を割り当て、空き家の管理状況を目視により調査をして、翌平成27年には住める状態、または修繕をすれば住める状態になる空き家等の所有者や管理者等に対しまして、空き家等の有効活用をする意向があるかどうかという確認をする二次調査を実施しております。

このようなことから、既に地域の方からの情報や協力を得ながら実施している資料もありますので、今回、条例を提案させておりますけれども、その可決後、この調査をもとに、今後設置をされる空き家等対策協議会で協議されることと思われます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） よろしくお願ひいたします。

次の質問に行きます。

以前、農業体験型都市農村交流事業、移住者懇談会が開かれていました。特に、都市農村交流事業は、特に老川地区、やまびこさんとか、あと地元の人たちとか、私も何回か参加させていただきましたけれども、都会の人たちを呼んで定期的に、それと、来る方は、新しい方半分、もうずっと交流事業があるたびに来てくれている人たち、本当に非常に有意義な交流会であったと思います。

これが最近開かれていなかないんじやないか。議会の答弁の中でも、有意義なことなので、定期的に開催するとの答弁があったと思っていました。最近開催されていないと思われます。なぜでしょうか。また、移住者が相談しやすい体制づくりも大切だというふうな答弁もありました。この件については、どうして最近開かれていなかないんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 根本議員の質問に企画課からお答えさせていただきます。

移住者懇談会につきましては、直近での開催が平成28年1月にNPO法人大多喜みらい塾が主催いたしました移住者懇談会のことではないかと思います。

この懇談会には、大多喜町及びいすみ市からも職員も参加させていただきまして、移住者からのさまざまな意見があったというふうに聞いております。

定期的に開催するとの答弁があったとのことですが、確かに平成26年12月会議での根本議員の一般質問に対しまして、定期的に開催していきたいというような答弁をさせていただいております。

これまで開催されました移住者懇談会につきましては、NPO法人が中心となり、町も同席してNPO法人との連携を前提に開催を考えておりましたので、その後、NPO法人からの開催計画もございませんでしたので、平成28年1月以降の開催というのはされておりませんでした。

また、移住者が相談しやすい体制づくりも大切ではないかとのことですが、議員の言われるとおり、移住に際して不安なことが多い中で、相談しやすい体制づくりというのは、非常に大切なものであるというふうに考えております。

現状では、移住者相談会の開催でありますとか、空き家バンクへの問い合わせの中で移住に関する相談窓口として企画課のほうで対応しているような状況となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この交流事業とか、移住者懇談会やったときは非常に有意義であったと。これは行政の皆さんもそのように認識していたところだと思います。それが行われていない。NPO法人さんとのいろんな絡みもあって、現在やっていないんでしょうけれども、ここでやはりぜひ、新しい移住者を迎えるに当たっては、やっぱり交流事業をやって、町の住民と触れ合いながら、これ実際に体験するんですよね。バスで来て、ちょっといろんなところを見学するんじゃなくて、実際に田植えをやってみたりとか、川の中に行って川遊びしてみたり、いろんな体験事業をして、地域の方々との交流を図りながら移住してもらう。移住先として考えてもらう。その上で、移住してきた方があったり、そのときは移住者懇談会のときには、移住を希望されている方も、そこに出席していたと思っています。既に移住したところだけじゃなくて、移住を考えている人、何人か来て、そこで皆さんと話をしている状況でした。ぜひ、これは復活させていただいて、何らかの形でやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この都市農村交流事業につきましては、私も老川のほうで以前議員さんと一緒に参加して、品の川用水の掃除とかというものを一緒に体験した経験がたしかあります。当時、みらい塾のほうでいろんな、地元の人では思いつかないような体験といいますか、そういうものを計画して、こんなことをして本当に来るのかなと思っていたんですけども、確かに都市部から来る方というのは、珍しさとかって、そういうものがあるんだったと思います。本当に突拍子もない計画についても、人が集まるようなイベントを開催したことです。

確かにそういった、大多喜町を知る一つの手段でもあると思いますので、今後の先々の移住のきっかけの一つにもなる、つながるものではないんじゃないかなというふうに考えておりますので、今ここでやりますとはちょっとと言えませんけれども、今後産業振興なり担当課のほうと連携して、今後のこういったイベント等についての課題をちょっと検討といいますか、今後の移住・定住に向けた一つの取り組みとしてやれればというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。お忙しいところ、本当に大変だと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

次の質問に行きます。

人口減少による地域コミュニティの機能の低下も心配されるところです。町内会や自治会といった住民組織の担い手の不足、共助機能、地域の防災力、地域の福祉に与える影響も大きいと思われます。地域のコミュニティの活性化を図るための対策は十分進んでいるのか。これは、防災とか、さっき言いました防災、福祉、全ての名において、その地域が活性化していない、地域の集落のコミュニティがないと、こういったことはできない。行政だけではできないわけですから。やはり地域のコミュニティの機能の低下も心配されますので、その活性化を図るための対策は十分進んでいるんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課からお答えをさせていただきます。

人口減少によりまして、町内会や自治会における組織の担い手不足につきましては、特に老川地区とか西畠地区には、小さな行政区を抱える地域にとっては深刻な問題であることを思います。

空き家の増加や高齢化に伴い、区の役員になる方の対象者が不足いたしまして、5年から10年を周期に、区の役員等を始めとした組織の運営がなされていること伺っております。

このような状況の中で、町としての対応といたしましては、第3次総合計画に掲げる各種の施策や事業を進め、集落機能の支援ということで図っているところでございます。

具体的に集落を対象とした支援につきましては、地域コミュニティの拠点となる集会施設の新設や改修に係る経費への助成、地域コミュニティ活動用の備品等の助成、まちづくり提言事業への助成、空き家バンク事業への助成、デマンド交通運行事業、地域防災力向上事業、有害獣による被害対策への助成、集落内の草刈りや共同作業に対する中山間地域直接支払事業、農地の保全を目的とした地域資源の保全管理を推進する多面的機能支払交付金事業、集落内の道路整備等にかかる資材の支給などが挙げられ、地域に直接かかわり合いのある事業ではないかというふうに考えております。

これらの事業の推進によって、地域コミュニティの活性化が十分進んでいるのかにつきましては、それぞれの地域により考え方も違ってくると思われますが、その対策については、まだまだ進めていかなければならぬものがあるのではないかというふうには考えております。

今後も、地域の皆さんができるコミュニティ企業についてのご意見等を参考とさせてい

ただきまして、施策や事務事業の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） さまざまな政策を行っていることは認識しております。しかし、これは地域によって、行政区によって、集落によって、さまざまな問題があって、有効的な手段というのが何か。行政側もお金がたくさんあるわけじゃないでどうから、その行政区に合った支援の仕方をしていく必要があると思うんですね。

それには、集落、行政区の人たちが、どういったことを考えて、今後どのように集落を維持していくかと思っているのか。そのことをきめ細かく話し合って、ここの行政区にはこういった種類の補助金をやることが妥当なんだとか、それは当然、地域の方も納得している形で徹底的に話し合って、自分たちの将来、集落、多くの人々は本当に自分たちの集落、どうなっちゃうのか、本当に心配しています。これは皆様も重々承知だと思います。ですから、各新規、集落に合った支援策をぜひ立てていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 各集落に合った支援策というようなことで、一律の、先ほどお話ししましたような支援ではなくて、それぞれの集落の課題に応じた支援の方法ということとなつてきますと、かなり難しい部分があると思います。地域の皆さんと話し合いの中で、当然進めていかなければ、地域課題というようなものはわからないと思います。

そういう意味では、今お話しされたことについては、かなり難しい問題であるのかなどいうふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、言いたいのは、地域に入っていって、今町が考えていること、集落の人たちが考えていること、そういうことを十分話し合って、集落のあり方について、集落の今後のあり方は集落の人たちが決めることが前提ですから、それを町がいかに支援していくのかという問題になってくると思いますので、地域の方とよく話し合っていただきたいと思います。

次に行きます。

ですから、3年後、5年後は現在の状況でも、行政区、集落は何とかもんではなかろうかと思っています。しかし、10年後、20年後は、集落は大変厳しい状況になります。厳しい状況になってから、慌てふためいていろんな対策を打っても効果は薄い、できない。風邪

の引き始めじゃないけれども、病気の引き始めに薬を飲めばすぐ治っちゃうのに、熱が出て、せきが出て、大変なことになれば、それこそ取り返しのつかないことになる。そのための一刻も早い支援体制が必要あります。

すぐやろうと思っても、充実させるには2年、3年かかるでしょう。そのために、行政区のことを常に知っていなくちゃいけない。総会への職員の出席、そこに行ってさまざまな意見交換を行う。地域が要望書を出す、集落支援員、ここを設置して行政と集落との橋渡しをしてもらう。いろんな相談に乗ってもらう。そういった支援員。地域担当制の導入。これは、この地域はこの人とこの人が担当して、将来のことを集落と一緒に考えるという地域担当制の導入。

あと、なかなかこれは難しい問題かもわからないけれども、職員の採用に当たっては、その人が入ることによって、地域の貢献度がどのようになるのか。こういった人が入って、役場に来て仕事をしてくれれば、地域の活性化は図れるよと。そういった人材も採用のときにある程度考慮してもいいのではなかろうかと私は思っています。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 職員に関連することですので、総務課のほうからお答えさせていただきます。

現在、全ての行政区に職員がいて、全ての職員が総会に出席しているわけではございませんが、その地域に住んでいれば、勤務時間以外のプライベートな時間においても、役場職員として地域の方々の問い合わせ等は積極的に対応しているものというふうに考えております。

また、区長さんにおかれましては、行政連絡員として委嘱をして、町とのパイプ役をお願いしているところもあります。また、区長さんにおかれましては、集落支援員の役割の一つでもあります行政区内外、集落内の状況把握等を担っていただいているものというふうに考えております。

地域担当制の導入でございますが、現在のところは考えておりませんが、地域振興の活性化を図る上では有効であるというふうに考えております。将来導入するとなれば、人口減少に伴う職員の数も減少するということが想定されますので、行政区単位ではなくて、旧市町村単位など地区ごとに職員がかかわっていくことも一つの方法であるというふうに考えております。

次に、職員採用でございますが、これは公平公正に広く優秀な人材を確保するために、地域を限定することなく募集しておるところでございます。また、採用の決定も、公平公正に

成績のいい選考をすることが求められておりますので、その辺についてはご理解のほうをいただければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、私この1点目は、集落の人たちと行政の役場の職員の人たち、同等、どっちが偉いとか偉くないとかありますが、同等の立場で話をするわけです。行政は行政の立場で話をすると。集落の人たちは集落の立場で話をする。しかし、業者の人たちは、本当に優秀な方で情報量も多いです。地域の方々は、申しわけないけれども、地域の方には失礼だけれども、なかなか情報量とか詳しいことはわからない。行政側の職員は行政側の立場で話をする。じゃ、地区の人たちに立って、地区的立場から、集落の立場から行政の方と話をする。そういう方がいないとなかなか進まないんじゃないですか。行政の立場の職員の方で話をする方と、いや私は地域の担当者の職員だから、私は行政じゃなくて地域の方の立場で役場と話をするよ。そういう人たちがいないと、うまく話し合いもいかないんじゃないかな。地域の人たちはこういったことを言っちゃいけないのかな、こういったことはできないのかな。何か非常に不安がっているし、対等の立場で話をするということは、なかなか難しいんじゃないかと思っているんですよ。

ですから、集落の人たちの立場に立った人たち。こういった人たちも必要なんではないんでしょうかということで言っています。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それは、集落支援員ということでしょうか。

（「そうです。あと担当者もそうです」の声あり）

○総務課長（古茶義明君） 担当者についてもそうですね。

先ほど申し上げましたとおり、そういうことも考えて、有効であるというふうに考えておりますので、そういうことも今後考えていくというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひお願いします。

それで、最後の質問に行きます。

長野県の飯綱町、これは議会でも何回も視察に行きました。集落振興支援条例を制定しました。これは全国でも最初ではないかと思います。集落懇談会を開催し、今後の集落のあり方について、行政と地域住民が話し合う機会をふやし、行政と地域住民が一体となり、集落

の活性化を図るべきではないか。

ですから、これは条例を、何年か前にも私は、条例をつくって、議会、行政、町長、住民、一緒に活性化について話をしましょうということで提案しました。そのときは、安定、そういった機会をふやして一生懸命やるので条例の必要はないよという答弁がありましたけれども、条例を制定し、地域と行政とが一体となる体制をつくるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまご質問のありました集落振興支援条例の制定につきましては、これまでも平成27年9月会議においての同様の質問であると思われます。

行政と地域住民が一体となって集落の活性化を図るということは大変重要なことであると認識しておりますが、行政と住民との話し合いの機会をふやすことについては、現状での事務事業の推進体制の中では、大変難しい状況にあるのではないかなどというふうには考えております。このため、前回の一般質問の答弁の中でもお話ししましたように、それぞれの事業をいかに実効性を持って進めていくのが重要であるというふうに考えており、現状での条例の制定については考えておりません。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今最初の答弁の中で、私の聞き間違いかもわからないけれども、ちょっと事務量というんですか、事業量が多過ぎて、必要だとは思うけれども、これをやることができるないという趣旨の答弁があったと思いますけれども、そのとおりでよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 現状の事務事業の推進体制の中で、新たにこういった形で、地域住民との話し合いの機会をふやしていくということについては難しいというふうにお話をさせてもらいました。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、冒頭言いました。政策の軸足をどこに置くのか。私は、地域の活性化なくして大多喜町の将来はないと思っていますよ。各集落が活性化して、各集落は大多喜町の土台だと思っています。基礎だと思っています。基礎がしっかりしなくて、彼らの上に大事な政策を打っても、基礎がふらついていたんでは、各集落に行ったら、地域コミュニティーもなくなっているよ、空き家が多くなっちゃっているよ、高齢化によって年寄りばかりだよ、そういう地域であっては移住者は来ないです、いろいろな政策を打つ

てもうまくいかないんじゃないんですか。

ですから、この軸足を、今住んでいる人たち、長年大多喜町のために一生懸命、住んで一生懸命やってくださっている方々、集落の活性化について非常に心配しています。そうすることによって、地域が活性化すれば、そこに若者が住んでくれるかもわからない。移住者も来てくださるかもわからない。今ならできると思うんですよ。

これ5年後やろうとしても、ほとんど子供の生まれない地区が多いですから。平均年齢は自然と5歳上がっていくわけです。今地域に出かけていっても、一生懸命地域のためにやっている方々は、65歳から70歳ぐらいの人が多いんですよ。それ以下でも一生懸命やっている方はいらっしゃいますけれども、全体の人数からすると、65歳から70歳ぐらいの方が頑張っているんじゃないかと私は思っています。

このままいったら、今なら何とかなるけれども、5年後、皆さん70、75、80になったときに、果たして集落の活性化をやろうと思ってもできるのか。私たちは今こそ軸足を、ぜひ地域、集落、行政区のほうに向けて政策を行って、集落、行政をしっかりと支える。

飯綱町の条例を見てみると、地域住民が将来にわたって安心して生き生きと暮らし続けられるようなことをする。町は、町民誰しもが各集落で安心して生き生きと暮らせるよう、集落の振興を支援する総合的政策の計画をつくる。町民は、町がこの条例に基づき実施する施策に協力する、努めるというふうになっています。

これから先、集落の活性化なくして、大多喜町の発展はあるんでしょうか。ぜひ、今こそこれをつくって、地域と行政と議会もそうです。町長もそうです。みんなが一緒になって地域のために努力するということが必要なんじやないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員さんからいろいろご質問いただきまして、まず少子高齢化の問題、また空き家の問題、また集落の問題と、いろいろご質問いただきましたけれども、大体みんなこれリンクしているお話かなと思っております。これは、実はやっぱり人口減少の現実であると。これは人口減少がもたらす現実というのを、我々はきちんと認識する必要あるんだと思います。

今、日本の国も、その問題をどうするかという中で、外国人労働ということを非常に制度を緩めてきているわけです。まさにこれは少子高齢化と言われて久しいわけです。

現実に少子高齢化と言われて、その時点ではまだまだ人口減少は、日本は進んでおりませんでした。しかし、ここ数年に来て、人口減少はいよいよ進んできまして、昨年あたりで見

ますと、年間に約30万人の人口が減少していますね。これ30万人という数字、1億二千何ぼという数字の中で30万人というと少ないように見えますけれども、しかし、千葉県のそれぞれの市町村の中に当てはめていきますと、市原市がほぼ27万人ですから、市原市というものが1年になくなってしまうという現実があるんですね。

ですから、一番の最大の問題は、さつき志閑さんのご質問にもありましたけれども、やはり少子高齢化、その少子化というのが今一番大きな要因、そこにあります。その少子化の一番の要因は、若い人がいない、若い人が結婚しない。それを、子供さんが生まれないという現実があって、先ほど根本さんが言われましたように、子供さんが、出生数が少ないですね。それで、人口減少の今、私どもの大多喜町のやつを、私もずっと見ております。やはり人口減少の一時的なときは、転出転入という社会動態というのが非常に大きかった。

しかし今は、そうではなくて自然動態。いわゆる出生と亡くなられる方の差が大きいんですね。ですから、年間に大体百六、七十人、多いときは200人からあるんですが、いわゆる転出転入の社会動態の倍以上は、倍じやないですね、2倍ですね。2倍が実は自然動態の減少なんですね。

ですから、これは非常に大きな問題でありまして、根本さんの心配されることはよくわかります。しかし、じゃ、この解決策というのは、まずそこに若い人がいるかいないかということは、今我々は1年たてば必ず年をとっています。ですから、それは何年もつんだという考え方になったときに、そこに若い人が入ってこなければ、なかなか難しいわけですよね。移住者をといっても、それは日本全体が減っていますから、お互いの自治体が人口の取り合いをしているという話になりますから、これはお互いが解決にならないわけですよ。

ですから、この問題は本当に我々も深刻に捉えておりまして、まず人口減少の実態というのは確実に進んでおりますので、これからはやはり、若い方をどうやってこの地に住まわせるかという、残っていただけるかということ。それでも、人口減少は間違いない、恐らく年に、30万といいますか、これは恐らく40万、50万という、さらにスピードを上げて人口減少は進んでいくと思っています。

ですから、非常にこれは、大多喜町の自治体だけの問題ではなくて、日本の喫緊の課題になっているわけでございますので、これは我々も、ただ漫然としているわけではございませんが、何としても若い方がこの町に住んでもらえる、あるいは若い方が結婚してもらえるような、そんな状況をつくっていかなければ、なかなか次の世代はもたないんだなと。

確かに、地域に集落をつくっていくと、皆さんの要望を聞いていることは間違いないんで

ですが、さつき言いましたように 65 歳以上の人、毎年一つずつ年をとっていきます。私も今、敬老祝いの 95 歳以上の方を、きのうも行ってきました。また、この議会が終わってから行くんですが、95 歳以上の方がどんどんふえていくんですね、お祝いに。私が町長になったときには、1 日で楽に回れた。今は 3 日ぐらい行かないと回れなくなってきた。そのぐらいふえてきてているということで、この問題は本当に、人口減少の一番の問題は少子化。若い方が結婚できないという、その大きなことに起因している。それは地域に若い方がいないと。

ですから、高齢者だけでその地域は回せるものではございませんので、これはまた議会等、また我々も執行部としての、本当にここの問題は、どういうふうな解決をするかというのは正直見えていませんが、やはりこれに向けて努力していかなければならぬと思っています。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） ですから、地域の活性化、これ行政だけではできないということは、重々皆さんも承知しているところだと思います。

いかに住民自身のやる気を起こさせるのか、住民の知恵と力とエネルギーをどれだけ出してもらうことができるのか、それにかかっているんです。それには、まず行政が一時的に地域の集落の支援、活性化には努めるんだという条例つくって、条例は法律ですから、つくっては守らなければいけません。行政が守るんだよ、そのかわり地域の方々も協力に努めなければならない。

ですから、いかに住民パワーを出してもらえるか。これを、まず行政のやる気を見せないと、なかなかいかないんじゃないかなと。そのために条例をつくる。町長がかわっても、議員がかわっても、課長さんたちがかわっても継続的に行う。条例の一つの大きな目的は、誰がどのような地位になっても、継続してその事業をやっていくんだよと。のために、条例はつくられるものだと認識しています。

ぜひ、条例をつくって、地域の活性化に努めてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 根本君、あと議会は 4 日あるから、水飲んでやってよ。声潰さないように。

町長。

○町長（飯島勝美君） 条例をというお話をございますけれども、先ほど課長も答弁しましたけれども、条例をつくって何事も解決するものではなくて、そこに人があって初めて解決す

るものでございます。人なくして物事は動きません。ですから、今ある制度でも十分それは対応できるので。むしろそこに、運用する人をどう育てていくかということだと思いますので、その辺はしっかりと運用の部分で我々も職員ともども全力で尽くしてまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私、質問の中で言いました。前回の答弁のときは同じような答弁でした。忙しくてなかなか対応できないと思いますけれども、成果が出ていないんです。子供の数が、ここに来てがくんと減っているんです。このままでいったらどうなっちゃうのか。

ですから、ここは思い切って、軸足を集落の活性化に向けるんだよと。集落の活性化なくして、大多喜町の将来はないんだという強い認識のもとにやっていただきたいと思います。

じゃ、軸足は集落に置いて、今後、集落の活性化に努めていくような政策を重点的に打つていくと、そういうことをしてもらいたいけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） さっきもお話ししましたように、やはりそこでは人が全てをやるものであって、形がやるものではないんですね。ですから、今十分制度もございますし、また、職員の皆さんも最後はやる気なので、集落の活性化に努めることは、今言われたとおり、そのとおりだと思いますし、それは気持ちの問題だと思いますので、制度があればできるというものではないと思います。

ただ、我々も、今、議員のおっしゃられたように、その集落というものがやはり基本であるということは、我々も認識しておりますので、そこはやはり根っこに置きながら、職員が地域にどんどん足を向けていきながら、地域の集落が消滅しないように努力していくかなければならないと思います。

ただ、子供さんがいないというのは、我々ができる話ではなくて、これは全体的に日本の今の構造の中にありますし、少子化の問題は我々だけで解決できる話ではございませんが、ただ、若い方が結婚して出生できるような、そういう仕組みというのは、我々も協力していくかなければならぬと思います。

何よりもやはり大きなことは少子化でありますし、その原因が若い方がなかなか結婚できないということであることは、もうわかっております。ですから、これは本町だけではなくて日本全国の問題なんですね。ですから、今的人口減少はどんどん進んでいる。それで、都市部へ一極集中していきますが、これは地方が衰退していくば、いずれ都市部も同じように

ブーメランのように影響するわけでございまして、やはり我々地方からまず今できることをやっていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 多くの集落へ行くと、このまま年老いていっちゃうのかな。そういう方の声を聞くんです。やはりここでもう一度、皆さんに夢を与えてもらいたい。地域の活性化、みんなでやれば、努力すれば、何とかなるかもわからない。ならないかもわからない。しかし、皆さん、このまま年老いていくのかなといって、非常に寂しい思いでいるんです。

やはり、皆さんで努力する、夢を持たせる、みんなで努力して、いま一度大多喜町の再生と言っては申しわけないけれども、地域の再生に取り組んでいただければ幸せだと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） お疲れさまでした。

以上で根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あす4日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 4時45分）

第1回大多喜町議会定例会9月会議

(第 2 号)

令和元年第1回大多喜町議会定例会 9月会議会議録

令和元年9月4日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野 中 真 弓 君	2番	志 関 武 良 夫 君
3番	渡 辺 善 男 君	4番	根 本 年 生 君
5番	吉 野 喜 一 君	6番	麻 生 剛 君
7番	渡 邊 泰 宣 君	8番	麻 生 勇 君
9番	吉 野 一 男 君	10番	末 吉 昭 男 君
11番	山 田 久 子 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	代表監査委員	滝 口 延 康 君
総 務 課 長	古 茶 義 明 君	企 画 課 長	米 本 和 弘 君
財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君	税 務 住 民 課 長	多 賀 由 紀 夫 君
健 康 福 祉 課 長	長 野 国 裕 君	建 設 課 長	吉 野 正 展 君
産 業 振 興 課 長	西 川 栄 一 君	環 境 水 道 課 長	和 泉 陽 一 君
特 別 養 護 老 人 介 一 ム 所 長	秋 山 賢 次 君	会 計 室 長	吉 野 敏 洋 君
教 育 課 長	小 高 一 哉 君	生 涯 学 習 課 長	宮 原 幸 男 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	麻 生 克 美	書 記	市 原 和 男
書 記	山 川 貴 子		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 議案第 11 号 大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 12 号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 13 号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 14 号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 15 号 大多喜町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 16 号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 17 号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第 18 号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第 19 号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 20 号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第 21 号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 22 号 平成30年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 14 議案第 23 号 平成30年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 15 議案第 24 号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 16 議案第 25 号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 17 議案第 26 号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 18 議案第 27 号 平成30年度大多喜町水道事業会計決算認定について（提案説明）
- 日程第 19 議案第 28 号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定に

について（提案説明）

日程第20 報告第11号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第21 報告第12号 平成30年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率
の報告について

日程第22 報告第13号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づ
く資金不足比率の報告について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

きのうの会議に引き続き、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいります。よろしくお願いします。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、同意第5号につきまして説明を申し上げたいと思います。

議案つづりの1ページをお願いしたいと思います。

固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

次の者を大多喜町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は大多喜町石神454番地、氏名は磯野勝廣、生年月日は昭和24年5月27日。

固定資産評価審査委員会委員の3名のうち、渡辺太佳男委員の任期が10月31日をもちまして任期満了となり、再任を固辞されておりますので、新たに後任者の推薦をお願いするものでございます。

候補者の磯野勝廣氏につきましては、42年間にわたり大多喜町役場職員として勤務され、平成21年3月に退職し、現在は農業をされております。人格、識見も高く、大多喜町役場在職中は税務課課税係長等の実務経験もあり、固定資産評価審査委員として適任であると考えますので、ぜひ議員の皆様の同意を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから、同意第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第11号 大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） それでは、議案第11号 大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案つづり3ページをお願いいたします。

議案第11号 大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日から施行されることにより、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくするという観点から、氏に変更

があつた者の住民票、個人番号カードへの旧氏の記載が可能になることに伴い、旧氏による印鑑登録を可能とするため、本条例について改正を行うものでございます。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただきたいと存じます。

第2条中につきましては、「本町の」を「本町は備える」に改めるものでございます。

第6条第1項第2号中につきましては、「、旧氏」を加え、第2項中につきましては、「記録されている」を「記載がされている」に改めるものでございます。

第7条第3号中につきましては、「（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏）」を加えるものでございます。

第7条第4号中につきましては、「記載されている」を「記載がされている」に改めるものでございます。

次の附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第11号 大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがつて、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第3、議案第12号　大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　それでは、議案第12号　大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案つづり5ページをお願いいたします。

議案第12号　大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、大多喜町税条例の一部について改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、令和元年10月1日に施行される軽自動車税の環境性能割について、当分の間は千葉県知事が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行うこととなっております。千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当する三輪以上の軽自動車には、町においても同様に軽自動車税の環境性能割を課さないものを規定するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

第15条の3の2中につきましては、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、軽自動車税の環境性能割を課さないものと規定する課税免除の特例です。

次の附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君）　具体的にどのような車両がこれに該当するのか。

また、もし、本町では何台ぐらいが該当するのか、台数がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） 山田議員のご質問にお答えさせていただきます。

どのような車が該当になるかというご質問ですけれども、考えられるものとしては、商品であって使用しない自動車、具体的に申し上げますと、高橋輪業さんなんかで展示している車なんかが想定されると思われます。それから、消防専用自動車及び救急専用自動車、それから学校教育法に定める学生または生徒の教習、練習の用に供する自動車、それから日本赤十字社が所有する自動車のうち直接本来の事業の用に供する救急自動車、その他これに類するものの車両ということで考えられております。

以上です。

（「軽自動車は、うたっているけれども、どうなの」の声あり）

○税務住民課長（多賀由紀夫君） 台数につきましては、ちょっと把握はしておりませんので、後ほど回答ということでよろしいでしょうか。申しわけありません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第4、議案第13号　大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　それでは、議案つづり7ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由を説明させていただきます。

本改正案は、児童福祉法に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、この基準を参照している大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

改正の内容を説明する前に、家庭的保育事業等について説明させていただきます。

この家庭的保育事業等には、次の4つの事業が含まれます。

家庭的保育事業、こちらは家庭的保育者の居宅や保育のために借りたマンション等で、保育室専用に整備された部屋で行う保育事業です。続きまして、小規模保育事業、こちらは定員6名から19人の比較的小さな施設で行う保育事業です。居宅訪問型保育事業、こちらの利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を提供する保育事業です。最後に、事業所内保育事業、こちらは企業が事業所の従業員の子供に加えて、その地域で保育を必要とする子供にも施設を提供して行う保育事業です。

以上の4つの事業が家庭的保育事業等となります。

本町には現在、この家庭的保育事業所等は存在しませんが、国の基準に基づき条例整備を行ってまいります。

今回の改正の目的としては、現行基準の家庭的保育事業等は保育の提供の終了後であっても、満3歳児以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう連携協力をを行う保育園等を適切に確保しなければならないということとされております。

しかし、平成30年4月1日現在では、連携施設を確保できている事業者は約46パーセントと半分以上が連携施設を確保できていない状況となっています。このようなことから、連携の要件を緩和する改正が行われました。

この改正には、大きく分けて3つございます。1つ目は、保育所等との連携に関する規定の見直し、2つ目、保育所型事業所内保育事業所における特例の追加、3つ目は、連携施設の経過措置に関する猶予期間の見直しでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり、本文の朗読の一部を割愛し説明させていただきたいと思います。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

この加える第6条第4項及び第5項は、市町村長が連携施設の確保が困難であると認めるときは、確保を不要とする。しかし、この場合は企業主導型保育事業に係る施設、または地方自治体が運営費支援を行っている認可外保育施設を連携協力者として適切に確保しなければいけないということを規定しております。

次のページをお開きください。

上から4行目になります。

第16条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削ります。

第45条に次の1項を加えます。

この第45条第2項は、市町村長が適当と認める場合には、満3歳児以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者は連携施設の確保を不要とすることを規定しております。

本文に戻ります。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

こちらの年数の改正は、連携施設の確保が困難であっても、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、連携施設を確保しないことができる猶予期間の延長の改正となっております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 説明の中で、5項だと思いますけれども、企業主導型の保育施設でしょうか、そういう説明がありました。どういう施設でしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいま、企業主導型保育事業というのはどのような事業かということの質問なんですけれども、こちらは認可外保育所、事業所内保育所が認可をされていて、企業主導型保育所というのは認可外保育所ということで、認可外という施設となります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私は、議案第13号に対して反対の立場から討論させていただきます。

きのう、私が一般質問でやった学童保育もそうですが、低賃金が主な理由で保育にかかる方が不足していて、特に都会では保育所が不足ということが、先ほど課長の説明でもありましたけれども、根本的な解決じゃなくて、保育の不足の部分を質の低下で量を確保しようという魂胆がもうあります。

子供の安全、特に今説明を受けた無認可保育園などは、子供が突然死する、朝元気に保育所にお願いしてきた子供が、途中で呼び出されて、亡くなるということが多く起きるのも無認可保育所だったりします。安全性が確保されない保育所を、保育施設をさらに量産しようという、この法案及び条例一部改正には反対せざるを得ません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第14号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案つづりの9ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由を説明させていただきます。

本改正案は、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が、特定地域型保育事業の運営基準とされております。先ほど議案第13号にて可決いただいた条例のもととなる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が、特定地域型保育事業の認可基準とされております。運営基準は認可基準を前提としたものであることから、運営基準が改正され、この基準を参照している大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

ここで言う特定地域型保育事業とは、家庭的小規模居宅訪問型事業所内保育事業となり、先ほどご説明しました家庭的保育事業等と同じ意味となっております。

そのようなことから、本町には特定地域型保育事業を行う事業所等は存在しませんが、こちらも国の基準に基づき条例の整備を行っております。

改正の目的は、議案13号と同様のため省略させていただきます。

今回、この条例の改正は大きく分けて4つあります。

1つ目は、代替保育の提供元の連携施設の要件の見直しによる緩和。卒園後の受け皿の提供等を行う連携施設の確保義務の緩和です。3つ目、保育所型事業所内保育事業所における特例の追加。4つ目、連携施設の経過措置に関する猶予期間の見直しです。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり、本文の朗読の一部を割愛し説明させていただきたいと思います。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう」及び「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「同条」を「同省令第27条」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第2条中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条第4項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

この加える第42条第8項は、満3歳児以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除を規定しています。

続きまして、本文に戻りまして、第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「あっては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

この加える第42条の第2項及び第3項は、代替保育の提供元として、小規模保育事業A型等の追加を規定しています。

続いて、第42条第4項及び第5項、こちらを卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和を規定しています。

本文に戻ります。附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特定保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

この年数の改正は、連携施設を確保できていない状況であることから、確保しないことができる経過措置を5年延長することを規定しています。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本件に反対者の発言を許します。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 議案第14号は、13号と連動した条例改正だということです。

先ほど、議案第13号で質の低下ということを言いましたけれども、もう一つは受け入れ、小さい子供を、ゼロ歳から2歳までの子供の、そこを卒園した後の3歳以降の保育の保障がなくてもよろしいというのは、働く親にとっては、また保育所活動に、時間を費やさなきやいけない問題で、安直に認可してはならない問題だと思います。

基本的には13号と同じ理由をつけ加えて、反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第15号 大多喜町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 議案書13ページをお開きください。

議案第15号 大多喜町空家等対策の推進に関する条例の制定について。

大多喜町空家等対策の推進に関する条例を次のように制定する。

議案説明の前に、提案理由の説明をいたします。

適切な管理が行われていない空き家等の対策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法により対策を講ずることとなります。特定空家等の認定や措置に関する事項を審議するための協会を設置することにより、空き家等対策計画を策定することができ、またこの計画を策定することで、空き家を地域活性化に資する施設等の整備について、国の交付金を活用できることから、空き家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の生活環境の保全を図るとともに、空き家等の活用を推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に、この条例を制定するものであります。

それでは、本文に入らせていただきますが、条文を全て読み上げますとかなりの時間を要することから、条文の内容のみ説明させていただきますことをご了承願います。

大多喜町空家等対策の推進に関する条例。

第1条は、この条例の目的を規定したものでございます。

第2条は、この条例において使用する用語を定義したものでございます。

第3条は、空き家等の所有者等の責務について規定したものでございます。

第4条は、町の責務について規定したものでございます。

次のページをお開きください。

第5条は、空き家等に関する対策の推進等に関し必要な事項を調査審議する大多喜町空家等対策協議会について規定したものでございます。

第2項では、協議会の所掌事務について定めております。第3項では協議会委員の数、第4項では委員の任期について定めております。第5項では委員の守秘義務について、第6項では委員以外の者に出席を求め意見等を聞くことができるよう定めております。

第6条は、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により助言もしくは指導、または勧告を受けた所有者等から、みずからその措置を履行できない場合に、所有者等の負担により町がその措置を代行することができる旨を規定したものでございます。

15ページに移ります。

第7条は、特別措置法の規定により命令を受けた所有者等が命令に従わないときに、公表

ができる旨を規定したものでございます。

第8条は、空き家等及び空き家等の跡地の活用等について規定したものでございます。

第9条は、警察その他関係機関に対し協力を求め、また必要な情報を提供できる旨を規定したものでございます。

第10条は、細部については規則に委任することを規定したものでございます。

附則としまして、次のページをお開きください。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会委員 同じ これは日額でございます。7,600円。

これは、空家等対策協議会委員の報酬について、本条例の附則で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に加えるものでございます。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、ちょっと関連でお伺いさせていただきたいと思います。

市町村の中には、所有者等がみずから空き家等を除却等した場合に、固定資産税の住宅用地特例というんでしょうか、これを数年間継続するという措置をしているところもあるうなんですかとも、本町ではこの住宅用地の特例の税というんですか、それについてはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） ただいまの山田議員の質問に対して、税務住民課からお答えさせていただきます。

一般住宅用地の特例についてちょっと説明させていただきます。

小規模住宅用地特例とは200平米以下の部分の軽減措置により、土地単価の6分の1を軽減するものでございます。

また、一般住宅用地特例につきましては、仮に300平米の住宅用地であれば、200平米部分が小規模住宅用地特例となりますので、残りの100平米が一般住宅用地となり、軽減措置により土地単価の3分の1を減額しているものでございます。

ご質問の減額を継続するかということありますけれども、税の公平性、あるいは更地になった後の土地を判断しますと、税務住民課といたしましては、住宅用地特例の減額を継続することは考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君）ほかにございませんか。

6番 麻生剛君。

○6番（麻生 剛君）この件に関しましては、同僚の根本年生議員が一般質問で再三やって、そして執行部の皆さんがこういう形で出してきた。これは高く評価いたします。この法案に對しては、私は賛成いたしますので。

1点お尋ねします。協議会の委員が9人以内と、そういうことでお決まりのようですがれども、この協議会委員の構成はどのように考えていらっしゃるのか、その辺を担当課にお尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君）建設課長。

○建設課長（吉野正展君）協議会の委員につきましては、この条例可決後に検討することになりますけれども、上位法であります特別措置法の中では、市町村長のほか地域の住民、議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化に関する学識経験者などが示されておりますので、それらを加味して決定していくこととなると思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君）6番 麻生剛君。

○6番（麻生 剛君）課長のほうのご答弁、本当にありがとうございます。

1点、これは考慮していただきたいと思うんですけれども、私常日ごろ申しましたように、委員を選出する際、あらゆる尺度、あらゆる物差しが必要であると。あらゆる角度から構成すると。どうも、その辺が一方的に偏ってしまう、これもあると思います。私、町内を見ましても、埋もれている人材、かくあると思いますので、その辺、いろんなことを考えて選んでいただきたい。

それから、もう一点、やはりこの問題に関してはかなり本人自身がやる気があり、また地域の方から推されている方もいらっしゃると思いますので、公募のような形の枠も設けてい

ただきたい。その辺についてご見解をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 協議会の委員につきましては、先ほどの構成でお話ししたとおりでございます。

公募の委員ということですけれども、委員の選考については公平にしていかなければならないというふうに考えております。

また、公募の委員等につきましては、この後、条例可決後、検討することとなりますので、貴重なご意見として参考とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この条例の制定を大変うれしく思っております。その中で幾つか質問させてください。

せんだって、5月に国のはうでこの空き家対策に対して制度のあり方とか、さまざまな補助金というんですか、交付金のあり方について国土交通省とか、環境省とか、経済産業省とか、さまざまな交付金が、補助金があるよという説明会が開かれたと思っております。

先ほど、課長のお話の中で、さまざまな交付金を利用してこの空き家対策を行いたいというあれがありましたけれども、具体的にどのような交付金を利用して大多喜町の空き家対策に企てようとしているのか。

それと、国にとっては、一つの部署じゃなくいろいろな部署が対応して、いろいろな補助金を用意しているようでございます。大多喜町においても、直接担当課が、今後はどのような形になるのか。恐らくほとんどの担当課にまたがることが予想されます。今後はどこが担当課になって具体的に進めていくのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず1点目の交付金の活用でございますけれども、これも前からありますとおり、国の社会資本整備総合交付金等の活用が考えられると思います。

一つは、空家等対策計画に定められた対象地区の空き家を地域活性化のために活用する、そういうものが一つ考えられます。

もう一つは、除却に関しましては、同じくその空家対策計画に定められているものを、地

域の活性化に資する施設、これを活用するために除外する。例えばポケットパークだったり、そういうものに活用する場合に国の交付金が受けられるということが予定されております。

それから、もう一点、これから担当課という話でございますけれども、これまでいろいろ検討してまいりましたけれども、この空き家対策というのは1つの課だけで担当することはなかなか難しいと思われます。というのは、空き家の活用、また税制対策、特定空家の対応など、さまざまな対応が求められるというふうに考えております。

今回のこの条例制定後、空家対策協議会また事務の窓口などを規則において定めることとなりますけれども、今後、内部で協議して決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

それと、今後、協議会を設置して実態調査を行って計画をつくるという形になろうかと思うんですけども、その際は、やっぱり地元、地域住民にとっても非常に重要な課題であると思っています。実態調査等において、地元の住民と連携とりながら、十分協議しながら、実態調査とか計画づくりをしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 実態調査につきましては、昨日の一般質問のときでもちょっとご説明したと思いますけれども、まず、26年に一次調査として、各地区ごとに町の職員が割り当てられ、空き家等の管理状況を目視により調査をさせていただいております。

また、翌27年には、そのうち活用できるであろう、住める状態または修繕すれば住める状態にあろう空き家等の所有者または管理者等に対して意向確認をする二次調査を実施しております。

のことから、既に地域の方々の情報や協力を得ながら実施している調査でありますので、今後そのようなことを、空き家対策等の計画のほうに盛り込むこととなりますけれども、それにつきましては今後設置される空家等対策協議会、こちらのほうで協議されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 確認です。各町内、中野新町なんかにしても、中野本村とか市川とか

混在しているんですけども、もし、そういう空き家があって、クレーム処理は、一応手順としては区長さんに言って、守秘義務とかいろいろみたいなので、区長さんから役場のほうに言って、空き家の環境整備という、草ぼうぼうだとかいいろいろあるんですけども、そういう手順で、区長さんを通じてやることでよろしいですか、作業手順としては。確かにそこへ言うんじゃなくて、区長さんから、各区の区長さんを介して、町を介してということで、その辺の手順というか、もしわかれれば教えてもらいたい。

○議長（野村賢一君） 環境整備の質問だけれども、大丈夫……。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） これから空き家等の対策に、この条例の中で取り組んでいくこととなると思いますけれども、今のご質問はそういう危険であろう空き家だったり、いろいろ環境的に問題のある空き家等が存在した場合に、区長さんからでなければならないのかというふうなご質問だと思いますけれども、これにつきましては、区長さんからというようなことだけに限ることじゃないというふうに現在のところは考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第7、議案第16号　大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君）　それでは、議案第16号　大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。

初めに、本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例の一部改正は、水道法の一部改正に伴い、給水装置工事事業者の指定について、更新制度が導入され、5年ごとにその更新を受けなければその効力を失うこととされました。

今回の水道法改正前から指定は行われておりますが、実態との乖離の防止や給水装置工事を適正に行うための資質の向上・保持を図るため、今回の水道法の改正がされました。

そのため、大多喜町水道事業給水条例に指定給水工事事業者の更新に係る手数料を定める必要があることから、今回改正するものです。

また、水道法施行令の一部改正に伴い引用条文にずれが生じたため、あわせて改正するものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

大多喜町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第29条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき、1件につき10,000円。

これは指定給水工事事業者の更新に係る手数料です。

第31条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

これは水道法施行令改正による条ずれの改正です。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。11時5分から再開します。

（午前10時54分）

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君の質問に対しての税務住民課長からの答弁がございま
すので聞いてください。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） 先ほど、山田議員のほうから税条例の関係でご質問があつ
た件についてお答えさせていただきます。

回答した中で、商品であって使用しない自動車の中で、固有の企業名を申し上げましたが、
これにつきましてはディーラーというふうに訂正をさせていただきたいと思います。

それから、もう一点、台数が何台あるかというご質問ですけれども、施行前であり、現在
調査中ということで伺っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

(「わかりました」の声あり)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第17号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第17号の説明をさせていただきます。

議案つづり19ページをお開きください。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,011万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,577万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の追加は「第2表 継続費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、「第2表 継続費」から順次ご説明させていただきますので、23ページをお開きください。

第2表 継続費補正。追加。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道改良事業、総額8,145万5,000円、年度及び年割額は、令和元年度3,258万2,000円、令和2年度4,887万3,000円で、町道大中西線に係る道路改良工事でございます。

この大中西線の道路改良工事は、昨年度に引き続き実施するもので、今年度の予定工事の実施に当たり、実施内容を精査、前年度までの実施の結果や現場の状況などから、周辺に与

える影響の対策などにより、事業費の増額や工事期間の延長などから、今年度と次年度の2カ年で実施するため、継続費を設定するものでございます。

事業費につきましては、当初5,000万円を予定していた工事費に、施工範囲の拡大、一部次年度実施予定の工事の前倒し等、工事内容や事業費の抑制などの観点から一括して実施するため3,145万5,000円を増額し、総額を8,145万5,000円とするものでございます。

次に、第3表 地方債補正。

これは、地方債補正として起債を追加、変更するものでございます。

1、追加。

起債の目的は、農林業施設整備事業債、限度額は811万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

この起債は、馬場内地先の農業用排水路の改修工事に充当するもので、今年度と来年度の2カ年を限度として創設された緊急自然災害防止対策事業債を活用するものでございます。

この起債の充当率は100パーセント、今年度の財政措置として、元利償還金の70パーセントが交付税措置されるものでございます。

2、変更。

起債の目的は、公共土木施設災害復旧事業債、限度額1,140万円を340万円増額し1,480万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

この起債は、本年6月10日の降雨により発生した伊保田、紙敷地先の町道2路線の路肩決壊の災害復旧工事に充当するもので、340万円増額の内訳としましては、補助災害分として230万円、附帯工事として単独分が110万円でございます。

充当率は、補助、単独分ともに100パーセント。交付税措置は、補助分が95パーセント、単独分が47.5パーセントとなっております。

それでは次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 財政課長、座ってやってください。

○財政課長（君塚恭夫君） ありがとうございます。それでは、座ったままで説明させていただきます。

26、27ページをお願いします。

2、歳入。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金345万1,000円の増額補正

は、令和元年度の交付金額の決定通知により増額するものでございます。自動車税、軽自動車税の減収補填分については、自動車の車体課税の大幅な見直しがされ、今年10月1日以後に新規登録された自動車の購入に対し、新たに環境性能割が課税されることとなり、消費税の引き上げに伴う対応として、10月1日から翌年9月30日までの間に取得した自家用自動車の環境性能割の税率を3パーセントから2パーセントに軽減することによる減収分の補填でございます。

項2子ども・子育て支援臨時交付金、目1子ども・子育て支援臨時交付金1,105万3,000円の増額補正は、10月1日からの保育料無償化に伴う減額分についての交付金でございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金1,137万8,000円の減額補正は、保育料の無償化による負担金の減と、今まで保育料に含まれていた副食分について無償化の対象外なので、新たに副食分として計上したものでございます。

目6災害復旧事業費負担金73万5,000円の増額補正は、6月10日の降雨により発生した上原地先の農業用施設災害復旧事業に係る負担金でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目4公共土木施設災害復旧費国庫負担金465万5,000円の増額補正は、地方債補正で説明させていただいた伊保田、紙敷地先の町道2路線の路肩欠落の災害復旧工事分でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金187万3,000円の増額補正は、介護施設等整備に係る補助基準の変更による補助金の増でございます。

目3衛生費県補助金4万1,000円の増額補正は、健康診査の受診者増によるものでございます。

目4農林水産業費県補助金103万8,000円の増額補正は、今年度の事業実施箇所がまとめたことによる増額でございます。

目9農林水産施設災害復旧費補助金195万円の増額補正は、上原地先の農業用施設災害復旧事業の補助金でございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと基金繰入金342万2,000円の増額補正は、面白峠遊歩道の整備に係る用地取得費などに充当するものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,176万8,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

款21町債、項1町債、目6災害復旧債340万円の増額補正は、地方債補正の変更で説明させていただいた伊保田、紙敷地先の町道2路線の路肩欠落の災害復旧工事に充当するもので、

それぞれの路線の補助災害対象分と補助対象外の附帯工事に係る単独分でございます。

次のページをお開きください。

目 7 農林水産業債811万円の増額補正は、地方債補正の追加で説明させていただきました
馬場内地先の農業用排水路の改修工事に充当するものでございます。

次に、歳出ですが、今回の補正予算では、職員の4月の人事異動に伴う増減がございます
ので、初めに給与費明細書の説明をさせていただきます。

48ページ、49ページをお開きください。

48ページ、給与費明細書の1、特別職の表。

区分の欄、比較の款、長等の項、期末手当110万1,000円の減、共済費18万3,000円の減は、
本年4月1日、新副町長の任命により支給基準の在職期間が短くなったことによる減額など
でございます。

その他特別職の項、報酬1万8,000円の増は、民生児童委員推薦会の開催回数の増による
委員報酬の増額でございます。

次のページをお開きください。

2、一般職の1号総括の表。区分の欄、比較の項は給料1,201万3,000円の減、職員手当
626万2,000円の減、共済費237万1,000円の減で、合計2,064万6,000円の減額は、人事異動に
伴う減額が主な要因でございます。

職員手当は、次の職員手当の内訳の表のとおりで、期末勤勉手当の大きな減額は新規採用
職員などの支給基準の在職期間が短いことが要因となっています。

以降の表については、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書により歳出を説明させていただきますので、前に戻って30、31ページ
をお開きください。

3、歳出。

款1議会費、項1議会費、目1議会費9万2,000円の増額補正は、人件費の増額でござい
ます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費528万4,000円の減額補正は、人事異動に伴
う人件費の増減と、目の一番下の事業、一般事務費（総務管理費）の報償費は奨励表彰記念
品でございます。

目5財産管理費447万8,000円の増額補正は、この大会議室天井の修繕、本庁舎の浄化槽カ
ートリッジの交換、中庁舎から第3庁舎へ向けて伸びているひさしの補強の設計委託及び第

3 庁舎のトイレの給水管改修工事でございます。

目 6 企画費344万7,000円の増額補正は、企画事務費では、着ぐるみの作成委託料は、大多喜町のシンボルキャラクター、おたっきーの作成費用、備品購入費は、企画課の公用車の更新でございます。

定住化対策事業は、次のページをお願いします。

移住相談会など町のPR活動時に使用するテーブルクロスやスタンド、バックパネルの購入、お試し居住事業の修繕料は、お試し居住用住宅のひさしの修繕、大多喜高校支援推進事業は、大多喜高校が実施する総合的な研究活動を行うために必要なスクールタイマーの購入に係る助成金でございます。

目 8 諸費39万8,000円の増額補正は、税務事業及び福祉事業に係る還付金の不足見込み額の増額でございます。

項 2 徴税費、目 1 税務総務費227万4,000円の減額補正は、人事異動に伴う給料、職員手当等の減額と共済費の増額でございます。

目 2 賦課徴収費235万8,000円の増額補正は、徴収で使用している公用車の更新と、地籍調査の登記完了による地図情報データの修正でございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費341万2,000円の増額補正は、人事異動に及び育休からの復帰による人件費の増額でございます。

項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費167万1,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費631万1,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額のほか、次のページをお願いします。社会福祉事務費の報酬は、給与費明細書、1、特別職の表、その他特別職で説明させていただいた委員報酬の増でございます。

次の国民健康保険特別会計繰出金の減額は、人事異動に伴う給与費等の繰り出しの減額でございます。

目 2 国民年金費25万5,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増でございます。

目 5 介護保険事業費63万3,000円の増額補正は、介護サービス費の増額に伴う法定繰出金の増と、人事異動に伴う給与費繰り出しの減、歳入の県補助金でも説明させていただいた介護施設等整備に係る補助基準の変更による補助金の増でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費139万4,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

目 4 児童福祉施設費533万7,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減のほか、保育園の給食などで使用する消耗品の購入、つぐみの森保育園の空調機の修繕、みつば保育園の廊下の改修及び給湯器の取りかえ工事でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費34万8,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

次のページをお開きください。

目 2 予防費19万6,000円の増額補正は、健康診査受診者の増によるものでございます。

目 3 環境衛生費45万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増分でございます。

目 4 母子保健事業費 7万7,000円の増額補正は、3歳児健診の歯科検査委託料と乳児用体重計の購入でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費41万4,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額とごみ処理施設の移設に係る旅費の増額でございます。

目 2 塵芥処理費63万4,000円の増額補正は、環境センターの作業用車両の修繕及び小型家電の処理費用の高騰による委託料の増額でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費143万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額と農地利用集積計画明細書の印刷費でございます。

目 2 農業総務費1,546万円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。当初予算では、前年度までの県民の森職員の人件費をこの目に含めていたために減額が多くなってございます。

目 5 農地費838万8,000円の増額補正は、平沢ダム入り口の道路補修用材料費の増と馬場内地先の農業用排水路改修工事、次のページをお願いします、ほかに農道等の補修用材料費、石神土地改良区への補助金でございます。

目 6 農業施設費 9万6,000円の増額補正は、農村コミュニティーセンターの玄関入り口の手すりの設置工事でございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費184万3,000円の増額補正は、農政係の公用車の更新でございます。

目 2 林業振興費103万8,000円の増額補正は、県単森林整備事業の間伐、竹林整備、木材等の搬出の事業量がまとまったことによる委託料の増額でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費655万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

目 2 商工業振興費78万8,000円の増額補正は、久保町営駐車場の料金支払いシステム機器の修繕料と商い資料館の運営経費の増額でございます。

目 3 観光費988万3,000円の増額補正は、面白峡遊歩道整備に必要な土地と、元錢治薬局跡地の取得に必要な用地測量費及び土地の購入費が主なものでございます。

観光センター管理運営事業の修繕費は、観光本陣の自動ドアの修繕、観光振興事業の印刷製本費は、城下散策マップや英語版の観光ガイドマップの印刷でございます。

次のページをお開きください。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費70万2,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と、再リースにより使用していたコピー機の更新による増額でございます。

目 2 登記費46万4,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と測量システムの更新によるシステム使用料及び機器の購入でございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費357万4,000円の増額補正は、車両の修繕料と笛倉地先の排水整備工事、町道高谷田代線の舗装打ちかえ工事及び道路補修工事などに使用するブルワーワーの購入でございます。

目 2 道路新設改良費180万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の減額と、継続費補正でも説明させていただいた町道大中西線の改良工事を実施するに当たり、工事場所の地盤が弱いことから実施する構築物調査業務委託、公有財産購入費は町道増田小土呂線の道路改良工事に必要な用地の取得でございます。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費30万1,000円の増額補正は、横山住宅の電気料の不足分と町営住宅附属の物置の修繕工事でございます。

次のページをお開きください。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費339万3,000円の増額補正は、猿稻、紺屋区内の防火水槽の改修工事、船子地先への消火栓の設置工事、平沢区の旧平沢消防機庫のホース乾燥塔などの撤去工事、小沢又、久我原区の防火水槽フェンス交換の材料の支給、大多喜町消防団第2分団第2部へ配備する備品の購入でございます。

目 4 災害対策費124万5,000円の増額補正は、計画的に整備している避難所の物資と消費期限の満了による非常食の購入及び星井畑にある防災無線中継局のアンテナ周辺の立木の伐採撤去費用でございます。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費52万3,000円の減額補正は、人事異動等による人件費の増減と、教育支援委員会委員の謝礼でございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費 8 万 3,000 円の増額補正は、小学校 2 校の消火器の買いかえと非常用放送設備ふぐあいの調査手数料でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費 76 万 6,000 円の増額補正は、大多喜中学校の消火器の買いかえと旧西中学校敷地周辺の樹木の伐採、それと玄関脇にある歌碑の移設に係る工事請負費でございます。

次のページをお願いします。

目 2 教育振興費 3 万 8,000 円の増額補正は、各種県大会参加に係る生徒派遣の補助でございます。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費 315 万 1,000 円の減額補正は、人件費の減額とメキシコとの交流事業に係る補助金の増でございます。

目 2 公民館費 43 万 5,000 円の増額補正は、2 階研修室の音響機器の購入でございます。

目 3 図書館費 8 万 8,000 円の増額補正は、損傷の激しい児童用図書の買いかえなどでございます。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費 2,000 円の増額補正は、人事異動に伴う共済費の増でございます。

目 2 体育施設費 121 万 4,000 円の増額補正は、パラスポーツ、ボッチャの用具購入と上巣体育館誘導灯の修繕、テニスコート脇と海洋センター入り口の立木の伐採撤去委託料及び乗用草刈り機の購入費用でございます。

目 3 学校給食費 29 万 7,000 円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

款 10 災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁災害復旧費 810 万 2,000 円の増額補正は、地方債補正でも説明させていただきました伊保田と紙敷の町道 2 路線の災害復旧工事でございます。

項 2 農林水産施設災害復旧費、目 2 農業施設災害復旧費 300 万円の増額補正は、上原地先の農業施設の災害復旧工事でございます。

以上で議案第 17 号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番根本年生君。

○4番（根本年生君） 33ページのお試し居住の8万円ということで、お試し事業の建物のひさしを直すという説明がありました。そのひさしというのは、役場のすぐ入り口の建物のことでしょうか。

あそこは、今わくわくカンパニー大多喜さんが居住というんですか、事務所として使っているところで、あれはお試し事業として今までそこに来たいと、お試しに泊まってもらいたいという人が来たときにそこに泊まるという形で最初開始されたものだと思っています。そこを、わくわくカンパニー大多喜さんが使うというのを、お試し事業では使っていないんじゃないかと思うんですけども、ひさしを直すことは別に構わないと思うんですけども、お試し居住の費用の中で出すのがどういった理由なのか説明していただけます。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この事業につきましては、ことし1月24日に全員協議会を開かせていただいたときに、わくわくカンパニーのほうでお試し居住で使用していた建物を、わくわくのほうで使用させてもらうというような形でお話をさせていただきました。

その中で若干お話しさせていただいたんですけども、本来、お試し居住の中で、あの事業をやるに当たって、国の交付金等が多少入っているという話をさせていただきまして、その交付金を充てておりますので、名目上、お試し居住というような事業の中でそういった貸し付けのほうをやらせていただきたいというようなお話をさせていただきましたので、事業名はお試し居住というような事業の中でわくわくカンパニーのほうに貸しているというような形になっておりまして、今回もその事業の中では、このお試し居住事業というようなことで屋根の改修をさせていただくような形で、この補正予算に上げさせてもらってございます。

当然、わくわくカンパニーのほうからは賃借料としていただいておりますので、その中から充当してもらうような形になります。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうすると、今の説明だと交付金の関係があるので、お試し居住として使っていないけれども、交付金の関係があるので、その事業の中から出すということだと、本来とちょっと違う趣旨なのかなという気がします。

それで、今後も何か修繕とかが出てきた場合は、やはり同じような形でお試し居住で交付金をいただいているんで、その事業の中で修繕とかいうようなものをやっていくということでおろしいですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今後につきましては、この形がこのまますといいかというと、決してそうではないと思いますので、お試し居住として使っていた建物をどのような形で今後も使っていくのかというようなことを再度協議しまして、その運営については見直しするような形を考えていきたいというふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ページ数が38、39になりますか、これは商工費、そして観光費に関することなんですかけれども、観光費の39ページですか、公有財産購入費548万1,000円ということです。このことについて、どういう経緯があって購入なさったのか、その目的とその場所と面積と単価の算出についてどういう形で行ったのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） まず、公有財産の場所ということでございますけれども、まず一つは銭治薬局さん跡地でございます。あとほかにも、面白峡遊歩道の建設するに当たりまして、民有地がございますので、その場所を購入する予定でございます。

それから、面白のほうは遊歩道の関係で使うことでご了承いただければと思います。

銭治薬局さん跡地のほうにつきましては、何に使うかというようなところでございますけれども、ここにつきましては、地主さんのほうからも商店街の振興のために町で使ってもらえば活用していただきたいというような、そういう意向がございました。

それからまた、町のほうで、地域の住民や観光客のほうから、大多喜に来た際に、忠勝についてわかるところ、場所、施設等、そういうものがないというようなお話を聞いています。また現在、町ではNHK大河ドラマの「本多忠勝・忠朝」誘致活動をしているというところで、町としても忠勝、忠朝に関する資料等を展示できる、そういう施設があればいいのかなということは考えております。

そういう中で、現段階では、地域の観光拠点になるような、そういう施設ができればいいなというふうなところで、詳細は決まっていませんけれども、今話した意見等を考慮して、今後中身を決めていきたいなというふうに考えております。

あと、土地の単価でございましたか、面白のほうは町で田、畑、山林等を購入する際の単価を使っております。これが、田畑につきましては平米当たり1,700円、山林については平米当たり900円ということで算出しております。

（「これ1平米じゃない……」の声あり）

○産業振興課長（西川栄一君） そうです。

それから、銭治薬局さんの跡地につきましては、予算をとる際には平米1万5,900円、これについては不動産鑑定をいただいた価格をもとにしております。

（「広さ」の声あり）

○産業振興課長（西川栄一君） 広さはですね、これからまた測量をやらなきゃいけないんですけども、予算をとる際には、銭治さん跡地については主に250平米ぐらいだろうということで予算をとっております。

面白のほうの関係につきましては何筆があるんですけれども、19平米、244平米、31平米、90平米、25平米、950平米というようなところになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ご苦労さまでした。

不動産鑑定評価を入れて算出した。地価が下落している中ですから、そんなに高い買い物ではなかったとは思います。

要は、これは、私も尊敬する根本年生議員が一般質問でもやったんだけれども、房総の小江戸を救えと。房総の小江戸が崩壊寸前であると。これは、あの跡地でなくて、あの物体があつたときに、あれは大正なんかの建物だとは思いますけれども、あれに網をかぶせて購入したほうが効果があつたというふうに、今になれば思います。

しかし、これ後先、今になって嘆いても仕方ないので、今後の活用方法がいま一歩曖昧ですので、その辺、曖昧であるということを批判するんじゃなくて、曖昧であるならば曖昧のものを、より精度の高い設計図を描くようにしていただきたい。というのは、私、何度も言っているように、思いつきで動くんではないんです。つまり田園の美術館の旧夷隅町は、あそこは、狩野派は源流の場であるという、日本絵画の源流であるということでひとつ描いた。そして同じように、北斎館のあれも、北斎があそこに住んでいたということで、数十年かけて北斎作品を集めて、永田生慈先生が中心になってやつたと。これも、今言ったのは、いいです、ひとつ拠点としてやるということは本当にすばらしいことなんですけれども、ただ單なる思いつきで動くことはちょっとやめていただきたい。

そしてやるんであれば、地域住民の意見、そして、どうでしょうか、これまた公募等を含めて地域に、在野にいる地域プランナーの皆さんとの意見も聞きながら、何が大切であるのか、どういうものが必要なのか、どうしたら生き返らせることができるのか。

私、今回のこの問題は、購入したことが悪いと言っているんではないんです。ただ、根本年生議員が前に言った、房総の小江戸を救えと言った、あのときに手を打っていれば、もう少し違った結果にはなったと思います。

これは後先逆になってしまふかもしませんけれども、今後に生かしていただきたい。恐らく執行部の皆さんもいろいろと研究なさって、特に産業振興課長は、昨年私が一般質問でやった中からすぐ動いていただいて、各商家の皆さんや町屋の皆さんにいろいろと歩いて、この建物をどうしたらいいのか、そういうことを歩いていった、足で歩いた結果、あそこを購入するということになった。この努力と汗の結晶は評価いたします。今後のことに関しては、ひとつ私ども議員各位の意見も聞いていただき、そしてお互いに知恵を結集して、いい形にしていこうと思いますので、また、これは町長も含めましてその辺協力し合っていきたいと思います。

町長からひとつ、この観光の問題についての跡地利用、まだ定まっていないということなんですけれども、どうでしょうか、町長の歴史観が私と同じような感覚で、非常に鋭いものをお持ちなので、ソフト事業の中からハード事業にという一つのシンボル的な存在にもなると思いますので、もしご回答いただければありがたいと思います。

○議長（野村賢一君） 麻生君、質疑に当たりましては簡明にお願いします。私からのお願いです。自分の意見を述べるのは、後で討論か何かでやっていただければありがたいと思います。

○6番（麻生 剛君） 了解いたしました。

○議長（野村賢一君） よろしくお願ひします。

これは討論しますか、要望もかなり入っていますけれども、産業振興課長、どうですか、やる……。

（「またにしましょう」の声あり）

○議長（野村賢一君） はい。

ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私も39ページの商い資料館管理……

○議長（野村賢一君） 何ページですか。

○11番（山田久子君） 39ページになります。商い資料館管理運営事業でお伺いしたいと思います。

委託料で2点、施設警備委託料と施設管理業務委託料がありますが、これは増額なのか、

新規なのか、詳細をご説明いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 商い資料館管理運営事業につきましては、全額増額ということでなっております。

理由ですけれども、当初、宿泊施設に改修するというような考えでおきましたが、それが10月以降ということでありましたので、半年分の経費をとっていたところ、その事業がなくなりましたので、もう半年分を増額するというような形でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 37ページになるんですが、農業関係職員人件費が1,546万円減額になっています。理由を教えてください。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 農業関係職員人件費でございますけれども、これにつきましては、昨年度まで県民の森の職員の人件費は別にあったんですけれども、それがことしからなくなりまして、当初は農業関係人件費に県民の森の職員3人分を入れておきました。今回の人事異動の関係で、その分を減額するような形になっております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ページ数がわからなくて本当に申しわけないんですけども、消火器の買いかえ、何かB&Gでしたっけ……

○議長（野村賢一君） 消火器どこだっけ、学校だったっけ……

○4番（根本年生君） 学校でしたっけ。学校で消火器の買いかえと、これ使用期限が過ぎたのか、今後過ぎるのか、その買いかえということでよろしいのか。

そうすると、消火器というのは、大多喜町の施設の中ではいろんなところで消火器が置いてあると思います。これは、やはり使用期限が来る前に基本的に買いかえているということでおよろしいんですか。その一環として今回学校の消火器もかえるということでよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問は教育委員会の予算のほうで、消火器を今回買いかえがありますので、教育課のほうからお答えさせていただきます。

まず、今回交換するものにつきましては、中身が10年という決まりがありまして、そちらが切れてしまっているものです。こちらは点検業者がありますので、そちらから報告をいただいて、それで交換するという経緯になっております。

(「すみません」の声あり)

○議長（野村賢一君） 答え出ましたよ、何ですか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 10年の使用期限ということが一応決まっているということでするんですか。ただ、10年過ぎても点検業者のほうでそれはまだ使えるということでは使えるものなんですか、それとも10年を過ぎたら、点検業者が言わなくとも一応10年という何か決まったことがあるんですよね、わからないですけれども。過ぎても使えるし、10年未満でも点検業者がだめと言えばというものなのか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 消火器の有効期限、切れたからといってすぐに使えないものではないというふうに認識しています。ただ、町の施設で必要なものなので、期限の切れているものをそのままにしておくわけにはいかないので、更新をさせていただいています。

多くは期限の切れたもの、交換したものは防災訓練のときなどにお試しというか、活用してもらっているというような状況がほとんどでございます。

以上です。

(「ありがとうございました。すみません」の声あり)

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

副町長。

○副町長（西郡栄一君） 少し補足させていただきたいと思います。

消火器の関係につきましては、一応5年の範囲内で1回中身の交換を行います。その次に、2回目については消火器の交換ということで、それ自体を交換するような形です。それには法定点検していますので、その点検のときに指摘を受けますので、それに準じて年数を計画的に更新してやっております、町としては。

(「わかりました、ありがとうございます」の声あり)

○議長（野村賢一君） 大分具体的な話が出ていますが、ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 39ページの農林水産業費、林業振興費の森林整備事業で県単森林整備

事業委託料があります。説明では間伐とか竹林整備、もっと具体的に説明してください。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 具体的にということでございますが、内容につきましては、獣害対策の竹林整備、それから間伐、材の搬出というようなことに対しましての事業でございます。地区的には、平沢、弓木、弥喜用、三又、西部田地区のほうで実施するものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 説明では竹林の整備というものが入っていたと思うんですけども、その件はどうなんですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 竹林の整備につきましては、獣害対策に係る竹林整備……（「すみません、何対策……」の声あり）

○産業振興課長（西川栄一君） 獣害対策。

（「ああ、獣害対策」の声あり）

○産業振興課長（西川栄一君） となります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 45ページの生涯学習推進、町国際交流協会補助金とあります。メキシコ交流とのという話がありましたけれども、この内容について説明してください。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまの質問でございますが、駐日メキシコ大使に10月13日のお城まつり、それから前日の友好記念碑の除幕式への招請を行いました。その結果、大使が友好記念碑の除幕式のほうからご参加をいただけるということになりましたので、それに伴います大使及び随行の宿泊費、あるいは交流を図るために歓迎会のメキシコ関係者分の費用、合わせまして、クエルナバカ市や日墨協会についても招請を行っておりますので、現在のところ日墨協会のほうから4名の方が出席していただけるということになっておりますが、今後、人数がふえることも想定されますので、あわせましてバスの借り上げ料を見込みまして、受け皿となる国際交流協会への補助金として計上させていただきました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 総額で幾らになるんですか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 総額は、ここに計上してあります45万1,000円でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午前 1時5分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時0分）

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 次に、日程第9、議案第18号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） それでは、議案第18号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

議案つづり59ページをお願いします。

初めに、元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度大多喜町国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読みかえるものとする。

令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ552万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億640万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」によるものでございます。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

64、65ページをお願いします。

歳入からご説明申し上げます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額599万9,000円の減額補正は、職員の人事異動により、職員給与費等繰入金を減額するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金、補正額47万円の増額補正は、一般被保険者保険税還付金の財源として、現年度繰越金を充てるものでございます。

歳出でございますが、次の66、67ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額599万9,000円の減額補正でございますが、説明欄記載のとおり、人事異動に伴います人件費で、給料、職員手当及び共済費の減額でございます。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金、補正額47万円の増額補正でございますが、説明欄記載のとおり、保険税還付金で、社保加入、死亡また転出、所得更正に伴う還付金の増額でございます。

以上で、令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第10、議案第19号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第19号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案つづり77ページをお開きください。

元号を定める政令の施行に伴い、「平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算」の名称を「令和元年度大多喜町介護保険特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読みかえるものとする。

令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ946万6,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ11億8,324万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、82、83ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金41万1,000円の増額補正は、高額医療合算介護サービス費の増によるもので、国の法定負担分の増額でございます。

項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）6万4,000円の増額補正は、地域包括支援センター職員の職員手当の増額によるもので、国の法定負担分の増額でございます。

次に、目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）31万4,000円の増額補正は、平成30年度分の交付金の精算に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

目5介護事業費補助金4万3,000円の増額補正は、介護保険指定機関等管理システム改修に伴う国補助金の交付によるものでございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金198万2,000円の増額補正は、高額医療合算介護サービス費の増によるものと、平成30年度分の交付金の精算に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費県負担金25万7,000円の増額補正は、高額医療合算介護サービス費の増によるもので、県の法定負担分の増額でございます。

款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3万2,000円の増額補正は、地域包括支援センター職員の職員手当の増額によるもので、県の法定負担分の増額でございます。

目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）19万6,000円の増額補正は、平成30年度分の交付金の精算に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

次に、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金25万8,000円の増額補正は、高額医療合算介護サービス費の増によるもので、町法定負担分の増額でございます。

節2地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）3万3,000円の増額補正は、地域包括支援センター職員の職員手当の増額によるもので、町の法定負担分の増額でございます。

節3職員給与費等繰入金159万1,000円の減額補正は、介護保険関係職員の人事異動等に伴

う人件費の減によるものでございます。

節4 事務費繰入金6万円の増額補正は、介護保険指定機関等管理システム改修などに伴う事務費繰入金の増額によるものでございます。

款7 繰入金、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金132万2,000円の減額補正は、国・県支払基金の過年度精算による追加交付に伴う減額と、包括支援センター職員手当の増額と、高額医療合算介護サービス費の増額によるものでございます。

款8 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金872万9,000円の増額補正は、平成30年度分の負担金等の精算により、返還額確定に伴う繰越金の増額でございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

86、87ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費148万8,000円の減額補正は、職員の人事異動等に伴う人件費の減額と、介護保険指定機関等管理システム改修費及び負担限度額認定証追加印刷に伴う増額でございます。

款2 保険給付費、項5 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費205万7,000円の増額補正は、高額医療合算介護サービス費の支給実績及び見込み増に伴うものでございます。

款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費、目2 包括的支援事業16万8,000円の増額補正は、包括支援センター職員の手当増に伴うものであります。

項3 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費から、下から2段目の項5 一般介護予防費、目1 一般介護予防事業費までは、財源内訳の変更でございます。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付金、目1 償還金及び還付金872万9,000円の増額補正は、平成30年度分の負担金等の精算に伴う国・県支払基金への返還金でございます。

以上で、令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第11、議案第20号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

お手元の皆様の資料には議案第21号というふうにつづつてあると思うんですが、いかがでしょうか。第20号に直していただけますか。

それでは、本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第20号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算について説明させていただきます。

議案つづりの97ページをお開きください。

今回の補正でありますけれども、人事異動による人件費の増減が主な理由となります。

それでは、本文に入らせていただきます。条文については朗読を一部割愛させていただきますのでご了承ください。

令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）。

元号を定める政令の施行に伴い、「平成31年度大多喜町水道事業会計予算」の名称を「令和元年度大多喜町水道事業会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読みかえるものとする。

総則。

第1条、令和元年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用、第1項営業費用ですが、113万円を減額し、営業費用の総額を4億5,401万円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、次のページをお開きください。

支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費ですが、24万6,000円を増額し、建設改良費の総額を10億3,725万8,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算第8条中「5,410万3,000円」を「5,311万2,000円」に改める。

詳細につきましては、108ページから111ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料により説明いたします。

まず、108ページをお開きください。

支出ですが、目2配水及び給水費の52万2,000円の減額、目3総係費の60万8,000円の減額は、人事異動に伴う職員給与費の減及び漏水調査、修繕実務研修費の増額によるものです。

次の110ページ、資本的支出、目3配水施設費24万6,000円の増額は、人事異動に伴う職員給与費の増によるものです。

以上で、議案第20号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第12、議案第21号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、議案第21号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

113ページをお開きください。

この補正は、人事異動等に伴います人件費の減額によるものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算」の名称を「令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読みかえるものとする。

総則。

第1条、令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予算額375万2,000円の減額、計2億7,849万8,000円。

第1項営業費用、補正予算額375万2,000円の減額、計2億7,799万7,000円。

続きまして、詳細につきましては積算資料によりご説明いたしますので、124ページ、125ページをお開きください。

収益的収入及び支出ですが、第1款第1項第1目総務管理費、補正予定額375万2,000円の減額で、計1億6,911万8,000円となります。

第2節給与215万1,000円の減額、第3節手当71万7,000円の減額、第4節法定福利費88万4,000円の減額、いずれも4月の人事異動に伴う減額補正となります。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号～議案第28号、報告第11号～報告第13号の一括上
程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第13、議案第22号 平成30年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19、議案第28号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について及び日程第20、報告第11号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告

についてから日程第22、報告第13号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

なお、決算認定につきましては、日程にお示ししたとおり、本日は各会計決算の提案説明までとします。

これより順次説明及び報告を願います。なお、説明については着席にて説明することを許します。

議員の皆様にも、これから時間ちょうど心身ともに緩くなる時間で、決算議会ですからしっかりと聞いて、13日の質疑によろしくお願ひしたいと思います。

最初に、議案第22号 平成30年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について説明願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、着座のまま説明させていただきます。

議案第22号 大多喜町一般会計歳入歳出決算について、財政課及び会計室から説明させていただきます。

初めに、財政課から平成30年度主要施策の成果説明書について説明させていただきますので、主要施策の成果説明書の2ページ、一般会計歳入歳出総括表をお開きください。

まず、歳入状況でございますが、前年度より増額となった主なものは、1町税、対前年度7,565万4,000円の増、こちらは固定資産税、償却資産分の増が主な要因でございます。

14国庫支出金、対前年度3,639万9,000円の増、トンネル・橋梁点検などに係る社会資本総合整備交付金の増でございます。18繰入金、対前年度2億6,500万1,000円の増、住宅建設、横山宮原住宅の2期工事に係る定住化基金の繰り入れの増でございます。

次に、減額した主なものとして、10地方交付税、対前年度9,184万1,000円の減、税収の増が主な要因でございます。15県支出金、対前年度4,490万8,000円の減、地籍調査事業費の減による県支出金の減が主なものでございます。16財産収入、対前年度1,274万4,000円の減、城見ヶ丘団地の売扱実績は、平成29年度は2件あったものが、前年度は1件だったために減額となりました。合計で、歳入決算額54億3,445万9,000円、対前年度1億4,667万5,000円の増、対前年度比2.8パーセントの増でございます。

次に、歳出の状況でございますが、性質別歳出の比較で、前年度より増額となった主なものとして、4物件費、対前年度1,057万6,000円の増、こちらはトンネル・橋梁の点検などが

主な要因でございます。10普通建設事業費単独事業、対前年度1億9,212万1,000円の増、こちらは住宅建設の実施が主な要因でございます。

減額している主なものとして、3公債費、対前年度2,594万6,000円の減、こちらは平成29年度で償還が完了したものが多かったために減額となりました。6補助費等、対前年度1,340万3,000円の減、ふるさと納税の返礼品の減が大幅な要因でございます。7繰出金、対前年度3,002万円の減、国民健康保険特別会計の法定外繰出金の減額が主な要因でございます。

合計で歳出決算額51億4,578万6,000円、対前年度5,931万8,000円の増、対前年度比1.2パーセントの増でございます。

次に、3ページをごらんください。

本表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する比率を算出したもので、比率の推移は前年度との比較のため、5年度分の比率を記載しております。表に記載のとおり、町の財政健全化判断比率はいずれも基準の範囲内となっております。平成30年度決算に基づく健全化判断比率として、別途報告させていただきます。

次の4ページからは、各会計での予算科目ごとの主要施策の成果説明でございますが、決算書の説明と重複しますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

なお、決算書につきましては、地方自治法の規定により会計管理者が調製しましたので、会計室長から説明をいたします。

○議長（野村賢一君） 会計室長。

○会計室長（吉野敏洋君） それでは、会計室のほうより決算の内容につきまして説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

初めに、財産に関する調書につきまして説明させていただきますので、決算書260ページ、261ページをお開きください。

財産に関する調書は、昨年度中、決算年度中に増減のあった主なものを説明させていただきます。

1項公有財産、1号土地及び建物の表の土地の決算年度中増減高は、区分の欄、本庁舎の246平方メートルの増ですが、役場隣接の民地を取得したもの。区分の欄、公用財産の学校の減、及び区分の欄、その他の2万2,093平方メートルの増減は、西中学校廃校のため行政財産から普通財産にしたことによるもの。以上、合計246平方メートルの増加となつてお

ります。

次に、建物の木造ですが、区分の欄、本庁舎の107平方メートルの増は、役場隣接の民地の建物の取得による増。区分の欄、公用財産その他の施設80平方メートルの増は、船子地先消防機庫新築により増加したものでございます。

次に、建物の非木造、区分の欄、学校1,903平方メートルの減。区分の欄、その他の2,731平方メートルは、西中学校廃校のため、行政財産から普通財産へとしたことによる1,903平方メートルの増減と、横山宮原住宅新築をしたことによる増、以上の合計、828平方メートルの増加となっております。

次の262ページをお開きください。

5号出資による権利は、株式会社わくわくカンパニー大多喜へ2,000万円の出資を行っております。

次の263ページの、項2物品につきましては、記載のとおりの増減でございます。

次の265ページ、項3基金につきましては、会計別に記載をいたしました。

まず、1号一般会計について、予算額に基づき増減しておりますが、主なものとしましては、表上段から一般会計財政調整基金は、一般会計繰り入れのため1億2,274万5,000円の取り崩し、定住化基金は、横山宮原住宅建設に伴う2億135万6,000円の取り崩し、そして新たに観光施設等管理基金へ1,500万円の積み立てを行い、一般会計23基金の合計は2億7,032万円の減で、決算年度末基金残高は26億2,454万3,000円となります。

次の266ページの、2号鉄道経営対策事業基金特別会計から、4号介護保険特別会計の基金は記載のとおりの増となります。

以上の27基金の合計は、2億1,659万9,000円の減で、決算年度末現在高は32億1,510万6,000円となります。

次に、一般会計の歳入歳出決算につきまして、事項別明細によりご説明させていただきままでの、決算書の18、19ページをお開きください。

歳入につきまして、科目と、右側のページの収入済額、不納欠損額及び収入未済額を中心説明させていただきます。

初めに、款1町税の収入済額は、前年度比7,565万円余りの増の11億7,317万7,962円、不納欠損額は、個人・法人町民税、固定資産税及び軽自動車税202件の4,094万8,679円、収入未済額は6,804万189円、収納率は91.5パーセントでございます。

款2地方譲与税は、前年度比47万円余り増の6,096万2,000円。

款3利子割交付金は、前年度比5万円余り減の116万円でございます。

次の20、21ページをお開きください。

款4配当割交付金は、前年度比86万円余り減の379万3,000円。

款5株式等譲渡所得割交付金は、前年度比193万円余り減の346万6,000円。

款6地方消費税交付金は、前年度比1,723万円余り増の1億9,454万8,000円。

款7ゴルフ場利用税交付金は、前年度比82万円余り増の1億275万8,098円。

款8自動車取得税交付金は、前年度比211万円余り減の2,198万4,000円。

款9地方特例交付金は、前年度比50万円余り増の349万円。

款10地方交付税は、前年度比9,184万円余り減の16億3,654万5,000円。

款11交通安全対策特別交付金は、前年度比24万円余り減の161万円。

次の22ページ、23ページをお開きください。

款12分担金及び負担金は、前年度比48万円余り減の9,140万1,201円、不納欠損額は学校給食費の47件、19万1,190円、収入未済額は311万9,917円、収納率は96.5パーセントでございます。

款13使用料及び手数料は、前年度比183万円余り増の9,806万6,911円、不納欠損額は住宅使用料9件の20万4,900円、収入未済額は67万9,500円、収納率は99.1パーセントでございます。

次の26ページ、27ページをお開きください。

款14国庫支出金は、前年度比3,639万円余り増の2億7,657万1,219円で、次のページでございます、30ページ、31ページをお開きください。

款15県支出金は、前年度比4,490万円余り減の3億6,483万2,485円で、次に、40ページ、41ページをお開きください。

款16財産収入は、前年度比1,274万円余り減の4,229万7,384円で、款17寄附金は、前年度比1,488万円余り増の1億6,849万2,000円、指定寄附金はふるさと納税が3,118件、一般寄附金は3件でございます。

款18繰入金は、前年度比2億6,500万円余り増の5億5,983万4,398円で、次の44ページ、45ページをお開きください。

款19繰越金、前年度比8,954万円余り減の2億131万6,414円。

款20諸収入は、前年度比1,938万円余り減の6,815万2,910円、不納欠損額は住宅修繕料2件、234万9,949円、収入未済額は26万8,116円、収納率は96.3パーセントでございます。

次に、50ページ、51ページをお開きください。

款20町債、前年度比200万円余り減の3億6,000万円。

以上、歳入合計は、予算現額53億8,630万3,000円、調定額55億5,026万1,422円、収入済額54億3,445万8,982円、不納欠損額4,369万4,718円、収入未済額7,210万7,722円でございます。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきますので、次の52、53ページをお開きください。

歳出につきましては、各款または項の支出済額及び主要な事務概要を中心に説明させていただきます。

初めに、款1議会費、項1議会費の支出済額は7,634万5,346円で、町議会議員及び事務局職員の人事費、議会活動に要する事務的経費、会議録作成委託料、政務活動費補助金などでございます。

款2総務費の支出済額は11億168万9,090円で、項1総務管理費の支出済額は9億7,675万7,333円で、特別職及び職員の人事費、前年度繰越事業といたしまして、メキシコ合衆国クエルナバカ市への寄附、広報おおたき発行、財務会計システムのパソコンソフト保守委託、ソフト借り上げ料、町所有建物及び公用車の保険料、各種保守委託料、町有林の維持管理経費、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金を始めとした各団体への負担金や補助金、地方バス路線対策補助金、いすみ鉄道の下部を補助する基盤維持費補助金、ふるさと納税の基金への積み立てなどでございます。

次に、74ページをお開きください。

項2徴税費の支出済額は8,000万8,412円で、職員の人事費、関係団体への補助金、不動産鑑定委託料、基幹系システム処理委託費などでございます。

次に、78ページをお開きください。

項3戸籍住民基本台帳費の支出済額は3,477万6,948円で、職員の人事費、出張所の臨時職員賃金、戸籍システムの借り上げ料、住民基本台帳ネットワークシステム維持管理経費などでございます。

次に、84ページをお開きください。

款3民生費の支出済額は12億3,861万649円で、翌年度繰越額は61万6,000円で、項1社会福祉費の支出済額は8億3,248万339円で、職員の人事費、介護給付費、出産祝金、国民年金事務に係る事務経費、外出支援サービス委託料、地域包括支援センターの運営経費、後期高齢者医療広域連合負担金、福祉基金への積み立て、国民健康保険特別会計、介護保険特別会

計、後期高齢者医療特別会計等への繰出金などでございます。

次に、92ページをお開きください。

項2児童福祉費の支出済額は4億613万310円で、職員の人工費、子ども医療、ひとり親家庭等医療の扶助費、児童手当、両保育園の臨時保育士、臨時調理員賃金、給食用賄材料費、園児の送迎バス委託料、児童クラブ運営経費などでございます。

次に、98ページをお開きください。

款4衛生費の支出済額は4億5,500万6,183円で、項1保健衛生費の支出済額は2億2,643万591円で、職員の人工費、国保国吉病院の負担金、各種検診、予防接種及び健康増進に係る経費、夷隅環境衛生組合負担金、面白峡発電所の管理運営経費、妊娠出産支援経費、火葬場施設の維持管理経費、環境基金への積み立てなどでございます。

次に、106ページをお開きください。

項2清掃費の支出済額は1億5,857万5,592円で、職員の人工費、臨時職員賃金、ごみ収集委託料、粗大ごみ処理委託料、いすみクリーンセンター塵芥処理負担金、一般廃棄物処理施設建設基金への積み立てなどでございます。

続きまして、110ページをお開きください。

項3上水道の支出済額は7,000万円で、水道企業会計に対する上水道高料金対策補助金でございます。

款5農林水産業費の支出済額は2億586万4,767円で、項1農業費の支出済額は1億2,304万5,662円で、職員の人工費、農業委員会委員及び農家組合長の報酬、農業・畜産業各種団体への負担金や補助金、平沢ダムの維持管理、基幹農道の維持管理、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金、集落センターを始めとした各農業関係施設の維持管理経費などでございます。

次に、118ページをお開きください。

項2林業費の支出済額は8,281万9,105円で、職員の人工費、有害鳥獣の捕獲、駆除に関する経費、大多喜県民の森施設運営経費などでございます。

次に、122ページをお開きください。

款6商工費と項1商工費の支出済額は同額の1億3,639万1,167円で、翌年度繰越額は860万9,000円で、職員の人工費、町商工会補助金、公衆トイレ、公園及び観光センターの維持管理、町営駐車場管理業務委託料、お城まつり実行委員会、町観光協会及び観光まちづくり会社らの関係団体への負担金や補助金、観光施設等整備基金への積み立てなどでございます。

次に、130ページをお開きください。

款 7 土木費の支出済額は5億8,788万9,325円で、翌年度繰越額は1,604万1,000円で、項1土木管理費の支出済額は1億7,202万2,046円で、職員の人工費、臨時職員賃金、土木関係各種団体への負担金や補助金、地籍調査委託料、道の駅維持管理、道路整備基金への積み立てなどでございます。

次に、134ページをお開きください。

項2道路橋梁費の支出済額は1億9,444万1,064円で、町道補修員及び臨時作業員賃金、除雪作業委託、トンネル定期点検及び長寿命化修繕計画策定業務委託、道路補修用材料費、舗装整備工事、道路改良工事、各区画線工事、町内23橋梁の橋梁定期点検業務委託などでございます。

次に、138ページをお開きください。

項4住宅費の支出済額は2億1,842万6,215円で、町営住宅9団地の維持管理経費、城見ヶ丘団地の定住化補助金、住宅取得奨励金、横山宮原住宅第2期建設工事、横山宮原住宅管理等基金及びふるさと基金への積み立てなどでございます。

次に、140ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費の支出済額は同額の3億1,897万1,286円で、夷隅郡市広域常備消防負担金、町消防団員の報酬、船子地先の新機庫建設工事、各分団における消防車の維持費用、久保排水機場及び葛藤・八声水門管理委託料、防災行政無線、施設保守委託料などでございます。

次に、144ページをお開きください。

款9教育費の支出済額は5億4,698万236円で、翌年度繰越額は継続費遞次繰越額を含めまして7,675万600円で、項1教育総務費の支出済額は9,814万1,181円で、教育長と職員の人工費、教育委員の報酬、教育関係団体への負担金や補助金、小中学校施設整備基金への積み立てなどでございます。

次に、148ページをお開きください。

項2小学校費の支出済額は9,705万8,894円で、町内2小学校の送迎バス委託料、空調設備工事、教材備品等の購入費、クラブ活動助成補助金や遠距離通学費補助金、英語教室業務委託料などでございます。

次に、152ページをお開きください。

項3中学校費の支出済額は6,340万6,600円で、空調設備工事、教材備品等の購入費、クラ

ブ活動や各種大会等への生徒派遣費補助金、遠距離通学生徒の通学費補助金、外国語指導助手委託料、学校給食費補助金などでございます。

次に、156ページをお開きください。

項4社会教育費の支出済額は1億3,694万501円で、職員の人工費、町民カレッジや家庭教育学級等の開催経費、社会教育関係団体への負担金や補助金、日墨友好記念碑作製業務委託、前年度繰越事業といたしまして、屋根改修工事、図書館天賞文庫の図書の購入などでございます。

次に、164ページをお開きください。

項5保健体育費の支出済額は1億5,143万3,060円で、職員の人工費、スポーツ推進委員の報酬、体育関係団体への補助金や負担金、海洋センター野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費、プール監視業務委託料、学校給食センターの臨時調理員賃金、給食用賄い材利用費、給食配達委託料、給食センターの排水処理ろ過材交換工事などでございます。

続きまして、170ページをお開きください。

款10災害復旧費の支出済額は1,832万8,680円で、項1公共土木施設災害復旧費の支出済額は783万3,240円で、前年度繰越事業としまして、町道老津線ほか2カ所の災害復旧工事でございます。

項2農林水産施設災害復旧費の支出済額は1,049万5,440円で、前年度繰越事業といたしまして、農地及び農業用施設5カ所の災害復旧工事でございます。

款11公債費の支出済額は4億5,970万9,442円、これにつきましては、借り入れいたしました起債分の元金及び利子でございます。

次に、172ページをお開きください。

款12予備費の当初予算額は500万円で、予備費を充当いたしました額は83万2,000円でございます。

以上、歳出合計の支出済額は51億4,578万6,171円、翌年度繰越額の継続費過次繰越額は26万1,600円、繰越明許費は1億175万5,000円、不用額は1億3,850万229円でございます。

以上が一般会計歳入歳出決算の事項別明細の概要でございます。

次に、174ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、この表につきましては、会計年度の実質的な収入、支出の額を示したものでございます。

まず、区分及び金額で、単位は千円単位でございます。

1、歳入総額54億3,445万9,000円。2、歳出総額51億4,578万6,000円。3、歳入歳出差引額2億8,867万3,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源は、1、継続費通次繰越額26万2,000円。2、繰越明許費繰越額2,056万4,000円。5、実質収支は繰越額を差し引いた2億6,784万7,000円となりました。

以上で、平成30年度の大多喜町一般会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。なお、2時10分から会議を再開します。

（午後 1時57分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

○議長（野村賢一君） 次に、議案第23号 平成30年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第23号 平成30年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

この特別会計につきましては、千葉県及び合併前の夷隅郡市1市5町からの拠出金や負担金等をもとに設けられた基金を適正に管理するための会計で、いすみ鉄道に助成費として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

それでは、事項別明細書により決算内容をご説明させていただきます。

決算書の182ページ、183ページをお開きください。

歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金利子の収入済額は18万円で、鉄道経営対策事業基金を運用した利子となります。

歳入合計は18万円でございます。

次のページをお開きください。

歳出。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費、節25積立金18万円は、
鉄道経営対策事業基金の利子を基金へ積み立てたものです。

歳出合計額は18万円でございます。積み立て及び補助金支出後の基金残高は4億1,866万
3,641円となります。

次のページをごらんください。

実質収支に関する調書は、歳入総額と歳出総額が同額のため、歳入歳出差引額以降の行は
ゼロ円となっております。

以上で鉄道経営対策事業基金特別会計の説明を終わります。よろしくご審議くださるよう
お願ひいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第24号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第24号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し
上げます。

決算の説明の前に、平成30年度末国民健康保険の状況でございますが、被保険者数は前年
度と比較し5パーセント減の2,591人、世帯数は2.5パーセント減の1,588世帯、被保険者数
の年齢構成を見ますと、65歳以上75歳未満の割合が加入者全体の約48パーセント、60歳以上
では約61パーセントを占めており、加入者の高齢化が進んでおります。

決算収支につきましては、前年度と比較し、歳入は15.8パーセント、歳出は16.3パーセン
トと、それぞれ減少しております。また、保険者が負担している医療費は、前年度と比較し、
約22パーセント、2,223万円減少しております。

それでは、決算につきまして事項別明細書によりご説明させていただきますので、決算書
196、197ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。説明につきましては、款2一部負担金以降は、科目及び収入
済額を読み上げさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、款1国民健康保険税、予算現額計2億4,489万5,000円、右のページになりますが、
調定額3億3,173万9,483円、収入済額2億6,240万2,124円、不納欠損額622万7,207円、収入
未済額6,311万152円となり、収納率につきましては、現年度分94.99パーセント、滞納繰越

分31.43パーセント、合計で79.10パーセントでございます。不納欠損につきましては95件で、内訳といたしまして、生活困窮が77件、生活保護が8件、居住不明等によるものが10件でございます。

次に、国民健康保険税の内訳といたしまして、目1一般被保険者国民健康保険税、調定額3億2,954万880円、収入済額2億6,047万4,412円、不納欠損額615万145円、収入未済額6,291万6,323円でございます。

次に、目2退職被保険者等国民健康保険税、調定額219万8,603円、収入済額192万7,712円、不納欠損額7万7,062円、収入未済額19万3,829円でございます。

次の款2一部負担金につきましては、収入はございませんでした。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料14万2,400円でございます。

次に、款4県支出金、項1県補助金、次の198、199ページをお願いします。

目1保険給付費等交付金9億4,851万8,391円、内訳といたしまして、節1普通交付金は出産育児一時金及び葬祭費を除く保険給付費分の普通交付金でございます。節2特別交付金は、医療費適正化、収納率向上対策、保健事業等の特別交付金でございます。

次に、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億19万6,307円、内訳といたしまして、節1保険基盤安定繰入金保険者軽減分は県及び町からの繰入金で、負担率は県4分の3、町4分の1でございます。節2保険基盤安定繰入金保険者支援分は、国・県及び町からの繰入金で、負担率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。節3職員給与費等繰入金は、人件費及び事務費に対する繰入金でございます。節4助産費等繰入金は、出産育児一時金の3分の2相当の繰入金でございます。節5財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び保険税の負担の標準化に対する繰り入れでございます。節6特定健康診査等事業繰入金は、特定健康診査の追加検診項目に対する繰り入れでございます。

款6項1繰越金1億1,626万7,046円、前年度繰越金でございます。

款7諸収入320万8,291円、内訳といたしまして、項1延滞金及び過料191万4,906円、項2雑入129万3,385円でございます。

目2一般被保険者第三者納付金は、第三者行為による国保連合会からの納付金でございます。

次の200、201ページをお願いします。

目8雑入、節1特定健康診査徴収金28万500円は、40歳以上70歳未満の受診者1人当たり500円の徴収金となります。節2一般被保険者指定公費分3,170円は、昭和20年4月1日以前

に生まれた方について、窓口負担が本来2割のところ1割負担となっていますが、残りの1割を国が補填するものでございます。節3診療報酬返還金532円は、医療機関の診療報酬請求誤りによる返還金です。節6特定健康診査負担金精算金38万6,000円は、平成29年度特定健康診査負担金の確定に伴う国及び県の追加交付分でございます。節8高額療養費共同事業余剰金39万6,030円は、平成29年度高額療養費共同事業廃止に伴う余剰金の精算でございます。

歳入合計、予算現額14億125万円、調定額15億7万1,918円、収入済額14億3,073万4,559円、不納欠損額622万7,207円、収入未済額6,311万152円でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたしますので、次の202、203ページをお願いします。

科目及び支出済額について読み上げさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、支出済額3,312万6,361円は、備考欄記載のとおり、職員4名分の人件費及び事務費並びに国保連合会への負担金等でございます。

国民健康保険事務費の主な支出は、13節委託料として、基幹系システム大量一括処理委託料、レセプト電算処理委託料、パソコン用ソフト修正委託料でございます。14節使用料及び賃借料では、パソコンソフト使用料等でございます。

項2目1運営協議会費5万6,000円は、国民健康保険運営協議会2回分の委員報酬となります。

款2保険給付費、項1療養諸費7億9,361万1,218円、前年度と比較いたしまして3.1パーセント、2,506万3,300円減少しております。その内訳といたしまして、目1一般被保険者療養給付費7億8,202万6,611円は、一般分の医療費となります。

次の204、205ページをお願いします。

目2退職被保険者等療養給付費312万7,002円は、厚生年金、共済年金などの受給者で65歳未満の方の医療費でございます。

目3一般被保険者療養費701万1,763円は、補装具等の医療費で償還払い分でございます。

目4退職被保険者等療養費は支出がございませんでした。

目5審査及び支払手数料144万5,842円は、レセプトの審査手数料でございます。

項2高額療養費1億3,299万3,531円、前年度と比較しまして39パーセント、283万2,438円増加をしております。その内訳といたしまして、目1一般被保険者高額療養費1億3,255万9,456円、目2退職被保険者等高額療養費40万6,117円でございます。

次のページ、206、207をお願いします。

目3一般被保険者高額介護合算療養費2万7,958円。目4退職被保険者等高額介護合算療養費は支出がございませんでした。

項3移送費につきましても支出はございませんでした。

次に、項4目1出産育児一時金168万円は、1件当たり限度額42万円を支給するもので、支給件数は4件でございます。

項5目1葬祭費105万円は、1件当たり5万円を支給するもので、支給件数21件でございます。

次のページ、208、209をお願いします。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分2億1,005万1,901円。

項2後期高齢者支援金分等6,923万6,331円。

項3介護納付金1,883万7,114円の納付については、県から示され納付する額になります。

款4共同事業拠出金、次のページ、210、211をお願いします。

項1共同事業拠出金168円は、退職者医療事務費拠出金となります。

款5項1目1保健事業費388万781円は、備考欄記載のとおり、国保総合健康づくり支援事業として、19節負担金補助及び交付金は、人間ドック経費補助金、受診者は84名分349万3,418円が主な支出でございます。

項2目1特定健康診査等事業費1,140万9,783円は、備考欄記載のとおり、13節委託料、特定健康診査委託料917万7,578円及び特定保健指導委託料142万5,987円が主な支出でございます。

款6諸支出金351万3,980円は、目1一般被保険者保険税還付金82万4,300円。

次の212、213ページをお願いします。

目3療養給付費等負担金償還金104万5,090円は、平成29年度国庫負担金等確定に伴う返還金でございます。

目4療養給付費等交付金償還金164万4,590円は、平成29年度退職者医療交付金確定に伴う返還金でございます。

款7予備費につきましては支出がございませんでした。

款8項1基金積立金、目1財政調整基金積立金4,500万円は、国保財政調整基金へ積み立てるものです。

歳出合計、予算現額14億125万円、支出済額13億2,444万8,008円、不用額7,680万1,992円でございます。

次の214ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、単位は千円でございます。

1、歳入総額14億3,073万5,000円。2、歳出総額13億2,444万8,000円。3、歳入歳出差引額1億628万7,000円。4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1億628万7,000円でございます。実質収支額につきましては翌年度に繰り越しとなりますが、用途といたしましては、予算不足が生じた場合の補正財源等に充当を予定しております。

以上で、平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計決算の説明は終わります。

○議長（野村賢一君） 次に、議案第25号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） それでは、議案第25号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明させていただきますので、決算書222、223ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料、予算現額9,438万5,000円、調定額8,828万7,200円、収入済額8,794万8,100円、不納欠損額1万4,100円、収入未済額32万5,000円でございます。収納率につきましては、現年度分で99.8パーセント、滞納繰越分で44.3パーセント、合計で99.62パーセントでございます。

それから、不納欠損につきましては2件で、内訳といたしまして、生活困窮1件、納付義務者不在1件によるものでございます。

保険料について前年度と比較しますと、現年度分は0.11パーセント増、滞納繰越分は33.42パーセント減で、合計では前年度と増減はありません。保険料の内訳といたしまして、目1 特別徴収保険料、調定額及び収入額とも6,017万5,600円で、年金からの特別徴収となり、収納率は100パーセントでございます。

目2 普通徴収保険料、現年度分と滞納繰越分を合わせまして、調定額2,811万1,600円、収入済額2,777万2,500円、収納率は98.79パーセントで、現金納付や口座振替によるものでございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料、収入済額2万2,000円でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金83万5,950円は、事務費相当の繰入金となります。

目2 保険基盤安定繰入金3,626万9,586円は、保険料の軽減対象者分の繰入金で、負担割合は県4分の3、町4分の1となります。

款4 項1 目1 繰越金9万2,500円、前年度からの繰越金でございます。

款5 諸収入45万6,100円は、保険料還付金でございます。

歳入合計でございますが、予算現額1億3,233万4,000円、調定額1億2,596万3,336円、収入済額1億2,562万4,236円、収入未済額32万5,000円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

224、225ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、支出済額62万3,782円、備考欄記載のとおり、事業費、役務費、委託料等事務的経費でございます。13節委託料、基幹系システム大量一括処理委託料43万4,208円が主な支出となります。

項2 目1 徴収費23万4,168円、備考欄記載のとおり、保険料の徴収経費で、事業費、役務費等でございます。

款2 項1 目1 後期高齢者医療広域連合納付金1億2,404万3,786円、被保険者から納付されました保険料及び保険基盤安定繰入金を、保険者であります後期広域連合へ納付するものでございます。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金45万6,100円、これにつきましては死亡等による保険料の還付金でございます。

次の226、227ページをお願いします。

項2 繰出金につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額1億3,233万4,000円、支出済額1億2,535万7,836円、不用額697万6,164円でございます。

次の228ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、単位は千円でございます。

1、歳入総額1億2,562万4,000円、2、歳出総額1億2,535万8,000円、3、歳入歳出差引額26万6,000円、5、実質収支額26万6,000円でございます。実質収支額につきましては、翌年度に繰り越すこととなります。令和元年度後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上で、平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第26号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、着座のままご説明させていただきます。

議案第26号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の事項別明細書でご説明いたしますので、238ページ、239ページをお開きください。まず、歳入でございます。

款1 保険料、調定額2億3,078万5,740円、収入済額2億2,437万843円、収納率は97.2パーセント、内容につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。不納欠損額49万500円は、時効成立による16名分の処理でございます。

これ以降につきましては、収入済額を主に説明させていただきます。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金12万9,000円は、いきいき塾参加者負担金及び認知症予防教室参加者負担金でございます。

次に、款3 使用料及び手数料、項1 手数料11万980円は、認定情報の情報公開手数料及び督促手数料となります。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金1億7,673万6,387円は、介護給付に係る国の法定負担金でございます。

項2 国庫補助金9,678万7,139円につきましては、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して、市町村に交付される調整交付金及び地域支援事業の中の、包括的支援事業・任意事業の介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の法定負担金が主なものでございます。

240ページ、241ページをお開きください。一番上段です。

保険者機能強化推進交付金、こちらは、市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために、平成30年度から創設されたものでございます。

次に、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金2億7,668万8,977円は、介護給付費等地域支援事業に係る第2号被保険者分の法定交付金及び平成29年度分の精算に伴う追加交付金

でございます。

次に、款 6 県支出金、項 1 県負担金 1 億6,286万7,613円は、介護給付に係る県の法定負担金でございます。

項 2 県補助金605万3,572円は、地域支援事業の包括支援事業・任意事業と、介護予防・日常生活支援総合事業に係る県の法定負担金でございます。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億6,984万8,700円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町法定負担金、職員人件費、事務費及び低所得者の保険料軽減に係る繰入金でございます。

242、243ページをお開きください。

項 2 基金繰入金1,451万8,000円は、介護給付費の第 1 号被保険者負担分の不足を補うため繰り入れたものでございます。

款 8 繰越金、項 1 繰越金3,023万584円は、前年度の繰越金でございます。

款 9 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料につきましては実績がございませんでした。

項 1 雑入18万3,000円は、生活保護者認定調査等手数料、予防給付介護負担金、介護予防ケアマネジメント負担金でございます。

以上、歳入合計11億5,852万4,795円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

244ページ、245ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額を主に説明させていただきます。歳出のない科目については割愛させていただきます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費2,355万3,913円は、職員人件費及び介護保険事業の事務的経費でございます。

項 2 徴収費111万5,175円は、第 1 号被保険者保険料の賦課及び徴収事務に係る経費でございます。

項 3 介護認定審査会費540万1,060円は、認定調査に従事する臨時職員の賃金、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料及び、246、247ページをお開きください。2市2町による介護認定審査会共同設置に係る負担金でございます。

項 4 運営協議会費 3 万8,500円は、介護保険運営協議会の委員報酬でございます。

項 4 選定委員会費 4 万2,000円は、公的介護施設等整備事業者選定委員会の委員報酬でございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費 9 億1,995万5,801円は、訪問系サービス、通所系サービス及び短期入所等に係る給付費のほか、グループホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設入所に係る給付費でございます。

248、249ページをお開きください。

さらに、在宅において入浴や排せつ等に使用する補助用具の購入費や、手すりの取りつけや段差の解消など住宅改修に対して給付されるものでございます。居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費となります。

次に、中段、項 2 介護予防サービス等諸費は2,147万1,427円でございます。内容は、介護サービス等諸費と同じであります。対象者が要支援1、要支援2の方に対する給付費となります。

次に、250ページ、251ページをお開きください。

項 3 その他諸費63万6,700円は、国保連合会への介護給付費に係る審査支払手数料でございます。

項 4 高額介護サービス等費2,157万1,253円は、1カ月の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

項 5 高額医療合算介護サービス等費20万7,518円は、介護保険と医療保険両方の自己負担額が合算して年額の年度額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

次に、252ページ、253ページをお開きください。

項 6 特定入所者介護サービス等費4,690万8,400円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、所得に応じ、食事と居住費が一定額を超えた分について保険給付するものです。

款 3 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業・任意事業費2,124万4,885円は、介護給付費の適正化や家族介護支援等の事業に係る経費のほか、地域包括支援センター職員の人事費及び事務的経費でございます。

254ページ、255ページをお開きください。

目 3 包括的支援事業、社会保障充実分は、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターに係る賃金でございます。

次に、項 3 介護予防・日常生活支援サービス事業費1,535万1,949円は、要支援1、要支援2の方の訪問型サービス、通所型サービス及びケアプラン作成に係る経費でございます。

項 4 その他諸費 3 万400円は、国保連合会への総合事業費に係る審査支払手数料でござい

ます。

項5一般介護予防費253万6,577円でございます。

256ページ、257ページをお開きください。

こちらは、高齢者及びその支援のための活動にかかるものを対象に行う事業等に係るもので、具体的には介護予防の普及啓発に資する介護予防教室の開催、介護予防にかかるボランティア及び地域で活動するグループや団体の育成支援、地域住民が行う介護予防教室等への技術的助言等をするため、リハビリ訓練士等を派遣する経費などでございます。

次に、款4基金積立金、項1基金積立金2,305万9,037円は、前年度から繰り越された保険料と、国・県支払基金交付金の精算に伴う積み立てでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金755万4,090円は、平成29年度分の精算に伴う国・県支払基金への返還金及び過年度分保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計11億1,412万95円でございます。

続きまして、258ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額11億5,852万5,000円。2、歳出総額11億1,412万円。3、歳入歳出差引額4,440万5,000円。歳入歳出差引額の4,440万5,000円につきましては、平成30年度分の精算に伴う国・県支払基金等への返還金、令和元年度の保険給付費及び基金積立金等の財源となるものでございます。

以上で、平成30年度大多喜町介護保険特別会計の決算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第27号 平成30年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、着座にて説明させていただきます。

別冊の水道事業会計決算書により説明いたします。

決算書の1ページをお開きください。

平成30年度大多喜町水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益、決算額5億2,562万7,780円、第1項営業収益、決算額3億1,825万5,023円、第2項営業外収益2億737万2,757円となりました。

支出。第1款水道事業費用、決算額5億1,328万5,576円、第2項営業外費用、決算額3,292万7,113円、第3項予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に、資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入、決算額3,505万1,122円、第1項負担金、決算額1,280万3,126円、第2項企業債2,220万円、第3項固定資産売却代金、決算額4万7,996円でございます。

続きまして、支出。第1款資本的支出、決算額1億7,500万9,402円、第1項建設改良費、決算額8,493万6,531円、第2項企業債償還金9,007万2,871円、また、翌年度繰越額としまして、継続費過次繰越額4億8,669万2,000円を令和元年度へ繰り越しいたします。

資本的収入及び支出において、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億3,995万8,280円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額468万7,591円、過年度分損益勘定留保資金9,435万9,697円及び当年度分損益勘定留保資金4,091万992円で補填いたしました。

次に、3ページをお開きください。

平成30年度の大多喜町水道事業損益計算書になります。

1、営業収益、給水収益とその他営業収益を合わせまして2億9,475万2,161円の収入がございました。

2、営業費用、原水及び浄水費からその他営業費用まで4億6,223万2,266円の費用がかかっております。その結果、営業損失としまして1億6,748万105円の損失が出ております。

3、営業外収益、受取利息から雑収益までで、営業外収益の合計が2億735万1,089円となっております。

4、営業外費用、支払利息及び雑支出の合計が3,008万9,156円の費用がかかっております。その結果、営業外収支としましては、1億7,726万1,933円の収益が上がっておりま

す。営業収益と営業外収支合わせまして、水道事業としての平成30年度の利益としましては、978万1,828円の利益が上がっておりまます。前年度の繰り越しの利益剰余金が2,610万6,439円ありますので、合計しますと、当年度未処分利益剰余金としましては3,588万8,267円となります。

続きまして、次の4ページになりますけれども、平成30年度大多喜町水道事業剰余金計算書になります。

こちらの表の利益剰余金の未処分利益剰余金ですけれども、先ほど申しました当年度純利益978万1,828円ありますので、当年度末残高としまして3,588万8,267円となっております。

続きまして、次のページになりますけれども、上段の部分の剰余金処分計算書でございますが、未処分利益剰余金3,588万8,267円を、そのまま翌年度へ繰り越すものでございます。

その下、平成30年度大多喜町水道事業貸借対照表になりますけれども、こちらは大多喜町水道事業の財産をあらわしたものになります。

まず、資産の部。1、固定資産、有形固定資産から投資その他の資産まで、固定資産の合計が31億4,282万3,581円となっております。

続きまして、2、流動資産、現金預金から貯蔵品まで流動資産の合計としましては2億4,234万1,461円ということになっております。

それで、水道事業の財産の合計としましては33億8,516万5,042円となっております。

次に、6ページになりますけれども、負債の部になります。

3、固定負債、企業債と引当金の固定負債の合計が12億3,714万3,502円となっております。

4、流動負債、企業債からその他流動負債までの合計で1億3,374万7,220円となっております。

5、繰延収益、長期前受金と収益化累計額の合計で7億3,414万7,462円となっております。

負債の合計は21億503万8,184円となっております。

続きまして、資本の部ですけれども、資本金は11億4,329万7,623円となっております。

7、剰余金になりますが、利益剰余金の合計としまして、1億3,682万9,235円となっております。

資本の合計としましては、12億8,012万6,858円となっております。

負債と資本を合わせまして、33億8,516万5,042円となっておりまして、この金額は5ページの資産の合計と一致しております。

続きまして、7ページ、8ページになりますが、こちらにつきましては、会計方針及び引当金の計上方法や引当金の取り崩しについて注記してあるものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

大多喜町水道事業報告書になります。

まず、総括状況ですけれども、業務の状況、本年度の給水状況は、給水戸数3,795戸、前年比22戸減。給水人口8,254人、前年度比191人の減です。

年間総給水量ですけれども、128万1,477立方です。前年度比2万7,901立方の増となっております。

年間総有収水量ですけれども、104万4,951立方となりまして、前年度比1万3,645立方の

増となっております。これに伴う有収率ですけれども、86.25パーセント、前年度比0.88ポイントの減となりました。

建設改良状況ですけれども、改良工事では緊急性のあるものを優先し、老朽化した配水管の布設がえ工事を5カ所、674.7メートル行いました。また、布設がえ工事に伴う舗装本復旧工事を2カ所、1,306.2平方メートル行いました。さらに、面白浄水場低区配水池更新のため、解体、撤去、地質調査、造成工事、684.4平方メートルを実施いたしました。

拡張工事におきましては、給水収益の増加を図るため、配水管布設がえ工事を1カ所600メートル行いまして、経営の安定化に取り組みました。

次の経理状況につきましては、先ほどの決算報告及び損益計算書の内容と重複しますので割愛させていただきます。

次に、11ページ、12ページになりますけれども、議会の議決事項及び12ページの規定、規則等の改正事項につきましては、記載のとおりでございます。また、（5）職員に関する事項についての技術系、事務系職員とも増減はありません。給料については下表に記載のとおりでございます。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

工事の概況ですけれども、配水管布設がえ工事ほか12件の改良工事を実施しました。内容については記載のとおりです。

14ページになりますけれども、主な修繕工事では、横山浄水場正門の修繕工事ほか5件を実施いたしまして、内容は記載のとおりです。

保存工事の概況ですけれども、量水器の検定満了に伴う交換工事としまして、237戸の量水器の交換を実施いたしました。

次に、15ページ、16ページにつきましては、業務に関する事項を前年度と比較したものになっておりますので、割愛させていただきます。

17ページ、重要契約の要旨になりますけれども、契約では建設工事請負契約7件、物品売買契約1件、業務委託契約1件を実施し、内容については記載のとおりです。

企業債の概況ですけれども、前年度末残高13億8,870万3,806円、本年度借入額は2,220万円で、本年度の償還額は9,007万2,871円、本年度末残高は13億2,083万989円となっております。この借り入れの件数は61件でございますが、内容については、22、23ページの企業債明細書の記載のとおりとなっております。

3、その他会計経理に関する重要事項ですけれども、消費税に係る特定収入等の使途を、

特定状況を記載したものになります。

続きまして、18ページになりますが、30年度キャッシュフロー計算書になります。このキャッシュフロー計算書は、平成30年度会計期間の現金の流れを、事業活用別に記載したものでございます。年度末の現金の預金の期末残高は2億1,231万4,275円となります。この金額については、5ページの貸借対照表、流動資産の現金預金と一致するものとなっております。

次に、19、20ページの収益費明細書につきましては後ほどご確認いただきたいと思います。

次の21ページの固定資産明細書につきましては、平成30年度中の固定資産の取得及び除却の明細を示したものになります。

(1) 有形固定資産明細書中、有形固定資産の年度末残高は61億1,788万5,422円となります。減価償却累計額につきましては31億1,099万8,144円で、有形固定資産の年度末償却未済額は30億688万7,178円となりました。

2の無形固定資産明細書、3、投資明細書につきましては、増減額はございませんでした。22、23ページの企業債明細書につきましては、先ほど17ページの企業債の概況の明細となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、平成30年度大多喜町水道事業会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。なお、3時20分から再開します。

（午後 3時08分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

○議長（野村賢一君） 次に、議案第28号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてを説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第28号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてご説明させていただきます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、別冊の決算書の1ページをお開きください。

平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出の、まず収入でございます。

第1款特別養護老人ホーム事業収益、予算額の合計は1億9,391万9,000円に対し、決算額は1億8,464万2,158円となりました。

次に支出ですが、第1款特別養護老人ホーム事業費用、予算額の合計は2億6,517万7,000円に対し、決算額は2億5,672万2,437円となりました。

続きまして、次ページ、(2) 収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、収入につきましては、外国人技能実習生に関連した経費について、国及び町からの支援を予定しておりましたが、平成30年度中の来日が実現しなかつたため実績がございません。

次に支出です。第1款資本的支出、予算額の合計は1,423万4,000円、決算額は1,321万429円となります。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1,321万429円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、3ページをごらんください。

損益計算書でございます。

1、営業収益合計1億7,335万9,413円から、2、営業費用合計2億5,672万2,437円を差し引きますと、8,336万3,025円の営業損失となり、3の営業外収益1,128万2,745円を加えた事業の経常損失は7,208万279円となります。

前年度繰越欠損金3,374万6,774円に当年度純損益を加えますと、当年度未処理欠損金は1億582万7,053円となります。

続いて、4ページの剩余金計算書の表の一番下の段になりますが、当年度未処理欠損金が同額の1億582万7,053円となります。

続きまして、5ページから6ページにかけては、平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業貸借対照表になります。

続きまして、決算附属書類でございます。7ページをお開きください。

1の概況。(1) 総括事項、業務ですが、表をごらんください。

初めに、施設入所ですが、平成30年度の年間利用者数は1万6,827人で、1日の平均利用

者数は46.1人となり、前年度比1日当たり平均7.4人の減となりました。

続いて、短期入所の年間利用者数は1,148人で、1日の平均利用者数は3.1人となります。

続いて、14ページ、キャッシュフロー計算書でございます。

キャッシュフロー計算書は、1年間の資金の流れをあらわしたもので、下から3行目になりますが、当年度赤字に伴い資金は7,184万2,846円減少して、資金期末残高は2億7,743万2,173円となりました。

続いて、15ページをお願いします。

特別養護老人ホーム事業会計収益費用明細書でございます。

まず、収益です。第1款特別養護老人ホーム事業収益は1億8,464万2,158円となります。

第1項営業収益は1億7,335万9,413円となり、内訳としまして、第1目介護報酬収益が1億4,180万7,574円、第2目介護負担金収益が3,155万1,839円となりました。

第2項営業外収益は1,128万2,745円となります。主なものとしまして、第3目長期前受金戻入944万9,730円、第4目その他営業外収益は168万2,629円となりました。

続いて、事業費用です。

第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用2億5,672万2,437円、第1目総務管理費1億6,173万1,140円。主な内訳としまして、第2節給料7,700万7,086円と、第3節手当3,071万1,157円、続いて、16ページをお願いします。第4節賞与引当金繰入額1,038万7,662円、第5節法定福利費3,742万1,492円は、職員26名分の人物費となります。第13節委託料115万7,267円は、職員健康診断等の委託料でございます。第15節使用料305万3,810円は、企業会計システム及び福祉総合情報システムのリース料等になります。

第2目施設管理費は2,233万4,022円で、主な内訳としまして、第1節備消耗品費486万7,717円は、介護材料費等でございます。第2節燃料費317万7,360円は、ボイラーの燃料費でございます。第5節委託料367万8,359円は、エレベーターの保守や電気保安業務等の委託料でございます。第6節光熱水費806万9,657円は、電気、ガス、水道の使用料でございます。

次に、第3目居宅介護事業費160万4,822円は、短期入所に関する事業費となり、臨時職員1名分の人物費となります。

第4目施設介護事業費5,351万3,731円で、主な内訳としまして、第1節報酬123万1,200円は、定期往診の3病院分の報酬となります。第2節法定福利費389万7,129円、第3節賃金2,936万2,843円は、臨時職員20名分の人物費でございます。

続いて、17ページの第8節委託料140万8,800円は、協力医3病院の定期検診及びリハビリ

訓練士に対する委託料でございます。第9節使用料164万7,703円はおむつのリース料等になります。第10節賄い材料費1,459万2,507円は、給食用賄い材料費となります。

第5目減価償却費、第1節有形固定資産減価償却費1,753万8,722円。

資産減耗費、第2項営業外費用、第3項予備費に関しましては支出がございませんでした。

次に、18ページをお開きください。

平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計資本の明細になります。

収入はありませんでした。

支出になりますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費、第1節工事請負費612万9,581円の内訳は、決算書の9ページ下段から10ページにかけて記載してございますが、（2）保存工事の概況に記載させていただいてあります。主なものは、高圧気中負荷開閉器及び高圧ケーブルの改修工事、外国人技能実習生生活居住改修工事、LED化改修工事等でございます。

第2節備品購入費627万848円につきましては、同じく9ページの（1）資産取得状況に記載させていただいてありますが、主なものとしましては、厨房のエアコン、コールホンPHシステム、こちらは俗に言うナースコールになりますが、こちらの購入等になります。

第3項第1目第1節のソフトウェア81万円は、ケア総合記録福祉システムのソフトの使用料となります。

8ページから13ページ及び19ページから21ページにつきましては、記載のとおりですので、割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、報告第11号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について報告願います。
財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、報告第11号を説明させていただきます。

141ページをお開きください。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を報告いたします。

平成30年度決算に基づく健全化……

○議長（野村賢一君） 課長、待っていて。何人か資料がわからないから。議案書。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案つづりの141ページをお願いします。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） それでは始めてください。

○財政課長（君塚恭夫君） では改めて、平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を報告いたします。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率、表内の項目の実質赤字比率は、一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた普通会計の実質収支が赤字の場合に、赤字額の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成30年度も黒字のため該当はありませんでした。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらに公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計の収支の合計から判断するもので、平成30年度の連結実質収支は黒字のために、やはり該当はありませんでした。

次に、実質公債費比率は、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成30年度決算では、前年度より0.1パーセント減少し5.2パーセントとなり、早期健全化基準を下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは地方債現在高や一部事務組合等の地方債の償還に対する将来の負担見込み額、退職手当負担見込み額などから、これらに充当可能な基金の現在高、基準財政需要額の算入見込み額などを控除した額の、標準財政規模に対する割合を示したもので、平成30年度決算では、前年度より1.5パーセント増加し21.2パーセントとなりました。増加の要因は、地方債の残高や退職手当負担見込み額など、将来負担額自体は減少していますが、負担の減少以上に基金や基準財政需要額の算入見込み額など、充当可能額が減少したためでございます。

以上、平成30年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内であることをご報告させていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、報告第12号 平成30年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資

金不足比率の報告について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 報告第12号 平成30年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告につきましてご説明いたします。

議案つづりの143ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率を報告いたします。

経営健全化に関する指標については、国の基準である20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっておりますので報告いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、報告第13号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について報告願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、報告第13号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について説明させていただきます。議案つづりの145ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による経営健全化に関する指標につきましては、マイナス168.4パーセントで、資金不足は生じておりません。国の経営健全化基準の20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲内となっております。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） それでは、議案第22号から議案第28号までの会計決算認定についての説明及び報告第11号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから報告第13号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告は終わりました。

ここで本件に対する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。

滝口代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君） ただいま議長よりご指名いただきましたので、監査報告をさせていただきます。

平成30年度大多喜町一般会計、特別会計、事業会計の決算及び基金の運用状況、また、財

政健全化及び経営健全化に係る審査につきまして、その結果についてご報告いたします。

まず、水道事業、そして特別養護老人ホーム事業会計につきましては去る7月5日に、また、一般会計、特別会計につきましては8月8日、9日に、渡邊監査委員とともに審査を実施しました。

初めに、一般会計、特別会計ですが、各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める附属書類等が関係法令に準拠して作成されているか、また、予算は地方自治法に規定する原則、すなわち公共の福祉の増進のため適正に執行されたか、そして、計数は正確であるかに主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、また、予算の執行は適法かつ適正に執行されておりました。そして、計数も正確がありました。

続きまして、基金の運用ですが、基金の総数は27基金でございます。年度末の総額は、昨年に対しましてマイナスの2億1,659万9,000円です。残高は32億1,510万6,000円となりました。このマイナス要因としましては、一般会計の財政調整基金、そして横山宮原住宅建設事業に充当しました定住化基金の減額が大きな要因でございます。

その一方で、新たに観光施設等管理基金の設置をされ、それから今後、現有施設の長寿命化及び修繕などに係る補填財源として設置されております公共施設整備基金等の各種基金を計画的に積み立てて増額されていることもあわせてご報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、皆さんのお手元にあると思いますけれども、平成30年度大多喜町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況決算状況審査意見をごらんいただきたいと思います。

続きまして、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算について申し上げます。

こちらについても、審査に付されました大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠されて作成されているか、また、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づいて計画どおりに執行されているか、そして計数は正確であるかなどに主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取し審査を行いました。

その結果でありますと、両事業会計ともに決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されておりました。また、適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づいて目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

ただし、先ほど説明がございましたけれども、特別養護老人ホーム事業会計につきまして

は、前年度に引き続きまして大きな赤字となっております。いろいろ要因はありますけれども、収入の減少とかたくさん要因があります。事業会計は大変だと思いますけれども、将来的な見通しも含めて、計画的に、少しでも赤字を減らすように、より一層のご努力をお願いします。

詳細につきましては、平成30年度大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計決算意見書をごらんください。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります大多喜町財政健全化審査及び経営健全化審査を実施しましたので、ご報告します。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、担当職員の説明を聴取しながら審査を行いましたが、その結果は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の経営健全化審査について、審査に付されました資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、これまた適正に作成されているかどうかを、担当職員の説明を聴取しながら審査を実施しました。その結果ですけれども、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載する書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

詳細につきましては、平成30年度大多喜町財政健全化及び水道事業、特別養護老人ホーム事業経営健全化審査意見についてをごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして、平成30年度大多喜町一般会計、各特別会計及び事業会計の決算、そして基金の運用状況並びに財政健全化等に係る審査意見についての報告にかえさせていただきます。

報告は以上です。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） ありがとうございました。

以上で監査報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

10日と11日は総務文教・福祉経済常任委員会の合同の委員会協議会が予定されております。
時間はいずれも午前9時から、会場はここ議場で開催します。
また、9月13日は午前10時から本会議を開きますので参考願います。
本日はこれで散会します。
お疲れさまでした。

(午後 3時48分)

第1回大多喜町議会定例会9月会議

(第 3 号)

令和元年第1回大多喜町議会定例会 9月会議会議録

令和元年9月13日(金)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野 中 真 弓 君	2番	志 関 武良夫 君
3番	渡 辺 善 男 君	4番	根 本 年 生 君
5番	吉 野 喜 一 君	6番	麻 生 剛 君
7番	渡 邁 泰 宣 君	8番	麻 生 勇 君
9番	吉 野 一 男 君	10番	末 吉 昭 男 君
11番	山 田 久 子 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	総 務 課 長	古 茶 義 明 君
企 画 課 長	米 本 和 弘 君	財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君
税務住民課長	多 賀 由 紀 夫 君	健康福祉課長	長 野 国 裕 君
建 設 課 長	吉 野 正 展 君	産 業 振 興 課 長	西 川 栄 一 君
環 境 水 道 課 長	和 泉 陽 一 君	特別養護老人 介 す い ム 所 長	秋 山 賢 次 君
会 計 室 長	吉 野 敏 洋 君	教 育 課 長	小 高 一 哉 君
生涯学習課長	宮 原 幸 男 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	麻 生 克 美	書 記	市 原 和 男
書 記	山 川 貴 子		

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第22号 平成30年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第23号 平成30年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第24号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第25号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第26号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第27号 平成30年度大多喜町水道事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第28号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 8 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 追加日程第 1 議案第29号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第 2 議案第30号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

台風15号で大変な被害をこうむった町民の皆様には、本当に心から議会としてお見舞い申し上げたいと思います。

また、傍聴者の皆様、きょうは大変ありがとうございます。きょうの議会内容は、平成30年度の予算のお金をきちんと使ったかどうか、議会としての質疑がございます。それがメニューでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それこそこの災害で、職員の皆様はそれこそ日夜奮闘して頑張っております。職員の顔を見ましたら、議員の皆様も一声ご苦労さまと声かけをやってくれれば、ありがたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の議事は、既に配付の議事日程（第3号）により、平成30年度大多喜町一般会計のほか、特別会計4会計及び2事業会計の決算に関する質疑、討論及び採決を行います。

また、既に委員会協議会を開催しておりますので、質疑に際しては重複する部分はご遠慮いただき、議事進行にご協力くださるようお願いいたします。

なお、滝口代表監査委員につきまして所用のため欠席をする旨の通告がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告がございます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 議会定例会9月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会9月会議の最終日でございますが、議長さんを初め議員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、本定例会初日以降の行事でございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承いただきたいと思います。

さて、このたびの台風15号の影響により、いまだに停電をしている地域もあり、日常生活に支障を来している町民の方々が多くおり、一刻も早く復旧をするよう関係機関に依頼をしているところであります。また、被害情報につきましては、随時報告をされておりますので、今後、災害復旧に要する経費について提案をさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

本日の定例会9月会議最終日の会議事件は、平成30年度の一般会計のほか4つの特別会計、並びに2つの事業会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議では提案説明をさせていただき、常任委員会協議会において詳細な説明をさせていただいたところですが、いずれの会計においても経常的な経費が増加する中で創意工夫に努め、事業を推進してまいりました。この結果、健全な財政運営に配慮しつつ、一定の成果を上げることができたものと考えております。

よろしくご審議いただき、ご承認くださるようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告がありますが、9月3日以降の議会関係の主な事項は、お配りした議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

また、本日、職員の研修の一環として、係長以上の職員等が傍聴していますので、ご承知願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第22号から日程第7、議案第28号までの平成30年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算については、既に一括議題として提案説明が終わっております。

9月4日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

次に、質疑要領ですが、一般会計においては、歳入は全般にわたり、また歳出は款ごとに行いますので、ご協力をお願いします。また、質疑の際は、決算書記載のページを必ずお示

しいいただくとともに、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようお願ひいたします。

なお、質疑に当たりましては、決算書で質疑されますよう、また、質疑は1項目について3回までとしますので、よろしくお願ひします。

日程第1、議案第22号 平成30年度大多喜町一般会計歳入歳出認定についての質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとしてください。

それでは、歳出について、款1議会費、款2総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 59ページの男女共同参画推進事業5万6,200円。この件について、男女参画事業というのは大変重要な事業で、国のほうも大いに推進しているところだと思います。今年度5万6,200円ということで、個人的には随分、大事な事業なのに少額だなという思いはありますけれども、平成30年度どのような事業を行って、成果はどのような形だったんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまの根本議員の質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

男女共同参画事業ですが、昨年度は6月30日に、パパと一緒にお菓子の家づくりということで、父親の家事・育児参画のきっかけをつくるイベントとしまして、お菓子の家づくりというイベントを行っております。

参加者につきましては、親子、お父さんと子供さん16組32名が参加しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

十分成果は上がったものだと認識していますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 参加の方は非常に喜ばれておりまして、またお父さんと、そういうイベントに参加できる機会ですので、非常に喜んでお帰りになったと私は感じてお

ります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 71ページの公共交通政策事業について質問します。

これは、品川行きの高速バス事業ですけれども、総費用が5,655万8,770円かかっておりま
す。平成30年度で3年目の決算報告になりますが、1年目、2年目、3年目を合わせると1
億7,681万円の支出になっています。

これ、4年前に始めたときには1億5,000万円以上は使いませんということで基金化して、
そこからお金を出していくということでした。そのとき——そのときだけではなく、関連で
町長は一般質問のときも、費用は青天井じゃありません、それから5年間はやらせてください
いとおっしゃいました。一般質問で私は、長く続く見通しがつかないんだったら、5年待た
なくとも早目に切り上げるべきではないか、損失を抑えるべきではないか等、意見を申し上
げましたけれども、町長とはやらせていただくということだったと思います。

3年目で、既に1億7,000万円、2,000万円も超えています。あと1年半分の支払いが残っ
ておりますので、2億円は軽く超えるであろうと思われます。この多額の赤字事業に対して
今後どうするのか、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 赤字に対して、企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に、企画課のほうからお答えをさせていただきた
いと思います。

ただいまの野中議員からのこれまでの3年間の1億7,000幾らというようなお話をございま
した。実際のところ、この高速バスの充当財源といたしましては、高速バスの運行基金、そ
れからふるさと基金のほうから充当させて、これまで運行を続けておるところでございます。

今後の運行ということでございますけれども、当初計画から今年度を目標に運行するとい
うような形で進めてまいりましたので、今後につきましても、これまでの高速バスの利用状
況等を鑑みまして、これから時期に向けまして協議を進めていきたいというふうに考えて
おります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 運行に向けてどこと協議をするのかということと、私たち一般市民は、
東京行きがあるのだから、東京行きのバス会社ときちんと協議をしてもらって、住民にとつ

てお金がかかるなくて使い勝手のよい運行を目指して、品川バスはとりあえず町としてはやらないということを明言していただいた上で、最良の方法を追求していくということを約束していただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、議会でもいろいろご説明をしてまいりましたけれども、先ほど1億5,000万円のふるさと納税の基金でスタートしております。

それで、今年度はやはり過疎債、これを活用させていただいておりまして、総額では先ほどのお話の中であるかと思いますが、過疎債は7割、国から最終的にはもらえるお金でございます。そういうことで、そういう過疎債も含めて、いろいろな国の事業を活用しながらやはり続けてまいりたいと思います。

そして、今年度、31年度につきましては、特別交付税を国の方で認めてもらいましたので、特別交付税になりますと、赤字の8割は国が見てくれるということで、そういったことで町の負担を軽減しながら続けてまいりたいと思います。

特に、高齢化社会の中で免許返納を含めまして、公共交通というのは非常に重要な役の中に入っています。ですから、公共交通の中でなかなか今、高速バスも確かに赤字ですけれども、全交通が全て赤字なんです。ただ、やはり唯一今ふえてきているのは、この高速バスなんですね。それぐらい交通については全て減少しております、乗車率。

ですから、そういう中で、毎月毎月ふえ続けているのはこの高速バスでございますので、やはり国の政策をいただきながら、しっかりと進めてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 高齢化社会を迎えて、免許返納が問題になっている。高速バスに限つて言えば、高齢者で東京まで車で行ってきた、往復しているという話はほとんど伺いません。ただ、自分の生活の範囲の中で、買い物とかお医者さんとか、あるいは友達とのおしゃべり会とか、そういうことで足が不便だという話は聞きますけれども、そういう形で公共交通という命名によるすりかえはやめていただきたいと思います。

それから、特別交付税で対処してもらう。過疎債で対処したから、町の負担は少ないとおっしゃいますが、我々の税金から出ているということでは、国税でやってもらっても、地方税でやってもらっても同じなんです。その辺の考えはどう思われるか、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまご質問の内容的には、免許返納の方が利用されないん

じゃないかという、そのところですか。それとも、住民の税金を……

(「 」の声あり)

○企画課長（米本和弘君） それでは、要するに国税も一町民も納めている。そういう税金を使うことに対して、それが問題だと、そういうことでよろしいでしょうか。

○1番（野中眞弓君） 国税だから、町の一般財源から出でていないから構わないというかね、そんなに被害は与えていないからという考えってどうなんでしょうかと。

私たち、ほかの事業をお願いするときにお金がないとか、そういうふうによく言われます。それから、国からも減らされたり、あるいはペナルティーを科せられて削られたり、国が地方に出すお金を削るという中で、もう明らかに代替があるのに、赤字補填のために国から出るからいいじゃないかという考え方について、どう思うんですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問でございますけれども、特別交付税で措置されるわけなんですけれども、これはいろいろな補助金もありますけれども、特別交付税につきましては、これは定められたルールの中で、こういった特別交付税というような形で出していただいております。

高速バスに限らず、路線バスの運行事業に対しても、特別交付税というのは補填されておるので、高速バスについても学生さんの利用とか、一般の住民の利用もございます。そういった面で公共交通としての大事な部分でございますので、そういうものにルールの中で特別交付税を充てるということに対しては、特に問題はないんではないかというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

以上で歳入及び歳出のうち款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） それでは、以上で款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番 麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番 麻生剛です。

ページ数が129ページから131ページにかけまして、観光まちづくり推進事業、この問題に関しましては全員協議会、そして委員会協議、さまざまことでご質問しております。しかしながら、まだまだ疑問が解消されない。そして決算の数字に隠された真相についてまだまだ晴れない、そういう状況ですので、この辺に関しましては、町長を初めとした執行部各位の皆さん、担当問題にかかわらず、いろいろな問題がこれはかかわってきますので、ひとつ考えていただいて、積極的なご答弁をお願いしたいと思います。

まず、町が出資しているということは、町が当然町民のためにやると。そして町民のためにやらなかつたら、町は責めを負わなくてはいけない、これが原則であります。そして、それに出資している会社、株式会社がほとんどでしょう。これは株主のためにやる、株主の利益のためにやる、これも当然です。しかし、もし株主の利益に反する行為をした場合は背任行為に当たります。私は、これは再三再四言っております。

今回のこの出資者である代表取締役、当然、特別背任罪を適用し、解任するのが筋ではないかと私は思います。これをうやむやにして次に進むことはできない。たとえどのような立派な説明があり、立派な理由を言おうとも、それは許されません。ましてや、日本を代表する大手就職情報サイトであります。企業倫理やモラルハザードの問題、これが問われる問題です。

今回のこの計画自身が、会社の一部の大手情報就職サイトの、その会社の都合により、株主の皆さんもそうかもしれない。しかし、町民の皆さんにこれだけ多大な迷惑をかけた。こんな一企業のご都合主義が許されていいのか。そして、私はこれは町執行部の職員も、あるいは議員も、一部の議員を除いては彼らに一杯食わされたと思っていますよ。非常に甘い話をやってきた。しかし、だからこれからが決算の大切さなんです。決算というのは、行政執行権に対する監視の目ですから、議会議員としては、これはやらなくてはいけない。

まず、町民に対しての背任行為、そして特別背任罪の適用、そして企業倫理の確立、モラルハザードの問題。そして、それから先に当然私どもが得るであろう町民各位の利益に対する損害賠償請求の問題、これらについて法的手段を含めた問題についてのご見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 麻生議員に申し上げます。

個人的意見で決算の質疑は、後で討論でやっていただければありがたいと思います。背任容疑とか、そういうことはやっぱりこの決算に向かないと思います。よろしいですか。

6番 麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 執行部の皆さんのご答弁がなかった。そして議長の仲裁があったということで、私もこの件についてのこれ以上の追及はいたしませんけれども、きょうはお忙しい中、台風の中でいろいろな被害が続出している中来ていただいた町民に対して、私はこの決算の数字の裏に隠された真相について申し上げた次第ですので。本来でしたら、これは突っ込んだ答弁あるいは質疑があってしかるべきですけれども、時間の関係もあるんでしょう。じゃ、次の質疑に行きましょう。

まず、一番大切なことは、これまたもしお答えになれないようでしたら、お答えにならなくて結構です。

○議長（野村賢一君） 質問内容は、さっきのページ数と同じですか。

○6番（麻生 剛君） いや、この数字に対して、その裏に隠されている問題について言っているわけで、そのことについて皆さんが知りたいんですよ。つまり善良なる町民の皆さん、そして善良なる町長や執行部の諸君が騙されたしまったこの問題について、細かく数字的に知りたいわけですよ。それについて執行部が答えられないのであれば、これはおかしいんじゃないかなと私思います。

今回は、例えば出資者がいるわけですよ、町内の優良企業も。この方々も、これは被害者だと思う。そういう問題に対して、町としても責任はないのか。町内優良企業だから、その程度ははした金だからいいのだと言っていいのかどうか。そういうことを一旦清算しなくては、前に進めないんじゃないかな。決算というものはそういうものじゃないでしょうか。この問題に対して、お答えを再度お願いしたいと思います。内容的には発展した問題だと思いますので、具体的な。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、麻生議員のお話のありました、会社としては、皆さんもご承知の大手の会社でございます。

ただ、その背任という言葉は当てはまらないと思います。そういう行為をしたということではございませんので、背任は当てはまらないと、そのように思います。恐らく株式の、投資した株のほうを引き上げることについては、これは普通の企業であれば、別に何か大きな問題であるということではないわけですね。ですから、事業としてはきちんと進めてきてお

ります。

ですから、今お話のあったようなことではありませんが、ただ間違いなく、今の段階で株をいわゆる減資をするということでございますので、それはしっかりと受け入れながら、再構築に向けて、今そういったことをしっかりと進めていかなければならないと思っています。

○議長（野村賢一君） 議員の皆さんに申し上げます。

会議規則によって、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできないとされています。ここら辺を踏まえて質疑していただきたいと思います。

6番 麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 再三再四、この問題に対して執行部側、これはそういう答弁にならざるかもしれない。しかしながら、よく考えていただきたい。この4企業も含めて、お金が当初投資した額と違った展開になっている。町も2,000万円は投資している。

しかし、当初予定した3,000万円だったものが500万円になりそうであると、これはどうでしょうか。大手金融機関であるところが青写真を描き、そして大手就職情報サイトがそれを実行し、町が飛びついで、そして町民が利益を得る構図が壊れた。この問題に対して、この数字自身に対して、同じように前提が崩れているのに、これを承認しようというわけにはいかんと思います。

今後のことについては、今、議長からご指導がありましたので、討論にてやらせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番 野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私も同じ事業について質問したいと思います。

この事業については、出資金を除いて2,397万3,000円のお金が既に支払われております。話は飛びますが、これが最近、事業のかなりの縮小をするということがわかったわけです。だったら、この2,300万円って一体どんなふうに使われたの、ちゃんと仕事をしてくれたの。計画ができて戦略策定とか、基本計画とか、計画はもうできているというのですが、私たちはその計画を知らされておりませんし、負担金及び補助金でそのプロフェッショナル人材招聘業務、半年の給料が800万円ってすごいお金だと思うんですね。どんな仕事をどんなふうにしたのか、特にこここのところを伺いたいと思うのですが。

先ほど麻生さんが、裏切りじゃなくて背任だというふうにおっしゃいましたけれども、や

っぱりクエスチョンマークの気持ちが……

○議長（野村賢一君） もう少し大きな声でやってください。聞こえない。

○1番（野中眞弓君） はい、すみません。

プロフェッショナル人材招聘については、どんな働きぶりをしたのか、特に疑問に思っております。その辺を中心に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） まずは、プロフェッショナル人材の招聘事業ということでございますけれども、これにつきましては、昨年会社ができてから、プロフェッショナル人材ということで人材を招聘いたしまして、会社の設立から運営に係るいろいろな手続、取締役会ですとか、あと駐車場の関係の準備、そういうものについて諸般の会社の業務について活動をしていただいております。

それから、まちづくり会社出資金等につきましては、今ご説明しましたプロフェッショナル人材業務、それから観光収入エリア形成促進周囲アクセス改善事業、これについては、町内における鉄道や高速・路線バスの現状の分析、それからシェアサイクル等の調査及び大多喜城下における二次交通の企画作成等に関する経費ということで、補助金を出しております。

また、町のＩＣＴを活用した情報発信の仕組み構築業務ということで、やはり補助金のほうを出してございますが、これは町の観光コンテンツをまとめて周知するためのウェブプロモーションと、プラットホームとなる大多喜ＤＭＣのホームページのほうの作成に対する経費ということで補助をさせていただいております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） このプロフェッショナルさんはどういう勤務、具体的に。あるいは我々田舎に住んでいる素人の田舎っ子は、半年で800万円ももらうんだから、すごく一生懸命に仕事をしてくれるんだろう。常駐して、それこそ町の中を回っていろいろやってくれるんだろうって期待しているんですけども、なんか役場に来るたびに、あそこは余り人のいる気配もないようだし、宿泊して頑張っている気配も余り感じないようなんですね。

下の観光エリア形成促進、ホームページ作成とか、このプロフェッショナルさんがやってくれたんじやないか。そうしたら、会社の普通の業務の範囲だろうから、このお金どこかへ行っちゃったのとか、私の考えていることなんですか？ そういう疑問があるんです。

その辺を明確にしていただけたらと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） プロフェッショナル人材業務のほうの業務内容をもう少し明確にということでございますが、確かに議員さんがおっしゃるとおり、わくわくの会社のほうにはふだんいることがなく、ほとんど外に出歩いて、わくわくの会社の業務ということで出歩いていることがほとんどでございます。それで、関係機関、業者さん等と打ち合わせですとか、そういうものに時間を費やしているということがございます。

それから、ＩＣＴを活用した情報発信の仕組み、これは会社のほうで業務委託ということで、ホームページを作成する業務のほうを業務委託で出して作成していただいておりますので、そのプロフェッショナル人材が直接これをやっているというようなことではございません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 款商工費の125ページ、観光費の中の125ページの下段、委託料、清掃管理業務委託料の件について質問させていただきます。

これは、大多喜町の町営のトイレの清掃、特に観光客がよく使うであろうトイレの清掃管理業務だと思います。これは、大多喜町の何カ所でどこにあるのかということと、その掃除の回数ですね、週何日やるのか。これ多分、場所場所によって回数は違ってくると思います。

それと、これ清掃管理ということなので、当然これはトイレだけであって、周辺といふですか、少し掃除してみたりとか、そういったお金は入っていないということでおろしいですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 清掃管理業務委託料の内容ということでございますけれども、まずこの内訳は、公衆トイレの清掃委託ということで、町内7カ所の公衆トイレの清掃委託分。この町内7カ所が、栗又の駐車場、それから大田代にある公衆トイレ、それから葛藤の公衆トイレ、それから中野駅の公衆トイレ、それから西畠駅前にある公衆トイレ、それから城下駐車場にある公衆トイレ、それから忠勝公園にある公衆トイレの分についての委託料が84万4,516円となっております。

それから、大多喜駅前の公衆トイレがまた別にありまして、これが18万6,000円。それから秋の紅葉シーズンに設置する仮設トイレの清掃委託ということで、82万6,200円というよ

うな内訳になっております。

掃除の回数なんですけれども、ちょっとはつきり私も記憶はあれなんですけれども、たしか週2回、休日の前と休日終わった後にするような形でお願いしていたと思います。トイレの周りの清掃については含まれておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、週2回ということでありました。これは観光客のシーズンというのは、やっぱり1年通してはかなり差があるんじゃなかろうかと思うんですよ。当然忙しい、お客様がたくさん来る時期は週2回だとどうなのかなって。たまたま前日、掃除している人がいまして、いろいろ詳しい話を聞かせていただいて、きょう質問しているんですけれども。やはりその方も、時期によってはかなり汚れというんですか、頻度が違うんだよということを言っていました。

ですから、これはやっぱりシーズンに合わせてある程度回数を見直すということも必要ではないかということと、あと、観光客の目的というと、18ページの入湯税の関係があると思うんですけども、これも養老渓谷の観光客の方が泊まったときに税金を払っているということだと思います。

それと、議会の中の答弁の中でも、入湯税は目的税としては規定していないけれども、目的税に非常に近いので、観光客の方々については、このお金を還元するようなお話もあったように聞いています。

それとあともう一つ、掃除している方が言ったんだけれども、仮設トイレはなかなか最近使う人がほとんどいないそうです、その方に言わせると。便器が小さくて、それでやっぱり年寄りとかになると座ったりなんかすることもできないんですね。やはり今後、この清掃管理業務委託料をもうちょっと、トイレを新しくするとか、特に老川の人たち、トイレで非常に困っているということはよく聞きますので、そういうところに充当することも必要ではないかと思いますけれども。

だから、もっと有効的に、時期に合わせて掃除の回数をふやすとか、トイレの新設じゃないけれども、入湯税を使ってとかということをしたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　紅葉シーズンとか、そういう忙しいシーズンには回数を見直したほうがいいんではないかということでございます。

確かに、紅葉シーズンとかになりますとお客様もかなり見えます。仮設トイレもその時期つけまして、ふだんの公衆トイレで対応できない部分について、その仮設トイレで対応するようにはやっているところでございますが、実際、お客様が使う回数が多くなりますので、清掃のほうも大変ではないかなというふうに思います。

そこで、回数というところでございますが、今、現時点では2回ということでやっております。何かあれば、職員のほうもその都度行くようなこともやっておりますので、今後、その事務を進める中でそういうのが必要であれば、そういうことも考えていきたいなということであります。

また、粟又の駐車場の公衆トイレについては、ボランティアさんが週1回、たしか入っていただいて非常に助かっておりますし、ほかのトイレよりも回数が多く入っておりますので、ほかのトイレよりはちょっときれいに使っているのではないかというふうに考えております。

それから、入湯税を使ってということありますが、入湯税のほうは、観光施設管理事業のほうにも充当されておりますので、そのようなことをご承知いただければと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

4番根本年生君。

根本年生君に申し上げます。結構、要望事項が入っちゃっているみたいで、質疑に徹してください。お願いします。

○4番（根本年生君）　今、18ページの入湯税、これも先ほど答弁の中で、この費用の一部として使っているような発言がありました。入湯税、このうちこの清掃業務のですね、おおよそでいいんですけれども、どの程度使われて、600万円という結構差がありますよね。残りはどういったところに、観光目的だけじゃなくて、どういったところに使っているのか、教えてください。

○議長（野村賢一君）　財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　それでは、入湯税の使用目的ということで、どのようなところに使っているのかということについて、財政課のほうからお答えさせていただきます。

まず、今の観光施設管理事業でトイレの清掃のほうということで、トイレの清掃に53万円

ほど充当されております。

残りの部分につきましては、観光振興の各種事業、例えばお城まつりであったり、養老川の漁業組合、あと町の観光協会、あと養老渓谷の観光協会などの補助金の財源として使っているというところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 5番吉野僖一です。

ページは先ほどの125ページ、トイレの清掃を会社に委託してやっておるんですけども、そのチェックは誰がしていますか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） チェックということでございますが、一応町のほうでやっていますけれども、毎回チェックということはできませんので、まだ汚れているよとかということがあれば、町のほうで行って確認している状況です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） たまたまこの前、西畠駅のところの草刈りをちょっとやって、トイレ、小便のほうを使わせてもらったんだけれども、水が出ないんですよ。というのは、やっぱり冬凍るからとめて調整しちゃってあると思うんですけども、水が流れないから、それは後で指導してください。

それと、今回の停電のあれで、断水の関係で中野駅が結構、ほかの水が出ないところの町民が結構使っていますので、回数がふえていますので、その辺のチェックをお願いしたい。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

以上で款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 以上で款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで、一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

ここで10分間休憩しましょう。

11時から会議を開きます。

（午前10時47分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

○議長（野村賢一君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番麻生剛です。

今回、議案第22号 平成30年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、非常に悩みましたけれども、私は反対の立場より討論いたします。

理由を挙げさせていただきます。

町が拠出する事業についてであります。観光まちづくり推進事業、先ほどの質疑でも十分、私なりに皆さんに質問をいたしました。しかし、なかなか回答が得られない状況ですので、ここで再度、討論という形で問います。

まず、設計図、青写真を千葉県最大の金融機関が描き、そのことに大手就職情報サイトという名高い企業が3,000万円を投資し、地元企業4社が100万円ずつ、大多喜町が2,000万円出資して行うこと。つまり、このことは今では一貫性がなくなってしまったんです。

つまり、先ほどから申しましたように、企業のモラルハザードの問題です。大手就職情報サイトが手を引く、そのことでこの計画自体が存立不可能な事態なのであります。このことを幾ら繕っても無理であります。それは、皆さん方もよくよく知っているはずであります。

まず、今言ったように、物事を構成する重大な要素、これが変わってしまった。本来目指すべき目的が大きく変わってしまった。計画の大幅縮小、これで決算を認定しろというのは、これは無理であります。誰が責任を持つのか。私の尊敬する議員の方が、私にこう言いました。私たち議員は、特に決算についてはただただ単なるめくら判をしてはいけない。町民の

皆様から預かった大切な、大切な、大切なお金だからこそ、1円たりとも無駄にすることはできない。その上で十分精査した上で執行するようにしたい。まさしくこれが議員の役割ではないかと思います。

今回のこの重大なる瑕疵が見つかったわけあります。大黒柱に傷がついていたわけですよ。家が崩壊しちゃいます。

そこで、私は皆さんに思い出していただきたい、執行部の皆さんも、議員各位の皆さんも。あのときどうだったでしょうか。あの説明に当たった企業はこう言いました。私はなかなか立派なことを言って、これは目指すべき目標としてはなかなかすばらしいと言った方です。その人はこう言いました。あの川越を超えて見せるんだと、そう言ったのを皆さんも知っているでしょう。しかし、実際ふたをあけたらどうでしょう。3,000万円の予定が徐々に徐々に減り、引き上げていく、500万円以下になるという。

最も大切なことは、地方公共団体との公の約束を一企業の一方的な理由でなし崩し的に破壊されてしまったんです。これ我々、なめられていいでしょうか。我々と大手企業は対等であります。特に私どもは、この小さな自治体かもしれないけれども、この町を愛する気持ちちは彼らの比ではないはずだ。そこで、もう一度皆さん肝に銘じていただきたい。

執行部側の答えでも、非常に執行部側は苦慮しておりました。恐らく本来は私と同じ考え方だと思う。企業が利潤追求のみを目的としながら、そしてその舌の根も乾かぬうちに条件を変えてくる。これ、私ども地方公共団体をなめているんですよ。枝葉のことならいざ知らず、根本の土台がなくなってしまったんです。これはよく皆さん考えてください。これこそ、今一番日本で大切な企業の倫理観が欠けているじゃないですか。私は何度も言いました。渋沢栄一先生の論語と算盤を皆さんにも説いたつもりです。それがなくなっているんですよ、倫理観が。

私は何度も言う。善良なる町長を初めとした執行部諸君は、私ども議員各位もそうです。一杯食わされたんですよ。このような大手就職情報サイトの詐害行為、いや詐欺行為と言いましょう。これ以上手をかすことは、私ども議員としてはできません。

今、議会として私が皆さんに申し上げることは、町民の皆さんに言えることはこういうことです。オレオレ詐欺ということがあります。自分はひつかからないよ。そうですよ、しっかりしているから自分はひつかからない。私どももそう思いました。しかし、あれは年寄りがひつかかるんです。あの経験豊富な方々がどうしてか。見た目の大手企業、地方銀行もいる。それの見た目に我々はだまされてしまったんです。本当はいけませんな。

まず、企業を選ぶ場合、相手先を選ぶ場合、地方公共団体のパートナーとして選ぶ場合は、そういうことではいけません。私は今回、目が覚めました。今、このオレオレ詐欺と同じような手口にこれ以上ひっかかるわけにはいかん。

契約というのは、もう皆さん方も当然ご存じだと思います。信頼関係ですよ。信頼関係がなくなれば、契約はできません。これは、法律では信義則の原則にのっとります。善良なる私ども大多喜町をだました、この行為は決して見過ごすわけにはいかない。そして、大多喜町民を私どもは守らなくてはいけない。

今後は、先ほど本当に町長は、この企業のこともおもんぱかったんでしょう。背任行為に当たらないと申しました。しかし、よく考えてください。株主が決議すれば、背任決議できるんですよ。今、株主の皆さん、大多喜町は2,000万円を出資している株主じゃないですか。こういう悪徳企業に対して、我々で鉄槌を下さなくて誰がやるんですか。我々はこのままだまされていっていいのでしょうか。

昔、皆さんもよくご存じだ、私も還暦を超えた。赤信号みんなで渡れば怖くない、こういうことがありました。あのバブルのときはどうでしょうか。何もかも浮かれ、人・物・金を突っ込んでいった行為。その後に残された結末はどうでしょう。日本中が、大型開発が頓挫し、このデフレ不況に陥りました。失われた20年あります。これを繰り返さないためにも、大多喜町は今、私はある面で飯島町政、そして田嶋町政、その前の宍倉町政は非常に堅実で、そして非常に筋肉体質のいい予算、いい決算でやってきたと思います。

今回は町民に対して、私たちは責任の一端があります。もはや我々は知らなかつた、善意無過失だとは主張できません。議会として今その正常なる機能が働くならば、今回の一連の不祥事は、しっかりと我々で鉄槌を下そうじやありませんか。そして、きょうは議員12人のしっかりととした目、24の瞳で、数字の裏に隠された真相をしっかりと暴き、実態にメスを入れようじやありませんか。それこそが、私たちが町民に託された権利であります。

議員各位の皆さん、私も反省いたします。反省すべき点は反省し、執行部の皆さん、反省すべき点は反省し、これから的新しいまちづくりについて一緒に結束して、一旦白紙還元も含めて考えていこうじやありませんか。なぜならば、一特定企業のみではなく、町内の多数の一般町民にも出資を仰ぎ、本来の意味でのまちづくり推進事業にしようではありませんか。まだまだ発行株式は、手勘定はできるはずであります。

私どもの使命は、住民の生活が第一、住民の幸福追求が第一、住民の満足度が第一。決して、どうでしょうか。見せかけの、ただ単なる大手のそういうものではなく、本来の中身の

質が問われる地方自治体にすべきであります。眞の住民自治の確立、住民自治・地方自治は民主主義の学校であります。その民主主義の学校で、もし社会正義が通らなかつたら、我々は渋沢栄一先生が論語と算盤の中で言つてゐたことを、どう具現化・体現化するんですか。今こそ議員諸君、そして執行部の皆さん、ともにこの町の町民のために、我々はともに同じ道を歩もうではありませんか。

6番 麻生剛の反対討論とさせていただきます。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 大変ご苦労さまでした。

次に、賛成討論を許します。

2番 志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今、麻生議員のほうから非常に厳しい発言がありましたけれども、執行部の皆さんにも、計画当初の予算についてはもう少し慎重な予算計上をしなくちゃならなかつたのかなというようなことも思われます。

しかし、これは今、期間が浅いですけれども、運行されている中で国との信頼、そういうしたものもある、周りの人たちの見る目もある。そういう中で、ただ単にそれを今ここでやめるとか、そういうことで処理できる問題じゃないというふうに私は考えます。その不備な点があったことについては十分反省する、そういうこともしながら、町の発展に尽くしていくかなければならないというふうに考えております。

また、このカンパニーの会社ですけれども、この会社自体がどういう会社か、私はよく内容的なものは、会社の中のこととはよくわかりませんけれども、大手であることは間違いないというような認識であります。

そういう中で、やはり我々はこういう事業を、町は共同して進めることによって町をよくしようという、そういう思いの中で始めたんだと私は認識しております。そういう中で、やはりやる中でのこれから事業に対しても、反省するところは反省して、これから始めた以上は成功させるように、皆さんで力を合わせてやっていくと、そういうことを努力することによって町がよくなっていくというふうに私は考えております。

我々もそうですけれども、きょう傍聴に来られておる方々もいらっしゃいますけれども、そういうものを信頼、先ほども麻生議員のほうから信頼関係というものは言われましたけれども、そのとおりだと思います。信頼関係を今つくり上げてきている中で国からの補助、そういういたものも大多喜町にも来ております。

そういう中で、このことでその国との信頼関係がまではなくなるということになれば、これは今ここでこの問題だけを取り上げてどうこうするということによって、町にマイナスになる点が大きいというふうに私は解釈します。そういう点からしても、やはり皆さんがあつて団結して事業を成功させるように努力していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

30年度の歳入決算においても54億3,445万9,000円、歳出決算額は51億4,578万6,000円という、実質収支額が2億6,784万7,000円、不用額1億3,850万円という決算となっております。そういう理由については厳しい中で、実質収支に関しては2億6,784万7,000円の黒字となっています。事業実施に当たりましても効率よく精査し、慎重に実施した結果であろうと思われます。全体としては、それぞれ担当されている所管の事業は適正に予算執行されたものと思っております。だからこそ黒字の結果が生まれてきているんじゃないかなとは思われます。

また、人口減少のために、財政運営の部分については慎重にやらなければならぬ中で、地方公共団体への財政の健全化に関する法律で示される実質公債費比率、将来負担比率につきましても適正な比率の維持を続け、地方債現在高も確実に減少し、健全財政を維持していくことは、執行部の皆さんのご努力によるものと敬意をあらわすところであります。がしかし、先ほども申しましたように、もう少し慎重さを持って対応していく必要があったのではないかなと思われます。

それと、渓谷の町大多喜町というキャッチフレーズの中で、観光によって人口を増加し、地域の活性化・定住化に少しでもつなげられる必要があるというふうに思われます。

今後の事業執行を十分精査し、持続可能な、本町にとっても、町民にとっても有意義な会社になることを期待いたすところでございます。

また、宮原住宅の建設についても、公住宅法に基づく住宅ではなく、町内企業に勤務する町外のアパートに居住している方や、新たに町内に起業する関係者などを対象にしたもので、ようやく30年度の整備が完了しました。これも町の発展を願って行った事業の一つであります。当初の目的に沿って、今後の運用を適切に実施されることを望みたいと思います。

高速バスなどについても、東京圏、それから地方の方々、そういった人たちにも多くの人に利用していただき、その事業が大成するよう執行部の方々も一生懸命に努力しております。我々議員も、高速バスを東京に行くときには利用してくださいよと、便利もいいからやってくださいよということでお願いして、その一つの事業が大成するように我々も今努力してい

るところです。その結果が上昇気流に今乗ってきている。乗車人口がどんどんふえている、そういう状況が生まれてきているわけですから、それは決して見逃してはならないというふうに思います。

また、大多喜町もその人たちと執行部、役場の職員、我々議員、これが一体となって、一つの事業に向かって大成するようにしていく必要がある。一つの事業が、それがつまずく場合もあると思います。そのつまずいたものを一つの反省の資料として、材料として大きく前進させることを考えていくように、そういうふうに努力していく必要があるんじゃないかな。それを私は大きく望んで、私は賛成の立場といたします。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ほかに討論はございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 声が余り出なくて申しわけありません。

私は、平成30年度大多喜町決算書に反対の立場で討論させていただきます。

この夏の終わりに、国連の専門機関であるILO、国際労働機構が出したグラフを見る機会がありました。先進国の労働者の賃金の推移をあらわしたものです。アメリカ・イギリス・フランス・ドイツなどの中に韓国も入っておりまして、皆きれいな右上がりになっておりました。韓国にあっては物すごい急上昇で右上がりでした。

そういう中でただ1国、日本だけが基準がいつだったかわからない、20年間の推移だったか、10年間の推移だったか、ちょっと覚えていないんですけども、その基準線の下を日本だけが右下がりでのたうち回っているというグラフでした。

最近発表された大企業集団の内部留保が、また史上最高額を示しております。大企業は大儲けをしていますが、そして内部留保を積み上げ続けているのに、労働者の賃金は抑えられ続けて、下がり続けています。地方の労働者の賃金は、平均より一步伸び悩んでいるのではないかと思われます。そういう大多喜町で働いていらっしゃる方々も同じような状況だと思います。そこを支えていくのが、今、地方行政に求められていることではないでしょうか。

少子高齢化の進行で、当町の人口も9,000人近くに減っています。その中で納税申告者は約8,000人だそうです。そのうちの約45%の方が、税金を納めなくてもいい非課税者です。税金を納めるに及ばないという低所得では、本当に心細いことだろうと案じられます。納税者に低所得の方が多いことを考えたとき、今、町当局がしなきやいけないことは、自治法の精神に基づき、住民の福祉を増進させること。わかりやすく言えば、住民一人一人の命と暮

らしを守ること。町民の一人一人が大切にされているなという実感の持てる町政にすることだと私は思います。

そういう観点でどうだったかというと、私に思い当たることは、全県に先駆けて、全児童生徒の学校給食費を無料にしたことが、30年度の最大の施策だと思います。長期化する不況の中で、子供のいる全ての家庭に貢献すると同時に、憲法26条、義務教育の無償という条項の実現に近づいていくものです。大きく評価したいと思います。

あと、責めるほどではありませんけれども、未来を担う子供たちの施策として、競争ができなくなるということで、西中を廃校にし、大多喜中学校と合併したことは、私は私個人としては大きな疑問であります。今、子供たちは競争、競争と追いやられ、考えられない行動、そしていじめにかかる、命を大切にできない風潮を生み出しているのではないかと思います。

住民を幸せにする、豊かにする、安心に暮らせるようにするために、私たち議員は行政の無駄をチェックすることが任務です。私は3点にわたり、30年度会計に問題があると思います。

1点目は、先ほど麻生議員が力説なさいました品川行きの高速バスの運行です。

5年間で1億5,000万円の計画で、1億5,000万円以上は使わない。とりあえず5年間やらせてくれというお話を、私たちに突然に提示されたのが4年前でした。実質、4年ほどたつております。会計報告は今度で3回目になります。そして、経費としては3年間で1億7,681万円。そのうち回数券の収入がありますので、それを引くと1億7,179万円の経費がこの事業にかかっております。赤字補填も含めてです。毎年、この3年間、5,000万円を超える赤字が出ています。あのバスを走らせる広告費や定期代の助成とか、そういう経費も含めて1億7,000万円と。1億7,000万円も、個人が持つ交通費のほかにそれだけが行政から出ている。東京行きがどんなに高いバスなのか、考えてみただけでぞっとする話です。

この話が出たとき、バスが通じるということは、企業誘致をするのと同じ効果があると町長は力説されました。でも、全員協議会の中で明らかにされた通学定期の利用者が3名ですし、通勤定期利用者が1名です。もちろん回数券で通勤・通学に使われている方もいらっしゃるとは思いますけれども、確実に通勤・通学にというと疑問を得ざるを得ません。

もし、毎年5,000万円を住民の福祉のため、住民の一人一人が大切にされる町政のために使ったら、例えば高校生までの医療費の無料化も実現できます。子供の学校の灼熱対策も、空調設備だって普通教室だけと言わないで、体育館にだって、特別教室にだってつけること

ができます。住民が望んでいる足の確保だって、今よりずっときめ細やかにできるのではな
いでしょうか。

2つ目の問題点は、宮原住宅です。

町の仕事の一つは、住民の経済を豊かにすることだと思います。今、町内にはアパートの
経営者おります。企業が求めているのであれば、例えば町がアパートを建てるのではなくて、
民間の方に建てていただきて、町が入所者に対して補助金を出してあげるとか、そういうこ
とで業者の、それから会社の、それから若い人たちの恩恵を受けるようなやり方があるので
はないか。

ことしの4月、宮原住宅14戸のうち7戸しか確実に入っていませんでした。事前にアンケ
ートをとって、入居者数をチェックしていたというような話ですけれども、それも甘くて、
まだ全部埋まつてはいません。契約はとっているということですけれども、当初の計画どお
りではない、詰めの甘さというのがここにもあるように思います。

そして、伝え聞きですけれども、アパート経営者の中には、ことしの4月以降の空き室の
埋まりぐあいがよくないということをおっしゃっている方もいるそうです。町政が、民間の
営業を圧迫するということはあってはならない、全く町政がやるべきことと反対の仕事では
ないかと私は思います。

それと3つ目は、観光のまちづくりです。

名前を出して申しわけありません。麻生さんが裏切られた、裏切られたとおっしゃいます。
私はあなた任せで、自分たちに見抜ける力がなかった。それと、きちんと状況判断をできな
いという行政の弱み。それと補助金が出るからといって、釣り堀の魚みたいに飢えていてす
ぐに食らいつく、そういうような町の補助金行政のまずさがここにあらわれているんだと思
います。これは案外と最近ふえているのではないか。

実際、私たちに説明されているこの事業はこうだからやりたいといったメリットと、でき
てみたときの実際の現実とが乖離している、そういう事業が最近、しかもそれが額を張る事
業が目立つような気がします。私が職員及びトップの見識から来る問題だと思いますが、私
たち町民としては本当に着実に、最終的には住民を潤すような事業を、目前の補助金に惑わ
されないような事業の展開をしてほしいというのが、30年度の決算書を見ての私の考えです。

そういう点を来年度以降、ことしはまだ半分しかたっていませんけれども、今後の予算執
行、施策執行に役立てていただきたいと思い、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私は、賛成の立場から発言させていただきます。

9月4日の提案説明、2日間にわたる常任委員会の質疑の中でご丁寧な説明をいただき、私の疑問も多いにとれたことでございます。大変厳しい予算の中で、職員一同、町長を初めの指導のもと、予算を執行することについては大いに納得しています。

しかしながら、若者の定住化の問題については大変厳しい状況にありますので、平成30年度に執行した事業が十分發揮されまして、今後に生かせられるようお願いいたします。

続きまして、観光まちづくり推進事業の件でございます。これは確かにいろいろな問題があったなど私は感じております。

しかしながら、平成30年度に執行されました4,300万円の費用が、今大切なのは、これが1円の無駄もなく、今後、行政と議会と町民が努力して、これが無駄にならないように今後に向けてやっていくということが非常に大切なことではないかと思っております。観光バス推進事業だけではありません。平成30年度に執行された事業の予算が、今後皆さんの努力によって1円の無駄もなく、今後に生かされることを強く望みまして、私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） 私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本町の財政は、少子高齢化が非常に加速しておりますが、毎年、人口の減少等する中で、その限られた財源を無駄なく、最大の効果をあげられるよう、住民生活の向上、幸福を追求し、総合計画に基づき事業を実施している努力は、さまざまな事業から伺うことができます。

ただし、そのような状況ではありますが、執行部の皆さんには現在の状況を開拓するよう、今まで以上に無駄を省き、町民の税金を有効に使わせていただくという努力を日々考えていただきたいと思います。そして、これからも町民のために、よりよいまちづくりに全力を注いでもらいたいと思います。

このようなことを要望しますが、平成30年度の限られた財源をバランスよく、各施策に基づき事業展開した執行部の努力を評価することとし、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 平成30年度の大多喜町一般会計歳入歳出決算につきまして、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成30年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入歳出総額54億3,445万9,000円、歳出につきましては51億4,578万6,000円で、29年度決算に対し、歳入では約1億4,600万円の増加、また歳出については5,900万円の増加となりました。人口が減少し、財政が年々厳しくなる中、若い人の定住化、町の福祉の増進、社会保障の充実に期するため、財政の安定化を見据えながら、基金の有効活用を図ったり、国庫支出金や県支出金を最大限有効活用した事業執行など、あらゆる面においてその努力が見られます。

自主財源は44%、そして経常収支比率90%を超えており、毎年増加する多種多様な住民ニーズに対し、限られた財源を有効に活用するための町執行部の努力は随所に見られていると私は思います。

このようなことから、私は平成30年度一般会計決算については賛成いたします。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 5番吉野僖一です。

今、皆さんの賛成、反対いろいろ意見出ましたけれども、1つ確認をしておきたいんです。

私もまちづくり、相当な資料を見まして、ただ予算書、事業計画等は、議員でありながら、そういう資料は町からもらえない。

○議長（野村賢一君） 失礼ですけれども、どっちの討論をしていただくんでしょうか。今、賛成、反対の討論をやっています。

○5番（吉野僖一君） 確認でちょっと。

○議長（野村賢一君） 確認は今やっていません。討論をやってください。

○5番（吉野僖一君） 総事業費2億4,949万円とありますけれども、この出資、国の予算とか、ふるさと創生とか、交付金とかいろいろあるみたいですけれども、その資料を議員にいただきたい。

それと事業計画、去年の8月からもう1年たっているのに、全然その報告がないというの

がね。

（「要望にかかわる内容だと思う」の声あり）

○議長（野村賢一君） これで討論はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） 吉野君の最後の質問に関しては、執行部といろいろ話してみてください。今、討論をやっていますのでね、先ほどから。30年度の決算に関する討論でございます。それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成30年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号 平成30年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第23号 平成30年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成30年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第23号 平成30年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第24号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私は、平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計に反対の立場から討論させていただきます。

国民健康保険加入者は、本町において世帯数の42パーセント、160世帯の方が、人数にしますと2,858人、28パーセントの方が加入しています。今、加入していらっしゃる方はそういう数ですけれども、一人の人の人生として、ほとんどの方が一度は入る健康保険制度です。

この国民健康保険は、発足当時は商業とか漁業・農業、稼ぎのある方たちがたくさん入っていましたけれども、今は商業・農業者たちは少なく、退職者とか失業者とかが多数を占めるようになっております。

発足当時、この制度の財政的な負担ですけれども、国が45パーセントの割合を持っておりましたが、今では国が持っている負担金は24パーセントと半減しております。国民健康保険は、今、高過ぎる保険料が物すごい問題になっています。滞納者もふえています。保険証を取り上げられて、医者に病気になつてもかかれないという人が全国ではたくさん出ています。ただ、本町においては、そういうかかれなくてという方がいらっしゃらないよう、担当課は留意してやってくれていると思います。

国民健康保険の持つ構造的な問題が、今大きな行政問題になっておりますけれども、国民健康保険の高さというのは、もし自営業者が入っている協会けんぽという制度にすると、国

民健康保険が同じ条件であれば、1.7倍ほど保険料が高いと言われています。ここを切り抜けるには、やはり保険料設定をする町が国に訴えながら、応急的な措置をしていく必要があると思うのですが。

もう一つ、制度が30年度に変わりまして、県がやりくりをすることになりましたが、現実的にはやはりお金を集めたり、払ったりというのは町がやることになっておりますので、保険料設定については町が責任を持ってしています。

そうすると、結果的にどうだったかというと、30年度は前年度と同じ保険料率で行われました。高いのが問題、滞納がたくさんあるのが問題にもかかわらず、それを解決する方法は保険料を下げていくことだと思いますが、30年度は同じ保険料率でやりまして、剩余金が3年連続、もっとかもしれません。教えていただいた中では、3年連続で1億円を超えております。30年度について言うと、繰越金と基金積み立てに使ったお金の合計は1億5,000万円に上がります。この会計の中の予算の1割が残ったという、加入者の立場から見なければ大変優良な経営がなされたと言うんでしょうねけれども、これは商売ではありません。1割以上お金を残すというのは、それだけ加入者負担が大きかったという設定の間違があると思うんです。

そういう点で、私は国保会計については、料金設定、もっときちんと加入者の立場を考えて安くすべきだと思うし、繰越金だけではなくて、29年度まで行われていた町の法定外繰り入れを復活して、加入者の保険料を下げるよう努力すべきだと思います。

29年度まで、大多喜町の国民健康保険の保険料は県下で最も高いグループに入っておりました。所得はそんなに多くないのに、国民健康保険の保険料負担というのは、県下で、多分収益と所得との割合で考えると本当にトップ、ビッグ3に入るぐらいだったんじゃないかと思うんですけども。住民の幸せを追求するのが行政ですから、たくさんの方が国保は高いと思っている、その不安・不満を解消していただきたいと思います。

もう一つ、解消の問題ですけれども、均等割の件ですが、これだけお金が残っているのに、子供の均等割、子供1人生まれれば、収入がなくても何万円ふえるんでしょうか。3万円ぐらいの保険料がどの家庭にも、子供が生れた家庭は収入が多かろうと、少なかろうとそれだけ払わなきゃいけないというのが残酷な制度です。そのところも私は3月議会でやったんです。減免やってくれと言ったんですが、断られました。その結果、1億5,000万円、1割以上の剩余金が出たわけです。

そういう経営の仕方について、深く思いを寄せて改善していってほしいということを要望

して、反対討論といたします。

○議長（野村賢一君）　ただいま反対討論ございました。

賛成討論の方はいらっしゃいますか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君）　私は、賛成の立場で討論いたします。

公的医療保険である国民健康保険は、医療技術の進歩や少子高齢化、国保加入者の減少により、年々医療費に対する自己財源の確保が困難な状況になっております。

しかし、本町の国民健康保険事業についても、保険税の歳入は減少し、ますます国保財源は厳しい状況であります。

そんな中で、平成30年度の歳入については14億3,073万4,000円、支出については13億2,448万8,000円で、予算に計上された諸事業も適切に執行されており、基金への積み立ても4,500万円されています。このような中、保険税率の減や医療費の抑制を図るため、積極的に健診事業や保健事業に取り組まれています。

以上のことから、本決算については賛成するものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号　平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君）　挙手多数です。

したがって、議案第24号　平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第4、議案第25号　平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第25号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

会議の途中でございますが、ここで昼食をお願いします。

午後は1時から会議を再開します。

(午前1時5分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時0分)

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第26号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 239ページ、保険料の欄の現年介護保険料で1号保険者です。現年度の普通徴収と滞納繰越分の普通徴収の収入未済額のことについてお伺いします。

2つの項目について、それぞれの対象者の数と、その理由を教えてください。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） すみません、後ほどちょっと調べてお答えさせていただきた
いと思います。

○議長（野村賢一君） よろしいですか、今ちょっと手元に資料がないということで。

（「反対討論に 」の声あり）

○議長（野村賢一君） 会議を開いたばかりで大変恐縮でございますが、ここでしばらく着座
のまま休憩します。

（午後 1時04分）

○議長（野村賢一君） それでは会議を再開します。

（午後 1時08分）

○議長（野村賢一君） お待ちどおさまでした。準備ができたそうです。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 大変失礼いたしました。

まず、人数でございますけれども、現年分の未済人数につきましては54件です。54人とい
うか、54件、54人。

滞納繰越分につきましては、延べになりますけれども、135人です。

理由としましては、生活困窮及び制度不理解、制度に対しての不満、あと死亡等の理由と
なっております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 今、滞納の理由として生活困窮、それから制度への不理解や不満など
と出ましたけれども、生活困窮の割合というのはどのくらいありますか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） あくまでも約ということになりますけれども、七、八割と認
識しております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私は、平成30年度大多喜町介護保険特別会計に反対の立場から討論いたします。

担当は、介護保険実施について大変一生懸命にやっていると思います。私は、職員の業務執行については全く不安はありません。ただ、滞納の理由として挙げられた制度への不満、憤りの気持ちをあらわさせていただきたいと思います。

介護保険料は、制度が始まって20年になりますが、介護保険料は3年ごとに値上がりして、今では当初の2倍にもなっております。払えない人が本当にふえています。今も質問しました保険料の滞納ですけれども、30年度を見ただけで、新しく入った人も含めて現年度の普通徴収で言わせてください。介護保険料は年金天引きされる人と、それが嫌だと言って普通徴収する人というと思います。

普通徴収の方は、1,700万円の請求に対して、払えた人の分が1,500万円。払わなかった、払えなかった人がほぼ170万円。10パーセントぐらいの人が払えない、払わないでいます。また、滞納を重ねた方たちは、全体で630万円請求されている中で、払えたのが140万円。払えないまま借金が積み重なっている人が440万円も積み重なっています。本当に年を経れば経るほど滞納がふえているわけです。払えない人がふえているというのは、この決算書の歳入の欄でも明らかです。

保険料は2倍になりました。この2倍になる間に消費税は2回上がったでしょうか。5パーセントになり、8パーセントになりました。その理由は、みんな社会保障を充実させる、福祉のためだというのが大きな柱でした。

じゃ、保険料も上げたけれども、介護給付は、介護保険の内容は充実してきたかと申し上げますと、例えばこの間、要支援の1・2は介護保険の給付から外され、そして今、要介護1・2も外そうとしています。それから老人ホームなんかも入所できる範囲を大幅に減らしました。介護士の待遇も適正でなく、担い手不足を呼んでいます。利用料も、要支援・要介

護という固まりとして外すだけではなく、老人ホームに入っている人たちは、初めは全額に對して9割の給付がありました。でも、今は居住費とか食費とかは外されて、実費負担丸々取られてしまいます。

介護の社会化ということで導入された介護保険ですけれども、社会化というよりか、今どんどんそれをまた個に戻そうと、介護難民をふやそうとしています。本当に安心できる介護制度ではありません。このまま国のやり方、国の制度改悪を認めるわけにはいきません。どこでその意思をあらわすかといったら、やっぱりこういうところできちんと明らかにして、介護保険を本当の意味で社会保障として安心して年をとれる。若い人は安心して働いて、親たちを見送ることができるようにするためのチェックをすることが、私たち議員の任務だと思うんです。

そういう意味で、私は介護保険会計に反対いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番 渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私は、平成30年度大多喜町介護保険特別会計について、賛成の立場から討論させていただきます。

平成30年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに賛成ですが、第7期介護保険事業計画の最初の年である平成30年度の決算を見ますと、保険給付費、地域支援事業費ともに年々増加しておりますが、介護保険制度が導入されて以来、当初の予測を大幅に上回る高齢化の進行による社会情勢や、高齢者を取り巻く環境の変化に対応する中、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、さまざまな取り組みがなされております。

特に、ボランティアと協力し、介護予防活動を行う支え合いサービスサポーター制度、脳トレ教室などを計上することで給付費の抑制と、高齢化が住みなれた地域で最後まで自分らしい生活が送れるという生活の質の向上につながっている事業展開など、非常に評価され、予算に係る事業は適切に執行されているものと思います。

このようなことから、平成30年度の決算認定について賛成とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第27号 平成30年度大多喜町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番 麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） これは協議会のときにも申しましたけれども、お忘れなのでもう一度言います。

私は、町内業者育成の立場より、13ページ、14ページ、17ページの町外業者の名前と所在地を、今回の始まる前に文書にて提出するよう要求いたしました。しかし、これが始まる前に至ってもない。これはどういうことなのか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（野村賢一君） この前、たしか麻生君から要望があったんだよ。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 今の麻生議員のご質問にお答えしたいと思います。

私どものほうに、文書をもってこちらに回答いただきたいということで、こちらに出されたということでおろしいですか。

○議長（野村賢一君） 6番 麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 再質問ではありません。委員会の席上で、私は本会議ではやりたくないんで、文書で私にとりあえず提出してくれと。なぜなら、町内業者育成の立場で、町外の方がなっているので、その理由はいろいろあるかもしれないけれども、どの程度か知りたかったのでということでお伝えしたはずです。それは課長もあのときにはいたと思うので、おわかりだったと思うので、きょうお待ちしていたんですけども、来ていないんでね。その

ことについて後でも結構なんですよ、お忙しい中だから。

ただ、私はあの日口頭で、委員会の席上で、議員各位も執行部の皆さんもいる前でお伝えしたと思うんですけども、お忘れでござりますか。

○議長（野村賢一君） 麻生君。麻生君の気持ちはよくわかりますけども、質疑で今あれなんですけども、再度確認で要望事項ということでおろしいですね。

○6番（麻生 剛君） 質問ですよ。

○議長（野村賢一君） これはね、あなたが要望を出したでしょう、書類を出してくれと。そういうでしょう。

○6番（麻生 剛君） はい。

○議長（野村賢一君） 我々も聞いていますから。

（「うん、聞いている」の声あり）

○議長（野村賢一君） ね。それを出してくれなかつたということで、要望事項で出したわけでしょう。今、質疑をやっているんですよ。

○6番（麻生 剛君） 質疑です。

○議長（野村賢一君） 質疑じゃないよ。

環境水道課長、どうなの。

（「忘れたなら忘れたでいいんですよ、認めてくれれば」「後ほどでいいじゃないか」の声あり）

○環境水道課長（和泉陽一君） 大変申しわけありません。今現在、皆さんご存じのとおりこういう状況でございまして、担当のほうで、ちょっとそちらまで手が回らなかつたと思われますので、こちらのほうが落ちつきましたら、改めまして麻生様のほうにご連絡をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 担当課長として、ありがとうございます。

これは議長ですね、私は質疑の一環として、町内業者育成ということでお伝えしたわけなんで、要望ではございませんので。今、課長の答弁でわかりましたので、お忙しいことはわかっております。以後気をつけて、そしてご一報でも結構です。担当課の係長からでも結構ですので、お願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 麻生君、私の見解は違います。委員会であなたが要望を出したんですから、それは要望ですよね。今は質疑をやっているわけですから、大変恐縮ですけれども、見解が違いますので、ご了解ください。

○6番（麻生 剛君） わかりました。ご苦労さまです。

○議長（野村賢一君） それでは、討論はなしでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成30年度大多喜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第27号 平成30年度大多喜町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第28号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 決算書の5ページの平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業貸借対照表の件でお聞きします。

平成30年度は7,200万円余りの赤字決算でございました。その補填として現金預金、平成29年度の残が約3億5,000万円。ここから7,000万円の現金を取り崩して、赤字補填にしたものと思われます。現金といつても、基金と同じようなものだと思っていますけれども、これを基金から取り崩した理由、ほかに赤字補填をする方法はなかったものなのか。

いや、私が心配しているのは、令和2年、3年と同じような赤字が見込まれています。やはり基金は、今度の災害もそうですけれども、万が一何か破損とか、施設も古くなっていますから、大規模改修とかあったときに、基金はやっぱりできるだけ残しておいて、それに対応するようにしておかないと、私が記憶しているあらゆる事業ですと、基金というか、現金

があるうちは何とか施設とかもつんだけれども、現金がなくなってくると非常に大変なことになってくる。いすみ鉄道さんもそうだと思うんですけれども、基金があって、今も基金があるけれども、何かのときにはほかで手当して補充しているとかということもありますよね。

だから、そういうことは考えられないのか。私、現金はできるだけ残しておいて、万が一のときに企てたほうがいいんじゃないかと思ったんですけども、これを現金のほうから補填した理由は何なのか、お聞かせください。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） ただいまのご質問ですが、現金からということですございます。特別養護老人ホーム、現在、基金条例がございませんので、基金はございません。この2億7,700万円というのは全て現金ということに、定期もございますが、それも現金に含まれると考えております。

ほかに何か、この赤字を補填するものはなかったのかということでございますが、収益的収入及び支出におきましては、現金で補填をするしかない状況でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これは赤字を何らかの形で補填しなくちゃいけない。そうなってくるとお金を出さなくちゃいけない。ただ、多分これは基金がなくなる——基金と言っては申しわけない。現金がなくなった時点ではほかの方法を考えなくちゃいけない。そうすると、多分町のほうの一般財源か何かで流用できるかわかりませんけれども、それを使わざるを得ないのかなと。

そうすると、町のほうも1回に7,000万円、8,000万円の赤字が出たときに補填できるのかどうか。やはり町の情勢を見ながら、赤字が相当期間これは続くわけですから。恐らくここまで行けば、5年、10年赤字が続くと想定されます。そうすると、毎年少しづつ補填しないかないと、1回に町のほうとしても難しいんじゃないかなと。

ただ単純に、現金から補填していくという方法は正しいのか。さっき言いましたように、現金は残しておかないと、万が一大規模修理とか、台風で、災害で何かがあったというときにはそこから出さなくちゃいけないと思うんですよ。だから、そういう考え方はないんでしょうかということでお聞きしています。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 現金以外で補填する方法がないのかということでございますが、現状で現金で補填をする以外は、可能性があるのは借金ということになります

すが、この借金というのはいずれは返さなくてはいけないものですから、現金があるうちは借金は避けたほうがよろしいかと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私だからね、万が一借金するにしても、町の一般財源から出すにしても、町の財政状況によるだろうけれども、7,000、8,000万円の金を1回に出せるのかと、町の非常に厳しい情勢の中で。そうしますと、ほかの考え方もあるんじやなかろうかと。これからすぐ来年度は黒字になるとすれば別ですよ。5年、10年赤字が続くという想定になってるわけですから。

そうすると、赤字になった。じゃ今度は現金がないから、全て借金、仮に町の一般財源で出すということになると、町の負担がそのときの情勢によって違ってきちゃうんじやないですかと。そうしたら少しづつですね、もう赤字が想定されるわけですから、じゃ500万円でも1,000万円でも出して、黒字になればまた返せばいいわけでしょうから、戻すとか。想定が届くのかわかりませんよ。

だから、やっぱり現金はできるだけ残しておくような方向にしないと、万が一、災害とか補修とか大規模修繕があったときに、お金がなければ何もできないんじゃないですかと。だから、ほかの方法も考えて、ただ単純に現金から出すということではなくて、ほかのいろいろな方法を考えていかないと、これから先立ちいかなくなることがあるんじゃないですかと。

ですから、単純に7,000万円のお金を現金があるから出すんじやなくて、5年、10年先を見据えて、何らか方法をとって赤字補填をしないといけないんじゃないんですかということを質問しています。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員の心配することはよくわかります。ただ、企業会計はお金がなければ借金せざるを得ない、これはもう企業をやっていますからおわかりですよね。ですから、あとは借金するかという話になります。

ですから、要はその2億7,000万円からの、今お金があるうちに何とか赤字が出ないようになるということで、先般も全員協議会でもご説明をしたところでございますけれども、一つの方法として、外国人研修生というのをことし3人動いたところですね。これは、実は国からの補助金が来ますけれども、補助金のかわりにまた町からも金を出すということで、いわゆる新たな財源としては、町からも補填して、また国からももらう中で、何とか赤字にな

らないように今努めているところでございまして、それは全員協議会でご説明したとおりでございます。

ですから、そういう意味で4年後ですね、何とか赤字にならないような努力をしていかなければならぬと思っています。現金以外には、あと借金するしか方法がございませんので、今、町の金を入れていますので、そういったところでご理解を願えればと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番吉野一男君。反対、賛成どちらですか。

○9番（吉野一男君） 賛成です。

○議長（野村賢一君） どうぞ、賛成討論の発言を許します。

○9番（吉野一男君） 賛成討論を行いたいと思います。

平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

特別養護老人ホームの決算につきましては、介護報酬の引き下げや施設の老朽化に加え、夜間勤務ができる介護士の不足等により、ここ数年にわたり、単年度収支の赤字決算が続いている、大変厳しい状況となっているのは事実ですが、現在のところ、大多喜町には他の特別養護老人ホームが存在せず、大多喜町特別養護老人ホームが現状で大多喜町に存在する唯一の特別養護老人ホームであり、町営ということもあり、町内の困難事例の方も多く受け入れており、近隣市町村、特に大多喜町の福祉に大きく貢献しております。

また、外国人技能実習生を受け入れたことにより、利用者や職員も明るくなり、施設の雰囲気が変わったところでもあります。さらに、外国人技能実習生にかかる経費は国からの交付金が受けられるため、さらに施設で取り組んでいる光熱水費や消耗品費等を初めとした経費節減に努力していることとあわせ、赤字の削減につながり、今後の施設運営が改善されることが期待できるのではないかと思います。

このような状況を踏まえ、今後の施設の経営改善に明るい兆しが見え始めており、施設の必要性と経営改善に努力がうかがえることから、施設の今後に期待し、平成30年度大多喜町

特別養護老人ホーム事業会計決算については賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第28号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（野村賢一君） 日程第8、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

本件につきましては、現選挙管理委員及び補充員の任期が10月4日をもって満了となることから、地方自治法第182条の規定により、委員及び補充員それぞれ4名を選挙するものです。

選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関して公正な識見を有する者のうちから、議会において選挙することとされており、この選挙を行う場合においては、同時に選挙管理委員と同数の補充員を選挙しなければならないこととなっております。

本件、選挙管理委員及び補充員の選任に当たっては、法律の定めにより行われる選挙や投票、また国民審査に関する罪を犯し、刑に処せられた者でないこと。委員または補充員は、それぞれの中の2人が同時に同一の政党、その他の政治団体に属する者でないこと。委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができないものであることなどの制約事項があります。

なお、委員及び補充員の選挙は、それぞれ全員を1回の選挙により選挙することになっておりますが、議員各位に異議がなければ、指名推選の方法により選挙することができること

となっております。

また、補充員を指名推選するときは、その際、補充の順序をあわせて定めておく必要があります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで、議長が指名する選挙管理委員及び補充員候補者の一覧表を作成しておりますので、議会事務局職員をして配付いたします。

(一覧表配付)

○議長（野村賢一君） 候補者の一覧表の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

最初に、選挙管理委員を指名します。

大多喜町堀切285番地13、吉野康夫君。大多喜町小内28番地、渡邊勝君。大多喜町久我原761番地、岩瀬貞夫君。大多喜町大多喜415番地、矢代健雄君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました吉野康夫君、渡邊勝君、岩瀬貞夫君、矢代健雄君、以

上の方が選舉管理委員に当選されました。

次に、選舉管理委員補充員を指名します。

第1順位、大多喜町小土呂443番地、横山直示君。第2順位、大多喜町栗又899番地、永嶋典夫君。第3順位、大多喜町堀之内236番地、齋藤ふく代君。第4順位、大多喜町船子134番地1、大谷節櫻君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、選舉管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、横山直示君、第2順位、永嶋典夫君、第3順位、齋藤ふく代君、第4順位、大谷節櫻君。以上の方が、順序のとおり、選舉管理委員補充員に当選されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

1時55分から会議を再開します。

(午後 1時43分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時55分)

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま町長から、議案第29号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案につきましては既に配付をしています。

議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、議案第29号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第29号の説明をさせていただきます。

今回のこの補正は、今週の月曜日、9月9日の台風15号による災害対応のみに係る補正予算で、早急に対応が必要な復旧作業のみに係るものでございます。

災害対応関連経費はこれで全てでなく、今回、補正予算で計上できないものもございます。それらにつきましては別途予算を編成し、早期に対応するため、場合によっては専決処分により予算措置をしたいと考えております。

それでは本文に入らせていただきます。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ828万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,405万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により説明をさせていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。

6ページ、2、歳入、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金828万2,000円の増額補正は、今回の補正予算の財源として繰越金を充てたものでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費220万1,000円の減額補正は、職員1名の退職による人件費の減と、職員1名減による臨時職員の賃金及び障害者認定調査

に係る報償費の増でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目5 農地費37万4,000円の増額補正は、基幹農道、平沢・川畑間の橋沢トンネル出口付近に、台風により崩落した土砂と倒木の撤去でございます。

目6 農業施設費20万円の増額補正は、台風により破損したたけゆらの里正面入り口の屋根の上にある窓ガラスの修繕でございます。

款7 土木費、項4 住宅費、目1 住宅管理費49万5,000円の増額補正は、台風により破損した町営住宅の屋根の修繕と倒木の撤去でございます。

なお、今回の台風の災害で町道にも崩落や倒木があり、通行に支障が出ていますが、それらの復旧作業については建設課職員が直接作業に当たっているほか、ある程度規模の大きなものについては町内業者などが実施し、現段階では当初予算及び7月補正の災害復旧費の執行残で対応しているところでございます。

款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費537万7,000円の増額補正は、台風により損壊した消防機械器具置き場の修繕に係るもので、修繕料は町所有の機庫の修繕、補助金は地元所有の機庫の修繕に対する補助金で、損壊した、被災をした機庫は、小田代と大戸と八声及び台、高谷地区の4カ所でございます。

目4 災害対策費183万7,000円の増額補正は、今回の台風の災害対応で暑さ対策避難所は、町内の企業の協力により利用できる入浴施設の対応などに係る職員の時間外勤務手当でございます。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費120万円の増額補正は、台風により損壊した大多喜小学校体育館の補修でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費100万円の増額補正は、次のページに続きまして、台風により損壊した大多喜中学校柔道場の屋根の補修でございます。

以上で議案第29号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 9ページの基幹農道整備事業、これ木が倒れたんで障害物の撤去ということで、ここの被害の状況というんですか、木を撤去しただけで、もうこれ終わりなのか。

それとも今後、大幅なというんですか、何か工事費の発生が見込まれるものなのか。

それと、当初、議会の初めの説明のときに、老川の遊歩道の木が倒れてどうのこうのという説明があったふうに記憶しているんですけども、それはもうきれいに片づいて、この補正予算ではなくて、もう対応ができた予算の執行は要らないという考え方でよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 初めに、基幹農道の補正の関係ですけれども、これは基幹農道に農道の脇にある山から立ち木がずり落ちてきている状態で、それを撤去すれば、特に工事等は必要ないという内容のものでございます。

それから、遊歩道の関係ですけれども、遊歩道については、この基幹農道とかと違います、かなり規模が大きくて広範囲に及んでおりますので、それからまた、生活にすぐに支障があるというわけではありませんので、とりあえず今回は早急に対応しなきやいけない部分で、こちらのほうを補正させてもらいました。

遊歩道のほうについては、中瀬遊歩道のほうなんですけれども、どちらのほうは今後対応を考えまして、対応をしたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 遊歩道は養老川沿いにありますよね。あれは、県は関係は……

○議長（野村賢一君） 根本君。今、平沢・川畑間をやっているんだけど、その件はまだ後で。

○4番（根本年生君） わかりました、すみません。じゃいいです、じゃまた後で。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、ちょっとお伺いしたいんですが、9ページの一番上、社会福祉関係職員人件費ということで、退職者が1名と臨時職員が1名でしたっけ、なんかそんな減だということだったんですけども。

先ほどの話では、今回の補正予算は台風関係のものが全てということだったんですけども、台風の関係と職員の何かがあってやめたとか、そういうことなんでしょうか。その辺ちょっと伺えればと思いまして。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） すみません、先ほど冒頭で話させていただいたのは台風の災害関係などということで、すみません、ちょっと紛らわしい始めだったんですけども。台風とは直接は関係ございません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま町長から、議案第30号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）を日程に追加し、追加日程第2とし議題とすることに決定しました。

議案につきましては既に配付をしています。

議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第2、議案第30号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算なんすけれども、大変申しわけありません、説明に入ります前に議案の訂正をお願いしたいと思います。

28ページになります。28ページ、（4）昇給になります。補正前の職員数ですけれども、7になっておりますけれども、こちら6に訂正をお願いしたいと思います。その隣の29ページの職員数ですね。

28、29ページの（4）昇給の欄の補正前の額ですね。補正前の職員数（A）なんすけれども、こちらが7を6に訂正をお願いします。

あと、その隣の29ページなんすけれども、企業職の職員数7を6に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。

それでは、議案第30号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案つづりの21ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正でありますけれども、一般会計と同様に台風15号に伴う人件費等、対策の増額が主な補正の理由となります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条 令和元年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用ですが、190万8,000円を増額し、営業費用の総額を4億5,591万8,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条 予算第8条中5,311万2,000円を5,462万6,000円に改める。

詳細につきましては、32、33ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明いたします。

まず支出ですけれども、目1原水及び浄水費の34万3,000円の増額は台風15号に伴う時間外手当の増、目2配水及び給水費の155万3,000円の増額は台風15号に伴う時間外手当の増、機械等借り上げ料、備消耗品費の増、目3総係費の1万2,000円の増額は台風15号に伴う手当の増額によるものでございます。

以上で議案第30号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす14日から12月31日まで休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、あす14日から12月31日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

(午後 2時12分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　野　　村　　賢　　一

署　名　議　員　　山　　田　　久　　子

署　名　議　員　　野　　中　　眞　　弓